

第一百二十三回

参議院厚生委員会議録第七号

平成四年四月二十一日(火曜日)

午前九時三十一分開会

委員の異動

四月十六日

辞任

針生 雄吉君

補欠選任

田代由紀男君

高桑 栄松君

出席者は左のとおり。

委員長

理 事

委 員

辞任

田代由紀男君

高桑 栄松君

補欠選任
高桑 栄松君

田代由紀男君

西田 吉宏君

田渕 敦二君

委員長

理 事

委 員

委員長

理 事

の看護婦などの人材確保の促進に関する法案が国会で審議されることは、私ども非常に政治決断、行政の英断に深く感謝を申し上げているところでございます。また、これらの制度が適切に運用され、実効あるものとして実現されますよう御期待申し上げております。

看護婦の状況を華告させていただきます。
看護婦不足の意味するものといたしまして、
つは求人難がござります。

病院の病床がふえれば当然病床数に見合った看護婦数が必要でございます。これまで病床が急増した時期が三回ございました。終戦直後、昭和四十年代、そして六十年代の第一次医療法の改正に伴う駆け込み増床は先生方の御案内とのおりでございます。地方は比較的に落ちついておりますが、東京、大阪などの大都市圏とその周辺は求人難が深刻でございます。また私の病院、中小診療施設などは非常に看護婦は得がたいし、さらに精神病院、それから老人病院などは同様に看護婦の求人難にございます。

いま一つは人手不足の問題がござります。看護婦の人数に比べて仕事量が非常に多くなつております。忙し過ぎる。どの病院でも医療内容はそれに反比例いたしましてますます高度になつております。医療もしたがつて濃厚になつておりますし、看護婦の診療補助業務がますますふえております。看護の質もそれに従つて変わつておりますし、人手不足とは仕事量に見合つた看護婦が配置されていらないということにござります。人手不足解消のための増員は常に現場の切実なる要求でもござります。

しかし、私どもの調べておりますのでは、先生方のお手元の資料にございますように、これは今働いている看護婦がやめなくて済む対策という資料でございます。P五にございますように、就業分野者と比較いたしましたと働き続けるという意欲を持つておりますし、またマンパワーの動向を左右する二十代の未婚者にいたしましても、一般女子

が高うございます。また、一九九一年、協会が調査をいたしました離職ナースの就業意向調査でござりますが、その回答を見ましても、未就業者の看護職のうちに五八・三%は再就職をしたいと考へているわけでござります。「このことから考えますと、私どもは看護婦不足解消にも非常に希望を持つております。

その第一のヨーカイントとなりますのは失鶴条件の改善ではないかと思います。就業者数はこの二十年間に二倍になつております。しかし、病床数も一・五倍にふえているわけでございまして、高度の医療が昼夜の別なく継続されているということは先ほど申し上げたとおりでござります。

夜勤回数はほとんどそれに従いまして減少していませんで、月に九回、ある病院では十回以上もしているというのが全国的に見ますと一七%ございます。また就業者の六三%は既婚者でございます。また、その九割は予供がおります。年間の産休取得者が全国の病院平均で六%、産前産後の夜勤免除などもございますことは未婚者の負担が増しているということでございます。さらに、育児休業制度にいたしましても、代替要員が確保されないために仲間へのしわ寄せがございます。そういうことから既婚者が退職を選ぶということに及んでいると思います。その結果を私どもは何とかして解消しなくてはならないと考えるわけでござります。

それから一つ目には給与の改善で、この給与につきましては、勤務場所あるいは病院の主体、職種によりまして格差がございますが、近年看護婦の給与改善が図られつつございます。業務内容もまだ改善の必要があるわけでございますが、各病院がそのことに意識を強めていることは大変うれしいことでございます。

民間病院の看護婦の給与は、施設によって今も申しましたように開きがございますが、全国的に見ますと、三十三歳では税込み二十五万というところでございます。月に九回も夜勤がございます。

非常に仕事も複雑ですし高度になっておりますが、種にいたしましては、これは改善をしていただかなくてはならないのではないかと思つております。それから次に、保育施設でございます。今全国的に出生率が低下しておりますが、看護職は一人平均二人子供を持つております。既婚率は六〇%そして全体の看護婦から見ますと四〇%が子供をも持つてゐるといふことでござります。そういううえで看護婦が退職しないで安心して夜勤ができるようにするために二十四時間の保育、それから保母さんとの増員などもしていただけたら大変幸せだと思います。

それから次に、看護業務の見直しということをございます。

これは看護業務が全体に確立していないといふこともござりますし、少ない限られた要員で最小のエネルギーで最大の効果を上げるにはどうしたらいいかということが大きな課題になつてゐると思います。魅力があり、また看護の専門性が發揮できる職場にしなくてはならないという看護職としては大きな課題を抱えております。そして人々のニードにかなう看護を保障する事がしながら人々、患者さんを守ることになるわけですから看護の質を維持するということ、さらに優しさと安らぎを患者さんに持つていただく看護婦の態度ということなども考えますと、これは数が少ないので、足りないだけではなくて、看護業務の改善が必要だと考えてゐるところでございます。

それから、次に考えられることは、養成力の強化でございます。

看護婦が誇りと自信を持つて仕事を統けられるようにいたしますのに、看護教育のレベルアルツプが必須条件と考えます。本年の看護系大学の受験率を見ますと、前年より大幅に高くなつております。これはレギュラーコースよりもはるかに上回る数でございます。十八歳女子人口が今後急速回復傾向にございますので、その中から看護職を希望する人を確保するためには、高等

「さいます。これは看護業務が全体に確立していないということをござりますし、少ない限られた要員で最小のエネルギーで最大の効果を上げるにはどうしたらいいかということが大きな課題になつてゐると思います。魅力があり、また看護の専門性が發揮

揮できる職場にしなくてはならない、という看護職の立場としては大きな課題を抱えています。そして人々のニードにかなう看護を保障することが重要な点で、わち人々、患者さんを守ることになるわけですから、看護の質を維持するということ、さらに優しさと安らぎを患者さんに持つていただく看護婦の態度ということなども考えますと、これは数が少ない、苦しい、足りないだけではなくて、看護業務の改善が必要だと考えているところでございます。

それから、次に考えられることは、養成力の強化でございます。

看護師が考りと自信を持つて仕事を先づつら

看護婦が言ふと自信を持てて仕事を続ける力がある
ようにいたしますのに、看護教育のレベルアルツ
プが必須条件と考えます。本年の看護系大学の受
験率を見ますと、前年より大幅に高くなつております。
これはレギュラーコースよりもはるかに上
回る数でございます。十八歳女子人口が今後急速
に低下していく傾向にござりますので、その中か
ら看護職を希望する人を確保するためには、高等

歴傾向に対応した大学化の促進ということが必要でございます。また、看護婦不足は量的な解決だけでなく、変貌する医療ニーズや健康ニーズにかかる看護の専門職としての革新的な向上を私どもはみずから考え、努力しているところでござります。時代の要請に対応していく能力、看護の基礎教育は技術中心だけでなく人間科学を中心とする高度の自立性や判断力を養うプロフェッショナルな教育が必要ではないかと思ひます。そしてたゞいま申し上げましたように、医療従事者としての自信と誇りを持つ豊かな人間性、全人間的な看護婦を養成しなくてはならないと思っていところでございます。

看護協会では看護教育のレベルアップへ向けての活動を展開しておりますが、時間の都合上御質問の折にお答えしたいと存じております。

それから最後に、潜在看護婦の活用でございますが、これは本年度ナースバンクがセンターに昇格をいたしまして、国家的な予算も確保できました。それによりまして私どもはより潜在看護婦の活用ができるのではないかと希望を持っておりま

現在、ナースバンクに登録をしている看護婦を見ましても、長期離職者の再就職はなかなか難しいといいながら、先ほど申しましたように、条件が整えば五八%は再就職をしたいという希望を持つております。そういう方々が再就職いたしますても現職の人に引けをとらないように、私どもはリフレッシュ教育をしながら再度の離職防止に努めたいと思うところでございます。

このように、今までのことを考えてみますと、就業しているその意欲は高いけれども、労働条件の厳しさが現実に看護職員の就業継続を難しくしている。そしてまた退職をした理由を見ましても、仕事内容に不満があるなどと云うことがござります。やはり私どもは看護職として誇りある職場ということが大切ではないかなと思つわけでございます。

いたしますと、私どもは看護の今後の方針を決定する上で重要な指針となると思ひますし、看護を実践する者への自信と能力を育てる基本的な構成要素にもなると存じます。さらに看護職の身分の保障、そして一般の人々の看護の役割への認知と評価にもつながるのではないかなど存じます。そして、そのことが看護を誇り高い職業として看護という職業をライフワークとする人々がふえてくるのではないかと私どもは期待しているところでございます。

どうぞ、先生方、この法案を立法化していただきたいと存じます。お願ひいたします。そして、立法化の上で適切にこの法律が運用され、実効あるものとなりますように期待し、お願ひ申し上げます。

○委員長(田淵勲二君) どうもありがとうございました。

次に、坂上正道参考人にお願いいたします。坂上参考人。

○参考人(坂上正道君) 坂上でございます。こういう大事な厚生行政の委員会にお呼びいただきまして、ありがとうございます。

私は、今有田会長が述べられましたことの裏づけになるような具体的なお話を申し上げたいと存じますので、私の経験をまず紹介させていただきたいたいと思います。

私は、二十六年に慶應の医学部を卒業いたしまして、約二十年間慶應病院におりまして、それから北里大学に移りました。小児科医として活動しておりましたけれども、北里大学に看護学部ができましたので、私は看護学部の教授になりました。そして看護学部の教授として大学病院長を兼ねていたと、こういうような経歴でございます。

その中から教えられました現実のナースの姿でございますが、ある日、小児科医である私のところへ白血病で亡くなつた方のお母さんが来られました。その話をいたしました。その話というのは、実は自分の娘が白血病で寝ておりますときに、な

かなか眠れない、そこへナースが来て本を読んで

だということをその婦長に言つた。

その話を聞いて婦長が渡邊和子さんに、あんなのお母さんはこんこんと眠っているけれども一生懸命しゃべってごらんなさい、そうすれば必ずお母さんにはあなたの気持ちが伝わりますよと

言つた。渡邊和子はそのことをナースというものは大したものだ、自分の体験の中から学んで、教育を施している学長である者にそういう生きた

話教えてくれた。ナースが体験を積んでいくと

いうことは大変な行為であるということを教えてくれました。

ナースというのはそういう職業であります。制度の上でいろいろ言われますけれども、先ほど申上げましたように、心の問題というのは表に出ないデータとして積み上げられていくものであります。

阪大に医学概論を興されました澤瀉久敬教授が、「医学概論」という本を大変古いときに書き下おりましたし、またそれが育てられることが大事な問題であろうと思います。

ノートルダム大学の学長の渡邊和子さん、大変すぐれた方でいらっしゃいまして、二・二六事件のときに銃弾に倒れた渡邊さんのお嬢さんでありますけれども、その方が学長をしておられたときには、お母様が急に倒れたそうであります。そして教務のために上京できまい。明くる日病院に参りますと、母がこんこんとして眠つていた。そのときに病棟の婦長が渡邊和子さんにこういった話をしたそぞうであります。

自分の経験した話であるが、実は、ある男の人人が重症になつて危篤状態になつた。そのときにはくら元で葬式の相談を家族がし始めた。それを聞いていた夫は、危篤ですから何も聞こえないようになります。そこで医療の中ではテクニカル、技術を使いましてキューの立場に立ちますけれども、ナースは主として自分の専門の力を使いましてケアの立場に立ちます。毎々言われますように、キューとケアという両面がありますが、実際は健全にならない

として自分の専門の力を使いましてケアの立場に立ちます。そこでお残しになつた言葉であると思います。したがいましてチーム医療といふものがどうしても必要である。医者だけでは医療ができません。ナースも含めましては、看護とは人間が人間の苦しみを助けようとする限りの働きかけをする、人間の、人間社会の、きわめて自然な仕事であり、良い仕事、祝福されるべき仕事、喜びのある仕事である、といふ真実です。

という言葉であります。これは恐らく湯瀉さんが実践の中で積み上げた御自分の集積の最後の言葉としてお残しになつた言葉であろうと思ひます。

さて、医療はニーズも変化いたしまして、また高度化いたしております。したがいましてチーム医療といふものがどうしても必要である。医者だけでは医療ができません。ナースも含めましては、看護とは人間が人間の苦しみを助けようとする限りの働きかけをする、人間の、人間社会の、きわめて自然な仕事であり、良い仕事、祝

福されるべき仕事、喜びのある仕事である、といふ真実です。

それがゆえに看護の仕事に徹底した方のある一つの言葉が私の胸を打つわけであります。

それは湯瀉久敬さんとおっしゃいまして、聖路加をお出になりますが、その方が「グローリングペイン」という大変すばらしい本を書いておられます。そして、今のようなナースの仕事を貫徹したお立場でお述べになつておられる言葉であります。

いま、こうしてこの歳月を振り返つてみると、私の思考を捉えて離さないものは、そうした時代の変化のなかにあって変化しなかつたもの、おそらくはこれから先も変わるべくもないもの、の、のことです。変わるべきもないもの、それ

は、看護とは人間が人間の苦しみを助けようとできる限りの働きかけをする、人間の、人間社会の、きわめて自然な仕事であり、良い仕事、祝

福されるべき仕事、喜びのある仕事である、といふ真実です。

その医療の高度化と申しますのは、現在主要死因といふものは脳血管障害、悪性新生物、循環器疾患といふことになつておりますけれども、さらに入院、外来の状態から見ますと、入院の患者の中では精神障害が多い、脳血管疾患、それから損傷及び中毒、悪性新生物、こういう四つになります。そして、こういう疾患は老齢の方がそういう疾患を抱つておりますので、单なるそういう一疾患にとどまらず、複合しながらいろんな疾患を持つております。したがいまして、高度医療といふのは、单なる一つの疾患ではなく多くの疾患

が重複しながら存在しているものに対する医療でございますので、多くの職種の協力が要ります。後刻、福祉のお立場の方の御意見もあるようですが、ドクター、ナース、それから福祉の方々も含めたそういうチーム医療が必要であるということです。

そして、この医療の中にはすさまじい医療が展開するわけでありまして、末期医療における治療をどうするかということにつきましては、命の問題にかかる問題でありまして、そのことにつきましても日本医師会は、末期医療のあり方ということにつきまして、患者の意思を尊重するという立場の意見書を出しました。

そのほか新生児の世界におきましても、技術の進歩によりまして普通ならばこの世に生まれてこない生命があらわれてまいります。そういたしまして、その命に対してそれを維持すべきか維持すべきでないかというような、そういう意思決定の必要な医療が展開をいたします。そういたしまして、医師及びナースその他他の職種は同じような立場に立ちましてディスカッションをして、チムとしての意思決定をしなければならないということあります。今、有田会長が看護教育の高度化ということを言わされましたのは、そういうナースが加わってくるようになりますとチーム医療の意思決定ができないという事実が現在もあると申します。

しかも、そういうナースになることを希望する女子が少ないと申しますと、決して少なくはございませんで、私どもの看護部におきましても推薦入学、一般的の入学におきましてまさに入学の定員数の二十倍に近い志願者があるわけでございまして、決してナースを希望する女子が少ないということはないのです。そこに受け皿がちゃんとおれば、高度のいい教育を受けたナースを生み出すことができるわけです。

ただし、このことは急ぐことができない。すなわち、先生の養成がおくれているという現状にありますし、看護学部における特に看護系の教授を

集めるということは大変至難のわざであります。て、このことは私が看護学部をつくりましたときにも体験をしたところであります。したがいまして、時間のかかる問題ではあります、明瞭な戦略を設定いたしまして、その行動計画を十年なら十年の間にきちんと立てていくことが必要であります。今回も予算において手厚く扱われておられます看護の問題ですが、これがいつと同時に終わらず、どうぞ積年の努力で積み上げられるような御配慮をいただくようにお願い申し上げたいと思います。

日本医師会では、社会構造をケアリングソサエティー、すなわち支え合っていく社会構造というものをつくる、そのことによって医療、看護が健全に育つということを提案もいたしました。したがいまして、今、社会構造全般が自分の老後を思ひ、お互いにケアし合うソサエティーになるという根本的な変化を社会にもたらすべきであるという提言をいたしましたわけでありまして、単に看護問題だけを抽出いたしましてもそれは解決の道は遠いであろう、というふうに思います。

どうか議会におきましても十分な御論議を賜りまして、この今回の政策が一つの意味を持つわけあります。が、さらに永続的にこういうナースの養成その他につきまして御配慮をいただければありがたいと存じます。

○委員長(田淵勲二君) どうもありがとうございました。

山参考人 次に、板山賢治参考人にお願いいたします。板

十万人という立場に立ってその成立を御期待申し上げたいと思うのですが、この八十万人と人々は、全国七十七種類五万一千カ所余りの社会福祉施設で働いております約六十二万人の人たち、そして三千二百五十市町村で働いておりまして四万人余りのホームヘルパー、さらには法人経営者など地域福祉の担い手としての三千三百六十市町村社会福祉協議会などで働いております。

これらの人々は、今、坂上先生からもお話をありましたように、国民の暮らしとそして命と人権を守るために、よりよい幸せを守るために一生懸命働いておるわけでありますが、長い間なかなかにその働く条件あるいは養成、採用その他につきまして十分な状況に置かれおりませんでした。ただ、施設運営につきましては、公的な財政措置、措置費というお金でその運営が賄われるという基本的な条件がありましたので、国の行財政の状況等でその実態というのが左右されるという現実があります。

今お話をありましたように、人の命を大切にし、そして人の幸せを守るという社会福祉の活動は、新しい時代を迎えて、今、二十一世紀への対応も含めて極めて重要な段階に到達しております。社会福祉は人である、人の生活をめぐる諸問題に対しまして人の手を通して必要なサービスを提供する、これが社会福祉の本質であるということに着目されまして、今回の二法の改正が政策課題として登場したことの大変に私どもは喜んでおるのであります。

この人の生活をめぐる諸問題への対応であります。が、その対象とされるサービスを必要とする人々は、寝たきりのお年寄りでありましたり、重度の障害者でありましたり、あるいは保護者を持たない子供たち、あるいは精神的、身体的、環境的な理由で通常の生活を営むことに大変困難な人々でありまして、その数は私の推計によりますと一千三百万人ぐらいになる。国民の一割を超える人々がそのような状況にあるというふうにとらえ

ておるわけであります。高齢社会への進捗の中で、要介護高齢者や重度障害者はますます増大をし、そして対象者の意識も変化し、さらには高齢社会、成熟社会を迎える中で、新しい自立生活を求める人々の動きや、よりい生活を求めるそんな動きの中で、社会福祉の任務、取り組む人々の質と量とが問われるようになっております。

恐らく、厚生省が二十一世紀社会に対応するためについておつくりになりましたゴールドプラン、このゴールドプランの進行の中で新たに必要とされる人々も四十万人というふうに言われております。施設対策なり在宅サービスを担うために新たに必要とする人々がこの十年間に四十万人ぐらい得られなければいけないというような数字も出ておるわけであります。先ほど八十万人と申しました人々は、いずれ十年後には百二十万という量的な拡大も見なければならない、そんな状況の中で今回この法改正が計画されましたことはまさに時宜を得たものだ、このように思っております。

最近におきます社会福祉の現場の人をめぐる問題をちょっと御紹介を申し上げておきたいと思います。

これは全国的な調査あるいは一部の都道府県等の調査から得たものでありますが、全国に五万を超えます社会福祉施設がありますが、最近その三〇%余りが職員を得ることができない、欠員といふ状況の中で苦労をいたしておるわけであります。特に重度の介護施設であります特別養護老人ホーム、身体障害者の療護施設、一部都市におきます保育所などで人手不足が強く叫ばれております。職種の面では寮母、保母そして看護婦さんさらにはセラピストと言われる療法士などの人手が足りない、こんな状況が強く訴えられている状況にあります。また、社会福祉施設経営者の声を聞きますと、今後の職員採用につきまして見通しが暗い、大変厳しい状況であるという人々が七五%に達しておるわけであります。

されでは、人材確保のために何が大切なのかと
いうことを問うてみますと、一つはやはり給与、
労働条件の改善が大切である。宿直を必要とする、
夜勤を必要とする状況、これは看護婦も同様であ
りますけれども、介護を要します老人ホーム等は
まさにその状況に置かれているわけ
でありまして、そうした中で努力をいたしますた
めには、勤務時間あるいは職員の配置基準、そ
いったことを通して、休みもとれる、ほどほどに
給与もと、こういうふうな希望が強いわけであ
ります。勤務時間の軽減というのも大切であると
いうことを言っておる人たちが四分の一ぐらいお
るわけであります。

言われておるのであります。しかしながら、福祉系大学、現在七十三校ほどありますけれども、八千人の卒業生があるといいますけれども、その半数を超える人々が、せっかく激しい競争試験をパスして福祉の勉強をしてくれた人たちが福祉以外の職場に就職をしてしまうという現実があります。また、保母の養成短期大学が二百校近くあるのですが、その二万八千人の卒業生の中で四三%に及ぶ人々が保育以外の職場に流れていってしまうという現実を私たちには厳しく見直さなければいけないと思うのであります。

大学卒業するときには他の職場に移っていくといふ現実は、保育や社会福祉の現場への理解、認識の不十分さもありますが、受けとめる体制の不十分さをも物語っているように思えてなりません。また、民間福祉施設、全国で今二十三万人ほどおるのであります、一年で三万人を超える人々が離職をしているという事実、しかもその退職者の年齢は三十四、五歳、平均勤続年限が五年ぐらいでやめていくといふ事実を私たちもまた見直していくべきなものだと思っておるわけであります。この若い人々が退職していくといふ事実はまことに残念でありますけれども、同時に福祉の現場が男子一生の職場、時に女子一生の職場でないといふ声すらも今聞くのであります。もちろん、一法人一施設というふうな零細事業とでもいすべき社会福祉法人の実態を考えますと、将来性、ポストの問題、人事異動、そんなことも含めて大変複雑な状況があります。これの解決が必要でありますけれども、こうしたもののへの対応を怠がなければいけないといふふうに思つておるわけであります。

いうものをとらえまして、実はここ数年来一生懸命取り組んで努力をしてまいりました。お手元に小冊子をお配りをいたしております。「福祉従事者確保に関する緊急提言」、この一ページの一番下に載せてありますように、私たちはこの緊急提言の中で、社会福祉法人等施設を経営し社会福祉事業を經營する者が福祉従事者の勤務条件改善への熱意を持って取り組まなければいけない、そのため「勤務条件等改善目標・十か条」というのを定めました。これは後ほどごらんをいただきたいと思いますが、昨年の十二月、二年余りの検討を通して、社会福祉事業経営者自身が反省をし、そして近代化への努力をしなければいけないことを幾つかみずから反省を込めて取り上げております。

第一は、社会福祉法人等の関係者が共同して福利厚生事業や職員の募集、研修などに取り組まなければいけない、そんなことをみすからの提案として関係者におち当たるものであります。

そして最後に、こうした従事者の勤務条件等を改善し、その確保を促進するためには、法律面での整備や、国や地方自治体の各種施策の御努力をいただきたい、こういうふうにつくり上げていいものでございまして、今社会福祉の現場が直面しております実態の一端をごらんいただけるのではないかと、御参考に供したのであります。

さて、今回の法改正でありますのが、社会福祉事業法の改正の中で基本指針を国がつくられ、社会福祉事業経営者等にその実施を指導し指示していくという、こういうことがあります。これは私どもがつくりました緊急提言の十カ条に沿うものであります。私ども関係者も一生懸命その実現に向けて努力をしていきたいと思いますが、この基本指針の内容が法律上はまだ明確でありません。今後の検討に当たらましては、民間社会福祉関係者の実態をしっかりととらえていただきまして、関係者の意見も聞きながらお決めをいただきたいものだ、このように思つのであります。

また、施設経営というのは、先ほど申しました

ようにより公費に大きく依存しております。この措置費等を含む財政的な裏づけにつきまして十分な配慮が必要ではないかと思うのであります。

また、福祉人材センターの規定がありまして、中央、地方に設置することはまことに適切でありまして、これを大いに歓迎をいたしますが、地方センターの場合、やはり人材を確保しますと同時に、そのレベルアップのための研修部門でありますとか情報あるいは経営指導といった部門の一体性を確保した形でこの人材センターの実現を図っていただきたいと思うのであります。都道府県等に対します指導を十分に含みながら考え方でございたいものだと思っております。

福利厚生事業の充実につきましてもまことに適切でありますと、小規模の社会福祉法人等が共同事業としてこれを行う、そのきっかけをおつくりいただきることは大変大事なことでありますので、歓迎をいたしております。

なお、社会福祉施設職員の退職手当共済の問題につきましても、範囲の拡大は今後さらに御検討の上、ヘルパー等介助従事者にとどまらないで幅広く地域福祉を支える人々をも対象に含めていただきたいものだと思っています。

なお二つだけ加えます。

一つは、社会福祉従事者の八五%、約六十万人は女性であります。今後、二十一世紀に向けてもゴールドプランの進行等、女性の力に頼るところが大ききうございます。育児休業問題でありますとか介護休暇の問題でありますとか、保育所の問題等関連施策が十分にこれにタイアップいたしませんと、この法改正をもつてしてだけでは人材確保対策として不十分だと思うのであります。女性一生の職場に社会福祉の現場がなりますように、ぜひ内容充実をお考えいただきたいと思うのであります。

第二に、社会福祉施設等の経営母体は一法人一施設というふうなことに象徴されますように、まことに財政的にも不備な、極めて脆弱な状況にあります。共同事業として取り組む福利厚生問題な

どを含めましてこの財政的な裏づけ、そういういたものが相伴いませんと、仏をつくつて魂入れずに社会へ向けての人材確保のために基盤整備のスタートになつていただきますことを心からお願いをいたしまして終わりたいと思います。

○委員長(田淵勲二君) どうもありがとうございました。

次に、小笠原祐次参考人にお願いいたします。

○参考人(小笠原祐次君) 小笠原でございます。このような場で福祉マンパワーの意見を述べる機会を与えていただきまして感謝申し上げます。

私は、主に現在は日本女子大学の教員をしておりますが、精神薄弱児施設あるいは老人ホームに勤務をしていた経験があるということを含めて、現場の職員の問題をやや具体的に述べさせていただきたいというふうに思つております。昭和六十二年には社会福祉士・介護福祉士法の制定が行われまして、専門職化が進められ、初めていわゆるホームヘルパーあるいは老人ホームの寮母という職員がケアワーカーとして専門職化された意味は非常に大きいと私は思つております。さらに今回、人材確保についての法制化が進められますことは、社会福祉施設あるいは社会福祉の現場にとつてのマンパワー問題を解決していく上で非常に大きなステップになると思い、大きな期待を抱いております。

先ほど板山先生から、福祉は人だということをおっしゃいましたけれども、私も実際、知恵おくれの子供たちとともに暮らし、あるいは特別養護老人ホームで主に寝たままの状態のお年寄りと生活をしながら、お年寄りあるいは子供に対するケア、つまり仕事が直接に体や心に対しての働きかけだということです。直接に体や心に働きかけていくのは人でしかできないことです。私も実際に、

ほとんど食べることができないお年寄りに食事の介助をいたしましたけれども、例えば初めにお茶を飲むのかあるいはおみおつけを飲みたいのか、おかゆにしたいのか、この第一の出発点は、これを飲むのかあるいはおみおつけを飲みたいのか、それが直接に体に触れ心に触れていく場合にあります。

は、精神的あるいは情緒的な関係が非常に大きく作用いたします。これは家族が家庭で世話をしているときでも全く同じです。そういう意味で言えば、継続的に続けて世話をしないければ心を開くということができません。

かつて、養護施設に勤めていた職員が子供たちからこんなことを言われたといつてからがっておりました。先生たちどうせやめるんだろう、どうせやめるんだから僕たちのことをきっとほっておこうだうな、そういう気持ちを暗に含めておりました。

つまり僕たちは施設から逃げることはできぬだろうと言つてはいるわけですね。つまり先生たちが、職員たちが長くその施設に勤務し続けることができなければ子供たちの心をいやすことも

できません。つまり僕たちは施設から逃げることはできません。親もいない、うちに帰つても親に世話してもらえない、だから施設を逃れることはできないけれども、先生たちは施設から逃げることができない、親もいない、うちに帰つても親に世話してもらえない、だから施設を逃ることはできない

ことになります。

ところでは、社会福祉施設に限つて申し上げますと、昭和三十五年にわざか八万人ばかりであった職員が平成二年では約六十万人に達しております。つまり僕たちは社会福祉の職員の確保の問題について考えていかなければならぬ

だけが勤いでいる職場ではなくなつて、そのことに着目をしながら私たちは社会福祉の職員の確保の問題について考えていかなければならぬだろうと思つております。

ささらに、もう一つ大きいのは、先ほどこれも板山先生がおっしゃいましたけれども、社会福祉の職場というのは零細企業です。そのため、職員の求人に対しても欠員が生じなければ求人ができません。二月か三月になつて初めて求人をすることができる。もうそのころには大学生たちが職場が決まつてしまつております。そうした形での言つてみれば求人、求職のミスマッチが零細企業としての福祉の職場から起こつてゐる。その点で今回

す。

しかし、一般的の職場と比べるならば、その格差は余りにも大きいということは歴然としております。つまり社会福祉の条件はよくなつたけれども、あわせて一般の企業、一般のサラリーマンの条件、生活がよくなつておりますので、その格差はそれほど狭まつてはいないということです。そのことが、今も板山先生が述べられましたけれども、社会福祉系の大学あるいは専門学校を出た生徒たちが二割、三割程度しか福祉の職場に行かないといふことになるわけです。

実際、私が現在理事をしております民間のある老人ホームの場合でも、昨年一年間、一応東京都で定めた職員の配置人数に比べて一、二名が常時欠員状況でした。四月の段階で欠員だとうのは約三割くらいの施設であるというのは板山先生の述べられたとおりですけれども、個々の施設に当たつてみると年じゅう人が足りないということがあります。いま一つの施設の場合には、調理員が三割ちゆう欠員だということが起つております。つまり余りにも労働条件がほかの職場と比べて悪い、そのためにはかの職場との比較の中で職場を選んでいくわけですね。

私は、福祉の職場ももう今や普通の職場と同じになつてきている。つまりある限られた奇特性だけが勤いでいる職場ではなくなつて、そのことに着目をしながら私たちは社会福祉の職員の確保の問題について考えていかなければならぬ

Dという表がございます。この資料を後でお読みいただければおわかりいただけると思いますが、学生や退職した職員の職場についての希望は、「社会的に意義がある」、あるいは「人間性が学べる」、あるいは「ゆとりある仕事を」、つまりいい仕事をしたいというのが社会福祉の職場を目指す職員たちの第一の願いです。しかし現実にはいい仕事ができないという実情があります。

それは、今見ていただきましたDの表の左にBという表があります。これは私が現に勤めておりました施設の実際の仕事の流れです。例えば朝八時から九時の間に食事の介助をいたしますが、夜勤あるいは日勤というような仕事のローテーションの関係でちょうど朝の食事の時間には職員が六人しかおりません。普通は夜勤明けの職員が一人、ところがそれに対しても勤務は六人しかいません。つまり勤務で二人残つてくれまして八人で援助いたしますが、そこに書いておきましたように、食事

勤あるいは日勤で二人残つてくれまして八人で援助いたしますが、そこに書いておきましたように、食事

勤あるいは日勤で二人残つてくれまして八人で援助いたしますが、そこに書いておきましたように、食事

勤あるいは日勤で二人残つてくれまして八人で援助いたしますが、そこに書いておきましたように、食事

勤あるいは日勤で二人残つてくれまして八人で援助いたしますが、そこに書いておきましたように、食事

勤あるいは日勤で二人残つてくれまして八人で援助いたしますが、そこに書いておきましたように、食事

役割は極めて大きいであろうというふうに考えられます。

私もある大学の教員をしておりまして、その教員をやめて老人ホームの職員になりました。子供たちにとつても妻にとつても大変な決断であったし、その支えがなければそういう乱暴な選択はできなかつたんですけれども、現に私の給料は大学の教員の約三分の一に減額いたしました。それが社会福祉職場の現実です。そういう選択をしなければ社会福祉の職場で働き続けることができない

ときになります。

そこで次に、社会福祉の職場で非常に大きな問題があります。いま一つの施設の場合には、調理員が三割ちゆう欠員だということが起つております。つまり余りにも労働条件がほかの職場と比べて悪い、そのためにはかの職場との比較の中で職場を選んでいくわけですね。

その次に、社会福祉の職場で非常に大きな問題があります。いま一つの施設の場合には、調理員が三割ちゆう欠員だということが起つております。つまり余りにも労働条件がほかの職場と比べて悪い、そのためにはかの職場との比較の中で職場を選んでいくわけですね。

私は、今見ていただきましたDの表の左にBという表があります。これは私が現に勤めておりました施設の実際の仕事の流れです。例えば朝八時から九時の間に食事の介助をいたしますが、夜勤あるいは日勤で二人残つてくれまして八人で援助いたしますが、そこに書いておきましたように、食事

勤あるいは日勤で二人残つてくれまして八人で援助いたしますが、そこに書いておきましたように、食事

勤あるいは日勤で二人残つてくれまして八人で援助いたしますが、そこに書いておきましたように、食事

勤あるいは日勤で二人残つてくれまして八人で援助いたしますが、そこに書いておきましたように、食事

勤あるいは日勤で二人残つてくれまして八人で援助いたしますが、そこに書いておきましたように、食事

勤あるいは日勤で二人残つてくれまして八人で援助いたしますが、そこに書いておきましたように、食事

せんや介助も必要なわけですから、職員が一人も三人もの全面的な介助を必要とするお年寄りに対する介助をしなければならないことになります。お一人の介助は優に三十分以上かかります。そのため、事務職員、私は副園長をしておりましたが、副園長も朝の食事の介助に当たるということをして私たちをそれをしていいということが現実でありました。

その結果、実はもっとゆっくり食事の介助ができればお年寄りも落ちついて食事ができるんだけど、しかし手が足りないために、言ってみれば口の中に食事をどんどん入れていくということしかできないという実情が現にあります。そういう中でいい仕事がしたいと思つてもいい仕事ができぬ実情があるわけです。

さらに、日常的に言いますと、本当に片時も気を緩めることができない状態や、あるいはお年寄りが声をかけても、子供たちが声をかけても、その声に対応してあげることができない実情があります。ですから行き届いたケアができない。お年寄りが買いたい外の空気を吸いたいと言つても、職員がいないためにせいぜい一度くらいの買い物外出しかけない。人が生きていて、今の世の中で外に買いたいに行くというのが月に一度くらいしかできない。しかもそれは百十人のお年寄り全員にできるわけではないのです。

どうしてそのようなことがあるのか。それは、実を言いますと職員の配置の問題にあります。これは先ほど言いましたように、福祉は人である、人でしかできないわけです。人を通してしかできないお世話であるだけに、職員がどのように配置されているかといふことが決定的に重要であるわけですが、今見ていたときましたBの上のAといふ表にありますように、職員の配置基準、これは国が示す基準ですが、例えば特別養護老人ホームの五十人の定員の施設では、一九七五年、昭和五十年以降、実は配置基準が変わっておりません。これは財源的な措置、つまり措置費が十分

ではないということを含めてそのようになつてゐるわけです。

それはCの表を見ていただくと、これは私が訪問いたしました北欧の国との比較ですけれども、北欧の国と我が國との格差に愕然といたします。

このようなことが現実に進むことによつて、いい仕事ができないだけではありません。人数が少ない、そのため二十四時間の勤務のローテー

ションで言いますと夜勤が多くなる、あるいは準夜勤が多くなるということです。それから、もちろん休みがとれない。落ちついて休みがとれない。そのため健康を損ねていくという悪循環があります。

さらに、いま一つの要素としては給料が安い。仕事に見合うだけの給料がそれほど出ていない。これはお手元に配りました「埼玉県社会福祉施設職員給与実態調査結果」の概要のところにお示ししておりますけれども、この表を見ていただけますと、職員の給料の高くはない実態を読み取つていただけるだらうと、うふうに思つております。

そうしたこと全体が実は社会福祉施設に対する、あるいは社会福祉の現場についての魅力をなくしております。学生たちは社会福祉の現場に行くよりは一般企業に行くというようなことはね返つてゐるのではないかというふうに思われます。それより参考の方々に対する質疑を行いました。

○前島英三郎君 参考人の先生方、大変きょうは質疑のある方は順次御発言を願います。
○前島英三郎君 参考人の先生方、大変きょうはありがとうございました。

私は自由民主党の前島英三郎でございます。私は清水嘉与子委員がきょう参考人の先生方に御質問をさせていただきます。

まず、板山参考人にお伺いしたいんですけども、厚生大臣が基本指針を定めることとなつておるわけでありまして、民間の立場から、この指針で定める中身といましまして何が一番肝心であるとお考へございましょうか、まず冒頭伺いたいと思います。

○参考人(板山賢治君) この基本指針は、法案によりますと内容的にまだ明確でありませんが、就業の動向に関する事項とか、あるいは事業経営者に対しまして待遇の改善、資質の向上、あるいは新規の職員の確保に資する措置、そういうことをこの基本指針で示し、かつ、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置を決める、このよ

人材センターが中央、都道府県に設けられること是非常に重要なことだと私は思つております。

私はこの際先ほど来お話をありましたように、社会福祉施設経営者の実態あるいは在宅福祉サービスの事業主体というものの実情について行政当局がしっかりと実情をとらえていただきまして、このようにして関係者の意見を聞きながらも、二十一世紀、将来における人材確保のために何が大切をお考へをいただきたいと思う

ではないということを含めてそのようになつてゐるわけです。

それはCの表を見ていただくと、これは私が訪問いたしました北欧の国との比較ですけれども、北欧の国と我が國との格差に愕然といたします。このようなことが現実に進むことによつて、いい仕事ができないだけではありません。人数が少ない、そのため二十四時間の勤務のローテーションで言いますと夜勤が多くなる、あるいは準夜勤が多くなるということです。それから、もちろん休みがとれない。落ちついて休みがとれない。そのため健康を損ねていくという悪循環があります。

さらに、いま一つの要素としては給料が安い。仕事に見合うだけの給料がそれほど出ていない。これはお手元に配りました「埼玉県社会福祉施設職員給与実態調査結果」の概要のところにお示ししておりますけれども、この表を見ていただけますと、職員の給料の高くはない実態を読み取つていただけるだらうと、うふうに思つております。

そうしたこと全体が実は社会福祉施設に対する、あるいは社会福祉の現場についての魅力をなくしております。学生たちは社会福祉の現場に行くよりは一般企業に行くというようなことはね返つてゐるのではないかというふうに思われます。それより参考の方々に対する質疑を行いました。

○前島英三郎君 参考人の先生方、大変きょうは質疑のある方は順次御発言を願います。

○前島英三郎君 参考人の先生方、大変きょうは質疑のある方は順次御発言を願います。

私は自由民主党の前島英三郎でございます。私は清水嘉与子委員がきょう参考人の先生方に御質問をさせていただきます。

まず、板山参考人にお伺いしたいんですけども、厚生大臣が基本指針を定めることとなつておるわけでありまして、民間の立場から、この指針で定める中身といましまして何が一番肝心であるとお考へございましょうか、まず冒頭伺いたいと思います。

○参考人(板山賢治君) この基本指針は、法案によりますと内容的にまだ明確でありませんが、就業の動向に関する事項とか、あるいは事業経営者に対しまして待遇の改善、資質の向上、あるいは新規の職員の確保に資する措置、そういうことをこの基本指針で示し、かつ、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置を決める、このよ

うに書いてあるわけです。

私はこの際先ほど来お話をありましたように、社会福祉施設経営者の実態あるいは在宅福祉サービスの事業主体というものの実情について行政当局がしっかりと実情をとらえていただきまして、このようにして関係者の意見を聞きながらも、二十一世紀、将来における人材確保のために何が大切をお考へをいただきたいと思う

のであります。

その際、私は特にゴールドプランに典型的に象徴されますように、あのゴールドプランというのこの人材センターは大きな役割を持つのではないかというふうに思つておりまして、ぜひともこのあたりの内容も含めて充実させた人材確保法案をおつくりいただけることを願つております。

○委員長(田淵勲二君) どうもありがとうございます。

以上で参考の方々からの御意見の聴取は終りました。

これより参考の方々に対する質疑を行います。

○前島英三郎君 参考人の先生方、大変きょうは質疑のある方は順次御発言を願います。

私は自由民主党の前島英三郎でございます。私は清水嘉与子委員がきょう参考人の先生方に御質問をさせていただきます。

まず、板山参考人にお伺いしたいんですけども、厚生大臣が基本指針を定めることとなつておるわけでありまして、民間の立場から、この指針で定める中身といましまして何が一番肝心であるとお考へございましょうか、まず冒頭伺いたいと思います。

○参考人(板山賢治君) この基本指針は、法案によりますと内容的にまだ明確でありませんが、就業の動向に関する事項とか、あるいは事業経営者に対しまして待遇の改善、資質の向上、あるいは新規の職員の確保に資する措置、そういうことをこの基本指針で示し、かつ、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置を決める、このよ

○前島英三郎君 小笠原参考人にお伺いをいたしました。

これから社会福祉にとって、看護婦さんの問題は清水委員が専門家でござりますから後ほどお尋ねすると思つんですが、いろんな意味、各種の専門家の動向といいますか働きといいますか、いわばその意気、心といいうものが確保の一つのかぎではなかろうかというような思いをするんですけれども、その確保のための方策として今何が一番大切だといつふうにお考えでありましょうか。もし時間がありましたら、板山参考人にも同じ質問をさせていたどきたいと思います。

て労働時間や休日のとりやすさは逆にまた確保できるわけでですので、人をふやす問題と給料の問題これが二つの大きなポイントではないか、その上うに思っております。

りますとか、仕事への満足感でありますとか、あるいは専門職としてのキャリアを評価されるとか、そういうた問題についてかなり強い志向が見られると思います。

が必要ではないか。先ほど申しましたように、専門的な知識、技術だけではなくて、全人間的なケニアができるような判断能力、人格というものが必ず要でございます。

尋ねると、専門家の動向といいますか働きといいますか、いわばその意気、心というものが確保の一つのかぎではなかろうかというような思いをするんですけど、それでも、その確保のための方策として今何が一番大切だというふうにお考えでありましょうか。もし時間がありましたら、板山参考人にも伺ひ質問

○参考人(小笠原祐次君) お答えいたします。
私は、先ほども述べましたように一番重要なのは二つ、一番重要なのは二つといふのもおかしいんですけれども、二点あると思います。

一つは、社会福祉を目指す人々は、そこでいいケアをしたい、いい子供たちに育ってくれるようになに頑張りたい、そういう気持ちを持っております。ですから、ゆとりのある仕事、その中にいいケアができるような条件を整えていく。そのことによって、福祉の職場に行けばいい仕事ができるよと、まず一つ、そういうことが私はみんなの中に

職員の配置基準を改善すること、これがまず第一の要件です。

第二点目は、夜勤もあります、あるいは早朝勤務あるいは夜間の勤務いろいろな変則勤務を持つておりますて、そういう一般の人々とは違う勤務をせざるを得ないということはわかつております。わかつている人々ですけれども、そのことに対する手当で、これは給料であるとかあるいは労働時間であるとか休日であるとかというようなもので手当をしていかなければなりませんが、そういう点での労働条件つまり一つは給料です。給料を少なくとも一般企業並みの水準にしていい、このことが私は非常に重要なことだというふうに思つております。先ほど人をふやすということを言いましたけれども、人をふやすことによつ

○清水美幸与子君 四人の参考人の先生方のお話を伺いまして、大変感銘を受けた次第でござります。と同時に、看護の仕事も福祉の仕事もかなり共通の問題があるということを改めて認識したところでございます。

私は、少し看護の点につきまして質問させていただきたいたと存じます。

まず、有田会長の方から、実際に働いている看護婦の八〇%は働き続けたいという気持ちを持つている、そしてまた潜在看護婦の方々も五八%はもう一回再就職したいんだ、非常に勤労意欲が高いんだと、しかしそれが続けられない状況は何とかしなきゃならないということで、待遇の問題とか労働条件の問題をおっしゃいました。それはもう当然のこととございますが、このアンケートなんかを拝見いたしますと、仕事へのやりがいであります。

○清水美幸与子君 四人の参考人の先生方のお話を伺いましたして、大変感銘を受けた次第でござります。と同時に、看護の仕事も福祉の仕事もかなり共通の問題があるということを改めて認識したところでござります。

○参考人(有田幸子君) 看護協会の事業の大きな柱といたしておりますのは、看護職の資質の向上というものがござります。清瀬の研修センターでは、年間四千人弱の受講生を受け持ちまして三十九コースの研修をしておりますし、それからまた、

○参考人(有田幸子君) 看護協会の事業の大きさを柱といたしておりますのは、看護職の資質の向上というものがござります。清瀬の研修センターでは、年間四千人弱の受講生を受け持ちまして三十八コースの研修をしておりますし、それからまた、ただいま清水先生のおっしゃいましたように教師の研修、看護管理者の研修もございます。しかし、三十六万の看護協会員の数からしますとそれだけではまだまだ足りないと思ひますし、各研修部でも本部の研修方針に従つて努力をしているところでございます。

しかし、これを拡大するということで、現在、看護協会では、看護管理者の教育をする、働きながら特別に拘束されずに勉強できる、そしてライセンスが取れるような、いわゆる国からも認められ社会からも認められるような看護の管理者の教育でございます。

それからまた、厚生省の方から補助をいただきまして、現在の看護教員の資質を高めなくちゃならないということで四年間の計画をしておりまして、ことは五百名の看護教員の養成をしております。その養成の中では医師会の看護学校の先生方が半数以上を占めているところでござります。私どもは、やはり看護の質を上げるには充実した看護教育の強化ということが大切だと思つております。

このように、看護協会として事業の大きな柱としているわけでございますが、この法案からも私どもが十分に資質を上げることができるように具現化されるような方策というもの、それには予算を伴うわけでございますが、国からも寛大なる御措置をいただきたい。そして私どもはより質の強化に努めたいと考えて、いろいろとございます。

例えば、看護教員ですとか看護管理者というのはかなりコースができておりますので、一年のコースでありますとか、そういうふたコースを出てまいりますと現場でもかなり優遇措置がとられていると思いますが、あとは余りそういう制度がございません。現場ではアライマリーナースだとか、あるいは各分野の専門看護婦のような働き方も必要ではないかというような意見も出されておりますが、その辺についての可能性をまずお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、専門看護婦ということを考えてございます。これはまだ一つの場所で長く勤務すれば専門看護婦でないことは言うまでもございません。例えば、小児科の病棟に十年勤めたから小児の専門看護婦ではないわけでございました。一定の教育、そしてそれに伴う期間というものが必要でございまして、これも昨年度から総会で会員さんと志向をしておりますが、カリキュラム、そして研修の期間、いろんなことを今計画を立てているところでございます。

りますとか、仕事への満足感でありますとか、あるいは専門職としてのキャリアを評価されるとか、そういうた問題についてかなり強い意向が思われると思います。

そういう点で、一つに看護婦の卒後研修の問題があると思うんですね。今板山先生の方からも、キーパーソンの専門資格の問題が出されましたけれども、まさに看護婦につきましても卒後研修の問題をどういうふうにして取り上げていったらしいのか。看護協会も相当盛りだくさんにならうかという問題でござります。

が必要ではないか。先ほど申しましたように、専門的な知識、技術だけではなくて、全人間的なケニアができるような判断能力、人格というものが必要なでございます。

そういうことで、婦長の補佐をするクラス、それから婦長クラス、副部長クラス、看護部長クラスのコースを今志向してございます。そしてこれを単位制として、その単位が終わった時点ではそれなりの試験、テストみたいなものをさせていただいて、国から認められる認定を看護協会で出したい。働きながら、そして自分の都合のいいときにお勉強できるということを考えているのが一つでございます。

○清水裏与子君 それでは、坂上先生にお伺いしたいと存じます。

先生からは看護の心といいましょうか、看護の哲学を初めにお述べいただきたわけでございました。そういうふうな看護を本当に実践したいとみんな望んでいます。しかし、実際問題として数が足りない、質が十分でないというような問題で大変苦しんでおるところでございます。

一般、医療費の改定がございまして、看護婦にかなり今度は労働条件や何を考慮した診療報酬の改定になつたわけでございますが、この改定も含めまして、平成四年度の国民医療費が二十三兆を超えるというような発表もございました。そしてその医療費の改定の中で、当然のことですが、民間の特に中小の病院の看護婦の人たちにどれだけ待遇改善できるだろうかと大変期待をしているわけでございますが、その辺の問題があるわけでございます。

先生がおっしゃいました看護婦の仕事というのは、大病院だけじゃございません。特に一般の住民の方々が直接接します開業医の先生方、あるいは中小病院のところでの看護婦さんの役割としても大きいわけでございますが、実はそこには非常に看護婦が足りないという問題がございます。この医療費の改定と、看護婦の、特に中小病院の看護婦の確保といいましょうか、その辺の問題につきまして、先生の御見解をちょっとお伺いしたいと思います。

それともう一点は、今看護婦の問題というどうしても養成の問題が、先ほどからも触れられましたけれども、今の養成の仕組みの中で、ある病院があるのはある一定の医師会が自分たちのところで働いてもらう看護婦をつくるというような色彩がまた強ございまして、その中に大変医療費を投入しているという実態がございます。こういう問題をやはり改善していくべきやいけないといふふうに思います。一つには大学の教育もありましたが、一挙にはそこにはまだいかないわけでござい

まして、その辺の問題につきまして、先生何か御見解がございましたらお伺いしたいと思います。

○参考人(坂上正道君) 先ほどの医療費の改定がどのくらい看護職員の給与の改善になるかというものは、なかなか難しい問題でございます。というものは、コメディカル、一般の人事費そのものでも配慮しなければならないということがございますので、看護だけに手厚くするということができにくい状況にあると思います。しかし、現状は看護の給与というのは中だらみでございまして、ちょうど三十、四十近くから寝てくるわけですね。その改善に関しましては各病院とも非常に努力をしていると思います。統制できませんので、結果のデータをとらなければ正確なお答えにはならないわけですが、諸所で聞きます各論としては、三十五、四十を超えたあたりのところの再就職、それからそこの離職を防ぐということはナースの立場にあります。

しかし、医療費そのものが原価計算の立場に立つておりますので、諸部門を計算いたしまして、薬剤部も放射線部も人件費によってマイナスを生じているというのが病院経営の実態でございますから、よしんば二十三兆になりましてもまだデータをとらなければ正確なお答えにはならないわけですが、諸所で聞きます各論としては、三十五、四十を超えたあたりのところの再就職、それからそこの離職を防ぐということはナースの立場にあります。

だからこそこの離職を防ぐということをよりしっかりと問題は残るのではないか。医療費の改定が三回ぐらい行えればあるいは本物の改善ができるかと思われますけれども、なかなか大蔵省は医療費をふやすという構えになつてくれませんから、これはどうしても医療費の根本構造、バイの上げ方というものが行われませんとできない問題を含んでいます。

医療費というものが大きくなる最も大きな原因は結局は人件費でありまして、これは欧米の病院に比べて日本の病院がコメディカルを含めまして人が少ないということのために経営が成り立つておられますけれども、私どもも今回この法案審議を通じまして、どうしたら皆様方の職場をもつと豊かな楽しいものにしていただけるだろうか、もっと楽に働いていただくことができるだろうか、ということ一生懸命考え方でござつて、学ばせていただいているわけですが、そのためには、パートの看護婦さん、それから潜在の看護婦さんの方々の状況をどんなふうに考えておられるのか、もう少し詳しくお聞かせ願えます

それから、第二点の養成の問題でございますけれども、おっしゃいましたように、古来から病院が自分の後継者を養うという思想はあつたんです。が、特にナースの養成についてはそういう歴史的な歩みが深うございまして、いまだにそれを払拭しきれない。したがって、病院が自分の医療費の中から学校経営の経費を出しているということは否めないとあります。したがつて、看護婦の養成所につきまして何らかの補助が必要である。それから文部省系の大学その他であるならば、同じような大学の補助金というもので支えていただきましたと、ナースの養成のために医療費から経費を出すということは、大げさな言い方をいたしましたと不可能であります。その辺の学校経営の実態につきましてはぜひ御理解をいただきたいところであります。

ありがとうございました。

○竹村泰子君 四人の参考人の皆様、きょうは本当にありがとうございました。社会党・議連共同の竹村泰子でございます。

初めに、有田参考人にお伺いしたいのでござりますけれども、看護婦さんの不足が叫ばれてかなりになります。先ほどのお話を伺いましたが、この調査を持続いたしましても、就業者の八割は働き続けたいと思っておられる、しかし四年ぐらいで半数がやめておしまいになるという現状があります。

それからもう一つは、パートということになります。これからもう一つは、キャリアを生かすことと年間に五万七千人の養成をいたしましてもやめていく方が四万人強あるということは、私どもは非常に問題にするところでございます。私どもは潜

パンク、ことしからはナースステーションというところに問題にするところでございます。私どもは潜

在看護婦の活用ということで、各県支部がナースバンク、ことしからはナースステーションというところに問題にするところでございます。私どもは潜

保できます。そういうことで、そういう方々が何が原因で再就職をできないのかということをより詳しく考えなくちゃなりませんし、また、なぜパートを選ぶのかということであります。

今までのデータを見ますと、六万人のナースバンクの登録がございましても、現実に現場に帰つていただけましたのはわずかに一万二千人、二〇%の成績しかございません。そういう中でパートの人が十分に安心してできますように時間帯と年間に五万七千人の養成をいたしましてもやめていく方が四万人強あるということは、私どもは潜

年間に五万七千人の養成をいたしましてもやめていく方が四万人強あるということは、私どもは潜

常問題にするところでございます。私どもは潜

パンク、ことしからはナースステーションというところに問題にするところでございます。私どもは潜

常問題にするところでございます。私どもは潜

在看護婦の活用ということで、各県支部がナースバンク、ことしからはナースステーションというところに問題にするところでございます。私どもは潜

保できます。そういうことで、そういう方々が何が原因で再就職をできないのかということをより詳しく考えなくちゃなりませんし、また、なぜパートを選ぶのかということであります。

○参考人(有田泰子君) 差し上げました資料一に

ございますが、先生のおっしゃいましたように、年間に五万七千人の養成をいたしましてもやめていく方が四万人強あるということは、私どもは潜

常問題にするところでございます。私どもは潜

在看護婦の活用ということで、各県支部がナースバンク、ことしからはナースステーションというところに問題にするところでございます。私どもは潜

保できます。そういうことで、そういう方々が何が原因で再就職をできないのかということをより詳しく考えなくちゃなりませんし、また、なぜパートを選ぶのかということであります。

○参考人(竹村泰子君) 今ナースバンクのお話を出ました

が、いただきました資料を拝見しておりますと、ナースバンクへの登録が、現在登録している方が一六・三%、過去に登録していたことがあるという方が七二%。登録していない方が六四・六%なんですね。ナースバンクを知らなかつたという方が一〇・六%いらっしゃるんですけども、この辺の宣伝と申しますか、ナースバンクの位置、存在というものをどのようにお知らせになつてあるんでしょうか。

○参考人(有田幸子君) これは看護協会の方でもいたしておりますし、それから各県支部は広報として市の広報なども利用しております。しかし私どもはまだこれは十分に徹底していないということを反省させられます。

それで、今度ナースセンターになりますので、人員も増加できますので、移動的なバンクの志向も考へているところでございます。ただじつといふのは、こちらから出かけていくて積極的に再就職をしていただくという方策も必要ではないかと考えております。確かに、まだそのようなことが周知徹底がおくれているということは反省しているところでございます。

○竹村泰子君 潜在的な看護婦さんたちが職場に復帰なさるために、現存の養成学校や施設がこうした方々に門戸を開設して、そして再教育と申しますか、少し空白の部分を取り戻していくたぐくできるといふんですけれども、そのことはどういうふうにお考へございましょうか。

○参考人(有田幸子君) 今回のナースセンターで考へられているということを先ほど申し上げました。確かに、せつから再就職をいたしましても、医療が非常に高度になつていていけない、一緒に働いている看護婦さんは、もうこの人とだつたら夜勤をしなくて一人でもいいとか、そういうようなこともあるわけでございます。ですから、せつから再就職をしてくださつた方々が安心して勤務ができますように、またお仲間に迷惑をかけ

ないように、看護協会としてもこの教育というものを強めたいと認識しております。

○竹村泰子君 ありがとうございました。

私はまた、母を二カ月末期的に入院、病院で最期までみとりましたときに、もう看護婦さんのお仕事の重要性というのを本当にしみじみとあります。おきましては厳然たる、何といいますか、職業の差と申しますか格差と申しますか、お医者さんと看護婦さん、それから正看と准看、あるいは付き添いをしてくださる助手的な補助的な仕事をしてくださる方たち。そういう中で、何か身分的な非常に格差が、かなり改善されてきてると思いますけれども、これまで医師はもう絶対の存在で、そしてその下に何かそういう格差があるような気がいたしますし、現場の方々にももうこれはどうにもならない意識というか、そういうものだといふふうにお聞きすることもあるんですねけれども、坂上先生はその辺をどういうふうに改善ができると思ってございましょうか。

○参考人(坂上正道君) そのような印象を従来与えてきたことは事実でありますけれども、このことはべき点が多いと思います。

しかし、先ほど申し上げましたように、医療が行く先の意思決定のために例えばクリニカルコンチーム医療ということになりまして、患者さんの医師もナースもそれからソーシャルワーカーも一緒になりましたしてその患者さんの幸せのために合意を求めるべく意見を交わせるわけでございますから、よしんば身分上の差がありましても、実質において差を感じていたようではこれから医療はできないというふうに思いました。

現実に、アメリカが「ヘルス・ボリシー・アジェンダ」という有名な健康政策の提言をいたしましたときにも、決して医者、ナース、あるいはほかのコメディカルという職種を専門別に個々に言つておりますんで、全部ヘルスプロフェッショナルズという言葉で一括しております。すなわち健康に関与した専門職ということでおこがれのと申しますか、すばらしい職業に見えるんです。

私はまた、母を二カ月末期的に入院、病院で最期までみとりましたときに、もう看護婦さんのお仕事の重要性というのを本当にしみじみとあります。おきましては厳然たる、何といいますか、職業の差と申しますか格差と申しますか、お医者さんと看護婦さん、それから正看と准看、あるいは付き添いをしてくださる助手的な補助的な仕事をしてくださる方たち。そういう中で、何か身分的な非常に格差が、かなり改善されてきてると思いますけれども、これまで医師はもう絶対の存在で、そしてその下に何かそういう格差があるような気がいたしますし、現場の方々にももうこれはどうにもならない意識というか、そういうものだといふふうにお聞きすることもあるんですねけれども、坂上先生はその辺をどういうふうに改善ができると思ってございましょうか。

○参考人(坂上正道君) そのような印象を従来与えてきたことは事実でありますけれども、このことはべき点が多いと思います。

しかし、先ほど申し上げましたように、医療が行く先の意思決定のために例えばクリニカルコンチーム医療ということになりまして、患者さんの医師もナースもそれからソーシャルワーカーも一緒になりましたしてその患者さんの幸せのために合意を求めるべく意見を交わせるわけでございますから、よしんば身分上の差がありましても、実質において差を感じていたようではこれから医療はできないというふうに思いました。

○参考人(坂上正道君) 少し失礼な質問になるかも知れないですが、先日、十六日のこの委員会の大臣の答弁で、先ほど清水先生も診療報酬の中から看護婦さんその他医療従事者の方々の給与改善にどう結びつけるか。大変難しいといふ先生の御答弁でございましたけれども、過日、大臣が、医師会の会長さんと二・六%をそのために充てるということをお約束しましたというふうに答えております。されども、その点はいかがでございましょうか。そのとおりでございましょうか。

○参考人(坂上正道君) 会長と大臣の約束は、私は何かニースの上で拝見をいたしました。そして今回の医療費の改定がナースの人事費に反映するようについて、医科四・五%のうちの一・九%をそれに充てるようについての数字の指摘があつたことも伺つております。

○参考人(坂山實治君) 大変難しい御質問ですが、今後の若者たちも、福祉系大学あるいは保育系の養成施設の入学の競争率が十倍を超えてるというふうな状況にありますように、あるいは社会福祉士や介護福祉士の資格を取りたいという人たちが大変多く志願をしてくれているんですね。若者たちも社会福祉という仕事あるいは障害者やお年寄りのために、人のためにという、そういう仕事に取り組みたいという気持ちはかなり強く持つておられるんです。

○参考人(坂山實治君) 大変難しい御質問ですが、今後も努力はいたすべきであります。先ほ

ど指摘いたしましたように、医療の報酬というものが、発足の当時は原価計算をされて発足したその後、経済膨張によりまして非常に膨大化した。それ以後においては全く原価計算が当てはまらない状況になりました。これはナースの部門ではあります、薬剤の部門におきましても、人件費がほぼ八〇%を占めまして、原価計算上は経営が成り立たないという実態があります。ですから、極力ナースの給与表の上で欠点がありました中だるみというものの修正は各病院もいたしておりますが、ほかの職種への関連を考えれば、全部をナースの給与に充てるということはできないのは事実だというふうに言わざるを得ません。

現在はそういう現実に基づかっておりますから、改善はいたしましたけれども、なお医学教育、看護教育を含めましてそういう認識ができるよう、すなわち言つてはT字型の人間の関心を持ち得る人間にしていくという教育をいたす、その積み上げによって今の御指摘の欠点をこれからも直していくべきであるというふうに存じております。

○参考人(坂山實治君) 少し失礼な質問になるかも知れないのですが、先日、十六日のこの委員会の大蔵の答弁で、先ほど清水先生も診療報酬の中から看護婦さんその他医療従事者の方々の給与改善にどう結びつけるか。大変難しいといふ先生の御答弁でございましたけれども、過日、大臣が、医師会の会長さんと二・六%をそのために充てるということをお約束しましたというふうに答えております。されども、その点はいかがでございましょうか。

○参考人(坂山實治君) 大変難しい御質問ですが、今後も努力はいたすべきであります。先ほ

福祉の現場に入つてこれないかといふ、そこが実は問題でありまして、先ほど小笠原参考人も申し上げられたように、いろいろな条件整備が必要だと思うんです。単に給与の問題だけ、あるいは楽しさをしようという意味だけでは私はないと思うのであります。いろいろな総合的な対策が必要であります。同時に、福祉は人が支えていく職場だ、仕事だと。それは専門的な勉強をし、技術をいったん全部の雰囲気をつくつていかなければいけない。

私たち民間サイドもそうでありますし、行政サイドでもそうであります、福祉の仕事のイメージアップというふうなものも考えなければいけないなど。ここ数年来、行政と民間とが一緒になりまして取り組みをし、望ましい社会福祉施設の現場、ホームヘルプ活動の実態というふうなものをビデオなどをつくりて関係者にもP.R.をいたしているところであります、社会全体が社会福祉の現場は大事なことで、ただ篤志家、一握りの人たちがそれを支えているのではない、これからはだれでもがそういう状況になるし、そういうものを支えていく努力をみんなでしなければいけないのだというふうな市民意識といいましょうか、職業観とでもいいましょうか、そういうものをつくり上げていくことが大切だと私は思っております。

同時に、今お話をありました楽しい職場にする、希望の持てる職場にしていくために、今回の人材確保対策、そいつたものの一つの政策としての総合的な施策の展開が必要ではないか、こう思わ

これからも十分に参考にさせていただきたいと思いますし、一生懸命国がやらなければならぬことがあります。それを頑張っていきたいと思つておりますけれども、先ほど男子一生の仕事はおろか女性一生の仕事にもならないのではないかというふうなお言葉がありました。給与の算定が措置費で見られてゐるということが一番のネットではないかと私どもは考えてゐるわけですから、もう少し余裕のある人材を欲しいと思っても、措置費で見る限り少ない方がいいわけですし、年とった人より若い人たちの方がいいわけですし、そういう矛盾を抱えておられるることを十分承知しながら、この中にござります福祉効率俸給表の提言というのを拝見いたしまして、本当に大事なことだというふうに思つわけです。

そういうことを踏まえてなんですかれども、長野県のある施設で公務員級のお給料を出しますよといつたら若い人たちが何倍も押しかけてきてくれたと。そういうことを見ましても、今おっしゃいましたように働きたい意欲は十分持つておられるし、これから伸びるお仕事として私たちも期待をしたいところなのですけれども、最後に何かつけ加えてくださることがおありでしたら、一言お聞きしたいと思います。

○参考人(板山實治君) 給与の問題につきましては、基本的には現在の社会福祉施設の措置費の算定は国家公務員の給与に準するということになります。その実態も半分以上が公務員の俸給表に準じて給与表等をつくっている、そういう法人が多うございます。また、法人の独自の基準を加味してそうした改善をしていきますと努力もいたしておりますが、問題は二十年、三十年専門的な勉強をし、努力をしてきた人たちが、長期にわたつて勤務してまいりますと、現在の措置費の配分の仕組み等から無理なかなり窮屈な面が出てくるようあります。この辺につきましては、また行政当局の御努力も含め民間独自での改善の努力もしなければいけない、こんなふうに思つておるところであります。

○竹村泰子君 それでは、小笠原参考人にお伺いしたいと思います。

貴重な御体験を通して今教鞭をとつておられるということで、本当に生きた教材が御自分の内にたくさんおありになるということで、学生さんたちは本当に幸せだなと思うけれども、教育に携わつておられまして、現在の学生たちの意識といいますか、小笠原先生を通じて十分にそういう福祉的な職場に、あるいは嫌な言葉ですが、いわゆる三Kとか四Kとか五Kとかと言われますす、そういった厳しい職場でもトライしようというふうな意欲を日常お感じになつておられますでしょうか、いかがでしょうか。

○参考人(小笠原祐次君) 一昨日も新入生を連れて合宿のキャンプに参りました。約百名の新入生たちでしたけれども、全部で十のグループに分かれていますスカッシュノンいたしましたが、圧倒的な学生たちが社会福祉を勉強したいという希望を持つて入つてきておりました。もつとも私の学科は社会福祉学科ですので、それは当然といえば当然ですが、実は三年前の学生たちの場合には、偏差値のためにやむなく来た、あるいはどこへ行つていいかわからんだけれども来たという学生たちが約半数であつたことを考えますと、ともかくも、おじいちゃん、おばあちゃんがいた、あるいは周りに同じクラスに障害者がいた、あるいはボランティア活動をした、そういう子供のころから体験教育がそれなりに普及してまいりまして、そのことが大きなかかけになつて福祉系の大学に進むという意図を持って入つてきている学生が約七、八割です。

そういう点で今の御質問について言いますと、学生たちはそれなりにトライをしたいと思っております。それから、二年、三年次に上がる途中で、実は社会福祉士の資格課程をほとんどの学生たちがトライをしたいと考えております。その結果、四週間の施設実習あるいは福祉事務所等の実習がありますが、貴重な夏休みの時間を使ってそのト

ライを実際にやっております。そういう中で、学生たちは現実を踏まえて大きく変わります。その変わるべきの問題があるわけですが、一つは、こんなにすばらしい仕事だ、条件は悪いんだけれども、こんなすばらしいからともかくやつてみようという学生と、いや、こんなしんどいことなのか、話には聞いていたけれども、こんなしんどいのかということでお落ちしていく学生、この脱落していく学生が実習のプロセスでやや多いわけです。

ですから、実習教育をどうするのかということが今社会福祉教育の中で一つの大きな柱になるだろう、そのように思っておりますが、そのあたりは現場に行きますので、先ほど触れました現場に触れるを得ない。そこから学生たちがプラスの側面で受けとめるのかマイナスの側面で受けとめるのか、そのあたりから実は福祉の現場が学生たちの前に直接に降りかかるてくる。そこを我々はどう乗り越えるのかが教育の一つの大きな課題だと思っております。

しかし、ともかくも若い学生たちはやつてみたい、ともかく福祉の仕事についてみたいという気持ちは旺盛だということだけは確かです。

○竹村泰子君　今のお話を伺つていて思い出したのですが、アメリカの大学で、ヨーロッパにもあるかもしれないと思いますし、どの学科でもそうちのかどうかは私はよくわからないのですけれども、長い夏休みを利用したり、あるいは一年休学をしてそういう施設とかボランティアの仕事を働く、それが単位をきちんと取れることになつて、いるというふうな非常によい制度があることを思いまして、日本にはそういうことがなかなか望めないのかなと思いますが、私どももこれから文部省やいろいろなところに働きかけをしていかなければならぬと思いますけれども、そういうことで笠原先生は教育の現場におられましてそういうことが必要だとお思いでしようか。

それとも、今お話を脱落していく学生がいるということですけれども、そういうふうなことに

際には抱いていたいと思います。これから看護婦さんを確保していく中で、私どもとして見ればそういう年次ごと、毎年できるのかどうかわからりませんが、そういう一つの方針を持ちなながら政府にはやつていただきたいなどいうふうな考えを持つておりますけれども、そういう財源を、もちろん一番大事な問題ですけれども、確保するときの方策として何か看護協会の方でこういったことだけはやつていただきたいというのがあれば、つけ足すものがあれば教えていただきたい。

○参考人(有田幸子君) 人材確保の中では、厚生省の方でも今おっしゃいましたように計画を立てておりますし、これは緊急の対策と中期、長期といふことありますけれども、何と申しましても、先ほどから申し上げておりますように、やめないようにするということが一番の得策だと思います。それ以外はない。いわゆる潜在看護婦を发掘するというよりも、まず現場の看護婦さんがやめないで済む、先ほどからお話ししましたように、年に四万人の看護婦さんがやめるというのはそれなりの理由があるのですから、そのような労働条件の改善とかいろんな面を私どもは取り組んでまいりたいと思っております。そして現職がやめないで済む方法をまた國にも要請し、努力したいと思っております。

○木庭健太郎君 坂上参考人にお尋ねをいたしました。

先ほどから同じような質問がでているわけでございますが、私たちが医師会の皆さんにぜひ御要望もし、お聞きもしたい点というのは、今回診療報酬の改定があつた、ぜひそれを看護婦さんのところに生かせないものかというもちろん希望があるわけでございます。

医師会というのが非常に統率のとれた組織であり、医師会の上の方で決めていただければある程度、各県の医師会もありますし、機構としてはしっかりとおります。そういった意味では、そういう大臣と医師会長のお話があつたことがどれだけの意味を持つのか私はわかりませんけれども

も、そのことができれば、各県の医師会に伝わり、それぞれ病院の経営の御事情もあるでしようけれども、そのことがきちんと頭に入るような方法というのが医師会というのでできるものなんだろうかどうか。私は素人でございますし、ここに医師会の先生方もいるのですからお話をうのも恐縮でございますが、何か医師会でもぜひ、そういった問題を具体的に取り組める方法があるのかなということを思います。

また、先ほどからお話を聞いておりましたように、いろいろ原価の問題もあり、これまでの経過の問題もあるようでございます。現在、そういう中だるみの看護婦さんの状態、取り組んでいらっしゃることもお聞きをいたしました。その上で大変失礼かもしれませんけれども、あえてそのことを、看護婦さんの賃金にはね返る方法、何か参考人に要望するのも変な話ですか、その辺のお話をぜひお聞かせいただければと、繰り返しになつて恐縮ですけれども、一言御意見をお伺いしたいと存ります。

う間には方向の正しい改定に進めるのではないかと予測いたしますけれども、今回一回のときに非常に熟して看護婦の給与のためにだけということは事实上できないことであつたということでござります。

それから、医師会の組織は、私もまだでつち小僧でございまして、四月に入つたばかりですから、副会長とはいひながら日医の構造を正確にはまだ理解していないのでござりますけれども、医師会会員といふものは府県単位の独立した社団法人でございまして、かつ都市医師会もまた社団法人であります。そういう意味では、言葉は悪うございますが、全体主義的に中央から統制していくというような方向は取りにくい团体であります。そのこともぜひ御理解いただきたいと思うんです。そのことが結局各地方別の特質を生かし、その地方の持っております医療資源を活用している、地域の特性を生かしているという結果にもなつてゐるわけでありまして、統制して上からやつていくというような方法はとりにくくし、とらない方がいい場合もあると思います。

いまして、お聞かせいただいた一言一言が本当に大事な問題だと思っております。

先ほど海外との人員の配置の違いなども指摘をしていたときました。措置費のあり方の問題もあると思います。給与の格付のあり方も問わなくちゃいけないと思います。もちろん人員配置をどうするかというのは、今福祉に働く人たちにとっては一番大事な問題だろうと思つております。

そこで、もし小笠原参考人からお聞きできるならば、スウェーデン、デンマークまでいけるのかどうかは別として、今の日本のあり方だったら少なくともこれぐらいの人員配置にしていけば、働く人たちも少しばかりを持ち取り組めるという体制になるのかどうか。それが即なれるのはなかなか難しい問題があるとは思つておりますけれども、小笠原参考人の率直な現場からの御意見を聞かせていただきたいと思います。

○参考人(小笠原祐次君) お答えいたします。

社会福祉施設は全部で六十数種類あります。それぞれの施設で配置基準がそれぞれに異なっております。ですから、すべてについて述べるいとまはございませんので、例えばどういうことで老人ホームを代表させてお答えいたしたいと思います。

例えは、特別養護老人ホームは現在、平均的にいいますと寮母職員がお年寄り四・五人に一人くらいです。これは規模によつて違いますので、四・五人前後となつております。それが看護婦さんを含めて計算いたしますと、約四・一人のお年寄りを寮母さん、看護婦さんでお世話するという形になつております。私は、もしできるならば、可能ならば、これは週休二日制を含めて労働時間の短縮、週四十時間の改善の方向も含めて出てきておりますけれども、おおむねお年寄り一・五人から二人に寮母一人くらい。(つまり二・五人から二人くらいといいますと、規模によつてちよつと違いますので、スケールメリットが大きい方は一・五人でいいと思うんですけれども、ということで一・五人から一人くらいに一人の寮母さんの配置がもし

実現できるならば、これは相當に大きなことがであります。しかし、これは日本の社会福祉の職員たちが勤勉であり極めてまじめに仕事に取り組むというやや精神主義的な側面を含めておりますけれども、私はそれによって相当大きな改善が見込めると思っております。

○木庭健太郎君 最後に板山参考人に、キーパーソンの話を先ほどされました。介護福祉士、社会福祉士という制度ができまして、ただその地位がどうなのかという問題も残っているわけあります。こういった形で本当にキーパーソンに高めるためには国としてどのようなことをやつければキーパーソンという位置づけが確立できいくのかということで、御意見があれば最後に伺つて終わりたいと思います。

○参考人(板山賢治君) 社会福祉士、この職務は精神的、身体的、環境的な問題を持つ人々の相談に乗り、援助をするという仕事であります。これらの人々が将来どのようなポジションに地位を占めるか、そういう養成と同時に、専門的な技術を持ち理論を持つ人たちがどこで働くことを期待するかという社会的あるいは政策的な位置づけを明らかにしていくことが大切だと思うんです。

それから、介護福祉士の皆さんは精神的、身体的の理由で通常の生活を営めない人々の介助に当たりかつその介助に当たっておられる人々の指導や相談に乗る、まさにこれから期待されています。ケアワーカーとして大変大事な仕事をするのですが、これらの人々が、養成をし資格を取った上で、どこで働く、そしてどこでどのような処遇を受けることができるか、これを明らかにすることが大切だと私は思っています。今のところ社会福祉士にしても介護福祉士にしても、その資格を取った人々がどこで働きどのような社会的な評価を受け待遇を得られるのか、将来どのような道が開けているかということについて明確な専門職制度への政策的位置づけがなされていない状況であります。これらについて、まだまだ生まれたばかり

りでありますけれども、やや中長期的な観点にて立つて位置づけを、制度的にも財政的な裏づけをも含めて御検討をいたたくことが大切ではないか、このように思います。

○木庭健太郎君 ありがとうございました。

○沓脱タケ子君 四人の参考人の皆さん、御苦労さまでございます。私は日本共産党的沓脱タケ子

と申します。わずかな時間でございますが、貴重な御意見を拝聴した後でございますので、各参考人にお伺いをしたいと思います。

有田参考人にお伺いをいたしたいと思いますのは、私は医療人の一人として、職場で看護婦さんは、私たちの奮闘ぶりを目の当たりによく存じております。特に、家庭を持ちお子さんを持っている看護婦さんたちが、二十四時間の時間を本当に緊張で張り詰めたような形で毎日を過ごしている姿を知っておりますが、こんなことが長続きするはずがないなと思うのは職場でもそう思うわけでございます。

したがって、今回、この法律案がやっと提案をされるという運びになりまして、大変その意味で

は皆さんの御苦勞のたまものであろうと思いますが、これがこの今まで本当にやめないようになるだろうかなという心配をしているわけです。

といいますのは、一つは財源問題ですね、御指摘がありました。財源問題という点が非常に大き

くなります。されども、「十七年前の二・八制度がいまに実現

をしない」という事態があるわけでございます。

そこで、逆に言えば、看護婦さんたちの要求を

まともに実現するというためには、国公立はと

ましても、看護だけでは困るということでは困る

ので、私どもは国がお考えになつてくださったよ

うにそれが実現できるようにならないといけない。

それに医療の経済ということもあるわけですか

ら、そのような病院が立ち行くようなことを考

らないと無理だと思います。もつと医療というも

のを国民全体が考えるということ。

それからもう一つは、私も現場におりますとき

に、足がはれてつらい、でも私どもの手を待つて

いるそこに患者さんがいるんだということ、二・八、

五・Kもありますが、私はやりがいがあるということは常に思っております。私どもの一言の言葉

が患者さんに安らぎを与えるということになります。ですから、本当に苦しくても患者さんの前で

は顔にあらわさないようになんか努力していると

思ふんです。

私は、その努力をしている看護職が本当にゆ

りのある生活ができるように、週休二日制とい

うこと、これはただ単に遊びたいわけじやござい

ません、人並みの生活のゆとりとともに、看護職

としての自己研修の場でもあるわけでございます。

○参考人(有田幸子君) 今まで何度も申し上げたように、この法案といふものは具体性がない

といけないわけでございます。確かに二・八問題

に対する具体的な御要望があれば簡潔に伺い

たいと思います。

○参考人(有田幸子君) 今まで何度も申し上げたように、この法案といふものは具体性がない

といけないわけでございます。確かに二・八問題

に対する具体的な御要望があれば簡潔に伺い

学の立場、コストペネフィットとかコストエーティリティーといふようなものを見詰めていく視野も必要でございまして、医療が今や経済とか法律とか倫理とか、そういう問題も含めた上で経済も見ていくというような時代に入ったというふうに認識しておりますので、その審議会の場が高度に展開することを期待いたしております。

○沓脱タケ子君 それでは、板山参考人にお伺いをいたします。

このことは繰り返し陳述の中でも出されておりますので、お伺いをしたい点は、福祉社は人なりとお二人とも、小笠原参考人もおっしゃられた。まさにそうだと思うんです。

私ども気になりますのは、御指摘になりましたゴーリードプランが、ハード面での年次計画になつてゐるけれども、いわゆるマンパワーの年次計画がきちんと確立をされないと見通しが立たないとおっしゃられましたね。これはそのとおりだと思いますし、人材確保について大学のその分野の大学生の卒業生が非常に少ないので、少なくしか確保できないといった御意見などを伺つて私非常に気になりましたのは、せんたつてもそういう分野の質問をしてみてわかつたんですけども、措置費という制度でやられていくという限りは、措置をされる人の数がほぼ明らかにならないと職員の採用というものがやれないという仕組みになつておるんですね。

ところが、大学の求人というのは前年の秋にはほぼ確定をしていく。社会福祉施設の中ではそれは翌年、年が明けて一月、二月ごろにならないとその職場に何人を確保するかということは決まりない。だから当然のこととして人材確保が大変困難になるし、優秀な人材が確保されにくくなるということがわかつたわけですけれども、そこを突破するために措置費の扱いの問題、あるいは人員配置の問題、それから処遇改善をしていく上での問題、みんな絡んでるんではないかなと思いますので、その点についての御意見を簡潔にお伺い申し上げたいと思います。

○参考人(板山賢治君) 大変これも難しい御質問であります。確かに施設の整備というのは前年度から大体予定をされ、どこに何人の老人ホームがオープンするかということはわかるわけですが。在宅サービスでもホームヘルプ事業を来年度は実施する、こういうふうになるわけです。そのとき問題は、認可がぎりぎりになりますと、あるいはオープンの時期がぎりぎりになって三月の終わり四月ぎりぎりになる、大学の毕业生は前の年九月、十月に決まってしまうというようことで、採用時期と仕事の始まる時期がずれることがあります。確かにそうでありまして、現在の社会福祉施設従事者は、毎年新規採用します者の四分の一以上が中途採用者なんですね。新規採用できない。そういう状況にあることもありますから、この打開のためには措置費に問題があるのか、措置費の運用の上で、そういう予定されている場合には事前に内定しておいていいよという仕組みがどれどあるのか、あるいは三ヶ月間ぐらいために事前の研修をする必要もありますから、そのようなゆとりを持つた人件費の交付が可能かどうか、この辺についてもぜひ民間サイドでも検討いたしまして行政当局にも要望を申し上げ、御研究をいただきたい、こんなふうに思います。なかなか名案、お答えを申し上げることは難しいと思います。

○脊脱タケ子君 やはり、お答えをということじやなくて、むしろ御要望として承りたいと思っておるわけでございます。

最後に、小笠原参考人にお伺いをいたしますが、非常に今の福祉の現場の実態、そういう中でマンパワーの確保というのがいかに大事かということの御説明は胸に迫るもののがございました。いろいろあるんだけれども、福祉マンパワーの確保には処遇の改善、それから人員配置というのは最大の課題だということを改めて痛感をいたしました。そのことはまた、当然のこととして財源問題にひっかかるてくるわけでございます。そういう点での率直な御要望をお伺いさせていただきたい

○参考人(小笠原祐次君) 今のお話にもあります。たように、処遇の改善、それから人員配置を改革していくためには措置費を基本的に変えていかなければなりません。そういう点では、財政的な措置と書いてありますけれども、その財政的な措置が具体的にどのようになっていくのかということが明確になりませんと、この法案そのものも生きていこないという意味では、ぜひとも財源措置をお願いしたいというふうに思っております。

あわせて、実を言いますと、先ほどから看護の分野では触られておりますけれども、どのような形で定着を図っていくのかという点で言いますと、仕事に対する意欲や意識というものをどのように継続発展させるのかという意味では研修の制度が必要です。

研修についても、安心して仲間に仕事を任せて研修に出られるようになりますためにも、人の問題もあわせて必要で、なおかつ継続的な研修ができるような手当てが必要。その点で、この確保法案にあります人材センターの役割もあわせて重宝でありますので、人材センターが研修機能も十分に持てるような形での財源的な措置もお願いをしていきたいと思っております。

○栗森喬君 四人の参考人の皆さん、ありがとうございます。

話を聞いていて私もしみじみ感じたんですが、むしろ国や政治が問われていることばかりでございまして、その上で質問するのは心苦しいくらいでございますが、幾つかのことについて御意見をお尋ねしたいと思います。

まず、小笠原参考人にお尋ねをしたいのですが、福祉の現場と教育の現場と両方経験をされている人の立場から御意見をいただきたいんですけど、社会的に、若い人を含めて福祉なりそういう分野に進みたいという人は非常に多い。ところが、理想と現実に余りにも格差があつてやめていくといふのが実態ではないか。それは処遇なりいろんなことで改善をしなきゃならぬけれども、という意

味で幾つかの御意見をいただいだんですが、教育の立場から見ても、その理想と現実のところにどう、何といいますか結びつきを求めるが、いろいろな意味で、いろんな御苦勞があるかと思いますが、そのことについて一つお尋ねをしたい。それからもう一つは、在宅福祉という制度が言われてるんですが、実態から見ると同居家族の負担にもなっている。それでボランティアの活動もどうも体系的ではない。こういう福祉の体系今専門でやつておられる方以外のそういう立体的な体系をつくつていかないと、これから福祉が本当にそういうふうに向いているのかどうかとか、ノーマライゼーションというふうによく言いますが、言葉だけがひとり歩きしていく、世の中、本当にそういうふうに向いているのかどうかといふことについて疑義を持つて、いる一人でございまして、そういう立場から若干御意見をいただきたいと思います。

ティア活動あるいは同じクラスに障害を持つた子供たちがともに暮らしている、このような体験学習の中から実は切り開かれていくという点を見て、私はそのような体験の学習をどう広げていくのか、このことが一つ。

もう一つは、教師の側が、一方では条件が貧しい、その貧しさをどう乗り越えていくのかということについての教育もまたなければなりませんので、これはむしろ御要望というよりも私たちの責任が逆に問われていると思思いますけれども、私たちもそれをどうクリアするのかという形での乗り越え方を教育する役割があると思っております。

それから、第二点目の在宅福祉の問題ですけれども、御指摘のように、現在まだ同居の家族を中心にして家族の介護負担が圧倒的に多いのは事実です。その点で私は、家族やボランティアが中心に展開される在宅福祉ではなくて、専門とする専任の職員がキー・パーソンとなって在宅福祉も展開されなければならないだろう。つまりノーマリゼーションというのは介護しておられる主婦あるいは娘や嫁たち、圧倒的に娘や嫁や妻ですから、介護をしている人たちもノーマルな生活があつてしかるべきです。ところが、介護しなければならない人々は、介護するという状況の中でノーマルな暮らしを得られていない。実際に介護している人が映画一つ見に行けない、観劇に行くと親をほつといていく、こういう認識がある限りは私は日本は近代化しないと思っております。そういう点では専任の方々を中心にならがら、その意味で私はゴールドプラン、それから人材確保法を含めて実質のあるものになつていかない、在宅福祉も本当に生きた在宅福祉にならないのではないかというふうに思っております。

○栗森善君 板山さんにお尋ねを申し上げたいと思います。

一つは、いろいろ処遇の改善の問題で要望もいただいたんですが、人事の交流もしたらいとい

う意見も若干文書なんかでもいただいています。

それで、福祉事業の実態ですね、最近、例えば経営危機とか倒産というケース也非常にあるやに思います。ある種の格差というのが同じような事業をやつていても出ている原因を、ある意味で分析したり除去していくといふ、そういう体制というのは今全体の中でも多少論議されているか、その辺をお尋ねを申し上げたいと思います。

○参考人(板山賢治君) 先ほど差し上げました從事者確保に関する緊急提言も、一枚めくつていただけますと二ページに、この検討に参加をいたしました老人福祉施設協議会を始め十余りの施設の協議会がございます。さらには、経営母体でありますとか、在宅福祉を中心にやっております地域福祉特別委員会、あるいは全国ホームヘルパー協議会などが一緒にまして、緊急問題としての人の材確保について、みずから経営的な責任を含めた社会福祉の現場をどうするかという問題も含めて検討をした結果がこれであります。

これは、むしろ要望、陳情などということを後にいたしまして、自分たち自身がどのように取り組んでいくか、そういう地域格差あるいは事業体の格差も含めて今後のありようについて検討した結果がこの十カ条の目標でもあるわけであります。

その点はひとつ御理解をいただきたいと思いますが、同時に行政当局も、全国に五万を超えておりますが、社会福祉施設がありますので、この施設の運営について適正な運営をする、そういう観点で各都道府県に社会福祉施設経営指導事業というものを実施するように予算化をここ数年来されました。本年で恐らく全県設置になるわけであります。そうした形で経営努力も行政的な観点からも求められておりますし、私ども自身もそつした努力をすることを通して重要な責任にこたえていきたい。

○栗森善君 先生、今倒産とかなんとかいうお話をあります。したがって、社会福祉施設では、例えば保育所などで

合という問題が出ておりますが、新しい時代のニーズにこたえて、福祉としては地域においてます障害者やお年寄り、子供たちの問題を含めて幅広い対象者がおられるわけでありますから、新しいニーズにこたえるための活動を展開することによってそのような事態を避けていく、こういう努力もまた必要ではないか、こう思つて取り組んでいるところであります。

○栗森善君 名前を申し上げるのを失念しました。私は連合参議院の栗森でございます。坂上先生に一つお尋ねをしたいんですが、今までの診療報酬の改定で二・六%を計算しますと約二千五百億円看護婦さんが七十六万ぐらいでござりますから、単純に計算すると三十一万から三十三万ぐらいの金額が看護婦一人当たりに改善の原資になると思うんです。

もちろん、人をふやしたりいろいろな要素があると思いますが、さっきの三回ほどやつてもらわなきやならぬというと、一人当たりでいうとざつと百万ぐらいのことがないと看護婦さんは本当に看護婦さんは心の問題だが同時にそういう待遇改善をやらなきやならぬとすると、そういう気持ちはお伺いしたいんですけど、実態としてそれのところでどうなつていいか、その辺のところについてもう一度お尋ねを申し上げたい、こういふふうに思います。

○参考人(坂上正道君) 今のナースの数に割つてみると、いよいよ数字の論理でいえばまさにそういう数字でござりますけれども、数字は一つの論理にすぎないわけであります。全体構造の中でどう見るかという医療の論理がまたあるべきであります。したがつて、決してナースの給与改善をいたさないとは言つておりませんし、事実そういふ努力もいたしております。病院の経営の努力をした上でそういうことをやつているとところもありますし、そのため病院の経営がまた苦しい数字になつたと言つておるところもあります。これは

いたさないことは言つておりませんし、事実そういふ努力もいたしております。病院の経営の努力をした上でそういうことをやつているとところもありますが、そのために病院の経営がまた苦しい数字になつたと言つておるところもあります。これは

たいと思います。

三回しなければ改善しないというのは、決してナースの人件費のみを注目して言つたわけではありませんで、医療の高度化あるいはそのキャビタルというものが病院に手当されない限りは病院の近代化ができないということなどを含めた医療の構造全体の問題の意味で申し上げたわけであります。具体的には技術料の算定がされていないと

いうことも一つの例でありますけれども、根本的に医療費構造というものの基本を見詰め直すべきである、そのためには三回ぐらいのステップも要ります。御理解をいただきたいと思います。

○栗森善君 有田先生にお尋ねをしたいと思います。具体的には技術料の算定がされていないところであります。ナースの人件費のみを注目して言つたわけではありませんで、医療の高度化あるいはそのキャビタルというものが病院に手当されない限りは病院の近代化ができないということなどを含めた医療の構造全体の問題の意味で申し上げたわけであります。具体的には技術料の算定がされていないと

いうことも一つの例でありますけれども、根本的に医療費構造というものの基本を見詰め直すべきである、そのためには三回ぐらいのステップも要ります。御理解をいただきたいと思います。

○参考人(有田幸子君) 違つた視点でお話し申し上げますと、一つには、私は男子の看護職をふやしたいなと思っています。今わざわざ看護協会の会員では二万人しかおりません。十八歳人口が年々減つてしまりますので、その中の女性ばかりですとともに看護職になつてもらえる数が限られます。看護職になつても、看護職になつてもらえる数が限られます。そういうことから、いろんな看護領域の拡大ということもござりますので、男性は男性としてやつていただく領域もこれから多くなると思います。

私は、お願いしたいのは、カリキュラムの改正が

「さいまして男性も平等のカリキュラムになりました。ですから、男性の方に看護職になっていただきたいということを申しますと、現在女性優位ではないか、看護職は男性にはまだ看護士の資格しか取れないということがあります。私はカリキュラムも同じになつたのですから、国家試験も平等にこれを受けれる資格を与えること、性差別というのをなくしてほしいし、そのような平等ということを考えていただきたいと思います。そういうことによって、同じ教育を受けた者が同じ資格を得るということが大切じゃないかなと思います。

○國務大臣(山下徳夫君) いろいろ御意見、御不満等も承りました。
看護婦問題というのは、これは二十一世紀に向けて、高齢化社会を前にしてまず最初に充足しなければならぬ大変大事な問題であることは私も承知をいたしております。

○國務大臣(山下徳夫君)　いろいろ御意見、御満等も承りました。

循環、よくおわかりのとおりですけれども、何とか勤務体制をよくしたい、処遇改善をしたい、そのためには人手が要る、でも四年たつたら半分はやめていっておしまいになる、なぜやめていっておしまいになるかというと、勤めていられないそれが大きな原因がある。そのもうまさに悪循環。この悪循環をどこで断ち切るのかということがない限りこれは絶対ふやしていけない。

需給見通しも押見しておりますけれども、この需給見通しにしても、こここのところ、平成五年ぐらいまでは率が下がっているのではないでしょう。

も、北海道の場合などは割と自給自足といいます。しかし、道内で賄つていつている現状はそうなのでありますけれども、その辺の何といいますか、バランスをとりながらの達成というふうなことも考えておられるんでしょうが、

締め切るわけでござりますが、現在具体に窓口等に相談に来ている状況を御紹介申し上げますと、札幌医科大学、北海道の道立でありますか、これは先日も知事さんがお見えになりましたて、平成五年度開設だということで申請をしたいのでというお話をされました。保健医療学部看護学科、入学定員五十人というものです。さらに、公立では兵庫県、岡山県で看護関係の学部あるいは学科の開設についての動向が極めて顕著にござります。また、私立大学でも九州の方で二校ほど具体的に申請の動きがございます。

なやもとやらぬのか、いそしに見方にあるなど思いますが、厚生省は厚生省なりに一生懸命やつてきつともりでござります。予算の面で見ましても、平成二年に比べて八割増しということは、他に例のない予算でござります。あるいは長く働いていただくために、待遇の改善はもとより、院内保育所をつくってみたり、あるいはまた二・八体保育所をつくるべきではないか、などとおもふことはあります。

か、そのようなことがありますので、新規にじゅうどうやって人材を確保していくのか。離職を防止するのと新規に人材を確保するのと、二つの大きなポイントであるというふうに思つんですねけれども、先日来審議の中でもたびたび触れられておりますが、この需給見通しを拝見しても先ほど私が申し上げたおりですが、この見通しの根拠と

は需要が六万五千二百名、それに對して供給が一万五千九百名。北海道の出された計画ではややオーバーになるということでござります。一方、神奈川県等におきましては、いろいろ努力しましても、平成十二年には需要が五万八千七百に対し、供給が五万四千五百。これはそれぞれの地区によつて現実の推計の仕方が少しずつ違うという

なお、お尋ねの国立大学についてござりますが、御案内のとおり、国立大学につきましては、従前からの医科大学あるいは医学部におきましては医学部附属の看護学校ということで看護婦の養成を行つてきておりましたが、近年における看護婦養成教育の充実という観点から、逐次これを看護短期大学にいわば昇格をさせてまいりました。し

能を改善する。いわゆる深夜勤務をなるだけ軽くするため訪問看護とか、いろんなその人の家庭的事情等を配慮しながらそういう方面も今後さらにはひとつ考えていく。あるいは養成力もこれからもっと増していくし、あるいはまた再度働く方のためのナースセンター、これをナースバンクからナースセンターにする。また、社会的評価を高めるために「看護の日」というものを定めて国民一般に看護婦さんという仕事をもっと理解してもらいうというようなことをさらにこれから考えていかなきやならぬ。

○政府委員(古市圭治君) 昨年末に報告させていただけきました看護職員の需給見通しにつきまして、需給の方は高齢者保健福祉推進十カ年戦略に伴う需要増というものを見込んでおりますし、それからまた看護職員の勤務条件の改善というものの需要、週四十時間制、夜勤回数月平均八回以内等の改善、育児休業、それを見込んでおります。さらに、老人保健法が改正されましたので、老人保

ともありますしあが、正直に出していただいた。
ただそれは、看護婦さんはその都道府県内だけで異動するわけではございませんで、いろいろ全国的に、広域的にも異動があるということで、全国プラス・マイナスのところが少しずつございますが、それをトータルいたしますと先ほど申しましたように百十五万九千名という数で、平成十二年になれば、給食費が見合うということに一応なっているわけですが、そこまでござります。

かしながら、現在はもう短期大学ということよりはさらに四年制の看護婦養成、あるいは看護学教育ということについての要請が非常に強うございまして、先年、東京医科歯科大学につきましては医学部附属の看護学校を四年制の看護婦養成学科にいたしたところであります。また、先日設立をさせていただきました平成四年度の予算におきましては、広島大学の医学部附属の看護学校、これも四年制の看護婦養成課程にいたしたところでございます。

なお、先般来いわゆる無医大県解消計画といふ

同時にまた、病院とかそういうところの事業主も深い理解でもつてひとつ今後やつていただくようには折に触れて私どもは、今までやつてまいり

健看護を中心とした訪問看護職員の需要、こういいうもののを見込んで各都道府県で積み上げ、見直しをしていただいたということです。

看護大学、看護学科の新增設についてお伺いしたいんですが、新設、増設の申請状況はいかがでしょうか。それと国立の場合ですが、自前の看護

ことで進めてまいりました新設の医科大学につきましては、これは単年度に三校あるいは多いときでは四校というような非常に速いテンポで激激に

○竹村泰子君　これまでにも存分やつてまいりましたが、さらにそういう点も強化をしてまいりたいと思っております。

その結果が、平成十二年に向かって百十五万九千人ということで需給が見合うような形で整成をしよう、こういう報告になつたわけでござります。○竹村泰子君 その数字は拝見しているんですけどれども、これもまたちょっとよくわからないところがたくさんあるんです。地域差というのがありますよね。例えば、私は北海道選舉区ですけれど

○政府委員(前畠安宏君) 私立大学の設置認可の審査は二年間にわたって行うことにしておりまして、現在審査中のものといしまして、北海道の東日本学園大学看護福祉学部というのが平成五年度開設予定で審査をいたしております。なお、この四月末に新しい申請の受け付けを

設置をしてまいりましたので、地元自治体とも十分相談をいたしまして、看護婦養成は地元の自治体でやっていただくということで対処をしてまつておりますが、しかしながら、近年における看護婦の需給の問題、さらには看護学の確立、看護婦養成に係る教員の養成という観点もありまして、それに付いても今後積極的に対応する必要がある

あらうかと考えております。
具体には、平成五年度以降の課題として、現在看護婦養成施設を併置いたしておりません新設医科大学につきましても、私どもとしては当該地域の看護婦需要の動向あるいは教員確保の可能性、さらには国の行政財政事情等も勘案しながら積極的にに対応してまいりたい、このように考えておるところでございます。

いたいんですけども、実はきょう外務省においていただいております。同時に外務委員会が開かれておりまして時間の制約がございますので、ここでちょっと外務省関連の質問だけ挟ませていただこうと思います。

ILO看護職員条約というのかあります。いわゆる看護婦不足ということが世界的に見られる、そのためには看護職員をその職業に定着させ、かつ住民のできる限り高い健康水準を達成するためには必要な量及び質の看護の提供がなされるよう改善措置を直ちにとるべきであるというものがござりますけれども、今三十の国が批准しておられます。日本がILOのこの条約を批准できないのはなぜなのでしょうか、外務省。

○政府委員(島中篤君) お答えいたします。

約でございますが、「看護業務及び看護職員に関する政策を、国内事情に適する方法によつて採用し及び適用する。」ことということで、具体的には、例えは看護職員の雇用条件及び労働条件の決定は関係する労使団体間の交渉によつて行うこととか、あるいは労働時間、週休等の一定の労働条件に関しては、看護職員は他の労働者と同等のまゝはそれ以上の条件を享受することといったような具体的な内容が盛られた条約でございます。

これにつきまして、現在我が国が批准しております理由は、我が国におきましては、看護職員につきましてはその職務の特殊性にかんがみまして、労働基準法におきまして他の労働者と異なる特例措置を講じております。例えは、「休憩時間

は、「一せいに与えなければならぬ。」といったような規定がござりますけれども、これの適用除外が労働基準法に記されております。あるいは休憩時間につきましては、「休憩時間を自由に利用させなければならない。」といった規定もございますけれども、これにつきましても乳児院等で児童と起居をともにする看護職員については特例を認めるということになります。

婦養成校二年課程でがたつと落ちまして六万五千円、准看護婦養成校で五万二千円と非常に差があるんですね。それは、いろいろ研修課程の長さとか質とかいろいろあると思いますけれども、参議院の厚生委員会で昨年の十二月十七日にお答えになっている答弁の中にこういう数字が出てくるんです。

私どもは、看護婦さんの養成というのは基本的

がありますが、ストレートではない。准看護婦制度というものは必要なのでしょうか。看護婦養成校への進学者の九割は高卒者です。そしてその養成課程の中で改めて看護婦養成所へ行かなければ看護婦さんにはなれない。働きながら学ばなければならないということがあるわけですけれども、一定の経験を持つた准看護婦さんが学歴にかかわりなく看護婦国家試験を受験できるようにする、こういうことは考えることは不可能なのでしょうか、どうなのでしょうか。

○政府委員(古市圭治君) 准看護婦制度につきましては、いろいろ從来から意見がございまして、厚生省の方といいたしましても、昭和六十二年に一度、看護制度の検討会というので各界の人から御意見を伺いました。

は、国立大学のそれぞれの学部の決算をいたしまして学生数で割りまして一人当たり幾らかかっていふことになるが、こういう数字だというふうに承りますが、確かに医学部と看護学部さらには看護婦養成の短期大学とはかなり大きな開きがあります。

こうなつておりますが、これはほかの学部と比較いたしまして決して遜色がないと思っております。例えば、理学部につきましても百九十四万五千元、法学部の場合は百四十万、家政学部では十九万、こういう数字になつておりますと、そういうことからいたしますと、看護学部につきましても私どもとしてはそれ相応な予算措置は講じておる、このように考えております。

○竹村泰子君 質と量を兼ね備えた養成制度といいますか、これまで不足不足と呼ばれていたので量をふやすことに一生懸命になつておられたかもしれないと思うんですが、質と量を兼ね備えた養成制度ということです。

そこで、お尋ねをしたいんですけども、今、准看護婦から正看護婦への道というのは開かれてはいないというか、開かれていないと言つては語弊

ているのはそういうところなんですね。わかります、それは、これまでずっと続けてこられたシステムですから。しかし、何とか今これを打破しないと、さつきから言つてゐるよつに、どこかで悪循環の輪を切らないといふときに、そのくらいの決断はしていただきたいとこれはなかなか大変なことじやないかなと。

務がしやすいといつ一つの職になるわけですが、その場合にも在宅看護の研修会というのを開いていくというようなことも想定しているわけでございます。

それから、ナースセンターの規模と申しますのは、現在各都道府県に一ヵ所ナースバンクというのがございます。それがナースセンターとして今

ついてお答えをさせていただきます。
平成三年度までは八県にございましたが、平成四年度に静岡県に私立の聖隸クリストファー看護大学というのが設置され、また四年度の予算で国立の広島大学に看護系の学科が設置されました。現在の状況を申し上げますと、四年制の看護師養成教育機関があるのは十都県でございます。今後

これらの結果、平成二年度の予算四十四億円でございましたが、これと比べまして七十四億円、約七割の大増加を図ったわけでございます。
○竹村泰子君 いろいろと知恵を出し合っていかなければならぬと思ひますけれども、知恵だけではなく勇気も出していただきたいというふうに私も思います。

私は、准看護婦の皆さんの御苦労、そして働いてもなかなか報われない、働きながら学ぶということの大変さ、そういうことも含めまして、今までおっしゃいましたけれども、そういうことも含めて何とかここを打破していただけないかなと思うんです。今すぐにお答

回機能強化をされていくわけでございまして、但下一ヵ所では少な過ぎるという御指摘もございましたので、なるべく支所等も開設して地域に行つて就業あっせんをする、それから機能の拡大も図つていきたい、このように考へておるわけでござります。

の動向につきまして、私どもいたしましては、十八歳人口が急激に減少してまいりますので、基本的に大学の新增設ということについては抑制的に対処をすべきであると考えておりますが、看護婦養成、看護教育の分野につきましてはできるだけ積極的に対応いたしたい、こういう基本姿勢

現実の問題を少し聞いていきたいと思ひますけれども、看護協会の皆さんが高い調査をしてくださつております。今までは新規にどう人材を確保するかということだったんですが、これから私がお聞きいたしますのは、どうしたら離職をとめられるかということなんです。

お考えをいただきたいというふうに強く思いました。

なお、一つ一つの規模といふことも、ちょっとイメージが浮かばないかと思いますが、私ども予算上は現在三億円の補助金を出しております

でござります。
国立につきましては、先ほど申し上げましたが、無医大県解消にかかるわるいわゆる新設医科大学に

この調査を拝見しておりますと、就職して四、五年で退職されるのが一番多い。なぜ四、五年であるのかということなんですかけれども、ちょっと

それで「ナースセンター」について少しお伺いしたいと思うんですけれども、第三章に「ナースセンター」というところがあります。これを私ずっと見ていたんですけどれども、よくわかりませんのはナースセンターの規模です。どのぐらいの規模

かこれを平成四年度では一倍の六億円以上にこ
やしたい、機能の強化を図りたいと思っているわ
けでございます。

ついて、看護系の学科の設置について積極的に対応いたしたい。また公立につきましては、これも御案内かと思いますが、自治省の方で地方財政計画上御配慮をいただいておりますので、先ほども御紹介いただきましたように、北海道、兵庫、岡

皮肉な言ひ方になるかも知れませんが、四年といふのはもう一番仕事の内容がわかつてしまふもろくなつてきて、ほかの職種ですと、夫婦で一生続けるぞとか、男性でも女性でもううふうに思はれる身柄なりではな、かなど

を考えておられるのか。小さくても大きくともいいのか、その辺のところがよくわからない。
それから、このナースセンターの中で、先ほど
も私、参考人の方に申し上げましたけれども、復
職するときのもう一度改めての研修と申します
が、そういうコースを考えることはナースセン
ターの中でできるのでしょうかできないのでしょ
うか。

及び次の「知識及び技能に関する情報の提供、相談その他の援助」というところは、これは一度リタイアされても再就職をしたいと願つておられる看護婦さんたちの研修の場にもなる可能性もあるということなんですね。そうしていただけるんです。

山 現在看護系の四年制大学がないところに設置の動きが出ております。また、私立大学につきましても、九州の方で福岡、鹿児島にそのような動きがあると承知をいたしております。

今後とも、看護系の四年制大学の設置につきましては、「一県一大学」ということもさることながら、全体として積極的に対応してまいりたい、このよ

思います。ここで非常に多くの、半数以上の人があやめていかれるというのは大変な資源の、資源といふ言い方は大変失礼ですが、人材も一つの資源といったしますと物すごいむだ遣いだというふうに思ふんですね。

ただしそれは、後ほど結婚、出産、育児などの原因のことをお聞きいたしますけれども、もう一つ

○政府委員(古市圭治君) ナースセンターには、いいわゆる再就職の職業があつせんというのが一つ大きなことになりますが、一度離職された方がもう

○竹村泰子君 わかりました。

お答えさせていただきます。

の原因としては、何か女性の職業・職場でよく女の子なんという言い方があります。が、幾つになつても女性は女の子なんですね。私たちが男性に対する

一度復職するについていろんな技術的知識的不安をお持ちの場合には、そういう研修をするということも当然一つの機能として新しく持つております。それからまた、先ほどちょっと申しました新しい仕事として、医療施設で勤務することではなっていわゆるナースステーションから地域の寝たさり老人の家庭看護をするということが非常に勤

○政府委員(前畠安宏君) 御指摘のうち、いわゆる全県に看護大学を設置できないかということにための国庫補助を今後大幅に増額すべきであると私は思うんです。また、教員確保のための看護大学を全県に設置できないだろうか。厚生大臣の御所見と、それから文部省の御所見をお伺いしたいと思います。

看護婦等養成所に対します補助の強化につきましては、平成三年度予算で専任教員経費等の補助対象経費の単価の引き上げを行いましたし、さらに新しく実習調整者経費も新設を行いました。平成四年度につきましては、看護婦等養成所に対する補助におきまして、専任教員経費等の補助対象経費の単価を引き上げるとともに、さらに新しく学生指導担当者経費というものをつけました。こ

して男の子と呼ぶのはせいせい二十ぐらいまでですけれども、女性は幾つになんても、五十になんても女の子というそういう言い方をよくされます。女性というものはやっぱり若い方がいい、安上上がりな労働力だ、使い捨ての労働力だと。これは別に厚生省だけを責めているんじやなくて社会一般そうなんですかとも、何かそういう意識がおありになるんじやなへでしようか。

そして、看護婦さんにおいてはなお一層若い方がいい、看護婦さんはきれいですてきな方がいい、白衣の天使という呼び方もありますけれども、そういう何か意識がおありになるのじやないかと思ひますが、厚生省いかがでしょ。

○政府委員(古市圭治君) 後ほど大臣の御所感があるかと思いますが、私ども担当している者としては、ほかの女性の職場ならいき知らず、事務所の働く場においては、あらゆる医療機関で本当に看護婦さんに来ていただきたいと思つておるわけですから、他の職種のように年齢が若ければ、そんなせいたくを言える状況ではございませんで、どんな方でも来ていただきたいと思っておるわけでございます。

○竹村泰子君 どうも失礼いたしました。

私が言つたかったのは、いわゆる看護職というものはほかのものと違つて本当に何年間かの専門教育を受けた人でございますし、また経験を積めば積むほどそれだけいわゆる手厚い、知識の厚い看護ができるわけでございますから、ほかの職種と違つてそういうことが言われるような職業ではないという趣旨でございました。訂正いたします。

○竹村泰子君 大臣どうですか。いかがですか。

○國務大臣(山下徳夫君) 御質問の趣旨が実は私はつきり受け取れないんです。要は、慣例の問題もありましょ。しかし、またこのことについて私がいろいろ申し上げることは適当でないと思想です。

女性の場合、女の子といふのはかなり高齢化しても言つんですね、これは一つの習慣ですから。だから料理屋に行つて四十ぐらいの仲居さんにお嬢さんと言えば返事しますけれども、我々は坊ちゃんと言われて返事はいたしません。そのよう

に、一つの慣例というのがございますから、それが本当のものだということをちょっとほのめかされましたし、大臣は社会的な慣例をお認めになりました。私はその慣例が問題なのだと言つています。そういう慣例、古い伝統的な慣例に従つて女性の職業を、女性の労働を使い捨ての若い労働力と見ているのではないかということを言つた。それが大変な理由なんですね。

七百四十四カ所、九三年度には八百四カ所にいたといふうな御答弁がありました。それは大変結構なことです。院内保育というのは、あのときもちょっと御答弁がありましたが、ゼロ歳児も預かりになるのですねといつてが一つ。それから大きな病院でないと、四人以上とか、何かそんな基準がありますね。小さな例えは今一人しか預かってないけれども将来的にはもっと預かれるようになると、そういう配慮のもとに小さな病院でも院内保育があるということは、子供を育てながら働くお母さんにとって非常に心強い。結婚をする前の若い女性も、うちは大丈夫よ。院内保育があるから結婚しても子供ができる働き続けられるわよという、そういう何というか心頼みになると思うんですけども、その辺がちょっととはっきりしてないんですが、いかがでしょうか。

○竹村泰子君 院内保育も確かにもつと充実していただきたいんですねけれども、大都会では、院内保育だと朝のラッシュ時に電車や乗り物に乗つて子供を連れていかなくちゃいけないんですね。だから、院内保育と同時に、もう一つは地域の保育園あるいは託児園、そういうところの時間、ここで預かってくださるところがふえてまいりましたけれども、いまだに五時とか六時とかいう門限に間に合わせようとしてお母さんたちがもう一生懸命保育園へ駆け込まれるという姿も珍しくありません。

だから、あわせまして女性全体が社会の中で働きやすく述べていただくためには、保育園のあり方

といつても考えていただきかなきやいけないと思っています。その辺はいかがでございましょうか。きょうは担当者がいらっしゃらないかなと思いません。
だから、あわせまして女性全体が社会の中で働きやすく述べていただくためには、保育園のあり方といつても考えていただきかなきやいけないと思っています。その辺はいかがでございましょうか。きょうは担当者がいらっしゃらないかなと思いません。

○政府委員(大西孝夫君) 直接の担当ではございませんが、私からお答えを申し上げます。

今御指摘のように、いろいろな勤務形態を考えますと、保育というサービスがいろんな多様な形をとつてきめ細かなニードに対応できるようにしていく必要があるということは、厚生省としましても從来から十分認識をいたしまして、そのため保育対策の推進に努めているところでござります。また、平成三年秋からは、長時間保育サービス等の特別保育対策の推進に努めているところでござります。また、企業委託型保育サービスというようなことも着手しているところでござります。
今御指摘の看護婦さんの保育ニーズに対応できるということを含めまして、今後いろんな保育サービスの充実を図る必要があるわけであります。
が、院内保育所につきまして、今後いろんな保育サービスとして今後とも考えていかなきやならぬ
というふうに考えております。

○竹村泰子君 仕事内容あるいは人間関係 そういったことへの不満もこの調査を見ておりますと随分出でますんですね。もちろん結婚、出産、育児などに比べるとずっと低いのですけれども、これは何といいますか、病院内の旧態依然たる物の考え方、あるいは医者が、この中にもお医者さんがいらっしゃるんで、申しわけないのですけれども、も、やっぱりお医者さんがすべてを判断して、もちろん医療のことに関してはお医者さんが判断なさるわけですが、看護婦の業務に関してまであるのは看護婦に任せた方がよくいく場合にも医者の指示を仰がなければいけない、そんなところがまだあるような気がするんです。

その辺は、政府がどうとかこうとか、厚生省がどうとかこうとかということではないと思いますが、その辺も打開できるような、いい人間関係をつくれるようなそういう職場の指導と申しますか、指示と申しますか、そういったことは厚生省は考えておられるのでしょうか。

○政府委員(古市圭治君) 非常に重要なことだと思います。よく言われますが、よい理念を持つ病院にはよい医師が集まる、よき医師のものにはよき看護婦、医療関係者が集まるということでございます。いろいろな話を聞きましても、あの先生のもとならとすることで、勤務条件だけではない要素で看護業務というものがみんな一心に行われているということがございます。

そういうことから、私どもは平成三年度から看護業務の検討会というのを行っておりまして、その中で医療関係者同士の業務分担、それからまたそれぞれの連携、医師から看護婦への指示、また協力要請というものがあり方につきまして、モデルを幾つか勉強させていただいて、それらを集大成したマニアル、手引というものをつくって、そういうようなことについての配慮も全国の医療機関にお願いしていきたいと思っております。

○竹村泰子君 ぜひよろしくお願ひをいたします。

それから、いろんな方策をその中でも考えておられるんだと思うんですが、今回出されておりま

○政府委員(古市圭治君) これは私どもは、一つは看護婦さんの職場というものが非常にきついたので単に知識、技術の研修だけではなくてもつと一般的に仲間と一緒にいろいろ意見を交流さず、またリフレッシュできるという観点からの事業が必要だろうということで、新卒の三年目あたりの若手職員に対しましてこういうことをやつてはどうですかということで、これは実施者は都道府県の看護関係団体ということになりますと、私どもの方から二分の一の補助で出していけるわけをございます。

そういうことで、全額この事業ができるということでございませんが、こういう事業を紹介していく補助制度もつくり、各医療施設、また都道府県でそういう観点からのリフレッシュ研修というものが広がっていくということを期待しているというふうなことでござります。

○竹村泰子君 おやりになるのでしたら、二泊三日とかそういうことはなくて、もう少しゆったりとした計画で、金額も三千万円などというそういう額ではなくて、もう少しどかんとリフレッシュできるような、あなたもリフレッシュしてみてくださいと言えるような計画をしていただきたいなと思いますけれども、今後御検討をぜひお願ひ申し上げます。

それでは、次に労働条件のことを少し伺いたいと思います。

二・八体制ということが言われて久しいわけですね、二十年。夜勤を何とか軽減させようといふ申し上げます。

そのの中にも、リフレッシュ研修というふうなことが出てくるんですね。これは現在考えておられるわけでしようけれども、先日の御答弁では二泊三日、予算が三千万円ぐらいというふうにお聞きしました。二泊三日のリフレッシュ研修で予算が三千万円、ちょっとと考えてしまふんですね。どのくらいの人にリフレッシュが、しかも二泊三日で、かえつて疲れちゃうんじゃないかなというふうな気もするんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

二・八体制がとれない、仕事がきついから人が来ない、やめていく。こういう悪循環の中なのですけれども、この辺の打開策を今回の法案で、ここでこういうふうに基本方針の中で組み込んでおきますときからお答えがありますけれども、実際ににはそういう数字的なこととかは出てこないんですね。そういう意味で、ここをこういうふうに力を入れておりますというところをお教えいただけますでしょうか。

○政府委員(古市圭治君) 一つは、繰り返しになりますが、おっしゃるように数が少ないから少ないう人に対して労働が過重になる、労働が過重になるとから離職者が大きい。これが一番大きな原因だと思います。したがいまして、あらゆる手段によりましてこの陣営に参画していくべきです看護職員の数をふやすということにまず尽きるわけでございます。

そういうことで、需給計画を立てさせていただき、そのため養成数を増加し、また離職の数を減らし、ナースバンクの活躍によりまして再就職者の数をふやす。これは毎年三万人ずつ実増というのではないと平成十二年に百十五万九千人にならなければいけでございます。そういう努力をしていく、もう一つは、処遇の改善の中では、厚生省の方で先ほどの診療報酬の改定におきましても看護職員の改善というものを重視された改定がなされたたとえよといふことを念を押して申し上げ、医師会議はよろしく、「ざいますね。

○竹村泰子君 診療報酬のお話が出ましたが、診療報酬改定を看護婦給与改善に結びつけるということで、先日十六日に大臣、医師会の会長とお約束をされたというふう伺いましたけれども、それはよろしく、「ざいますね。

○竹村泰子君 それもいろいろお聞きしてみますと、診療報酬というのは非常に複雑な構造になりますおりまして、看護婦さんだけを特に優遇するわけにはいかないのだというふうなお話をあちこちで伺いますし、厳しいことはたくさんあると思いますけれども、せめてそのくらいはこの際やつていただかないと、これは平均ですからね、やつていただかないとどうしてもこれは待遇の改善ができないと思います。

厚生省は、病院の経営の中には踏み込めないといつもそういうふうにおっしゃるんです。まあ確かに踏み込んでいただいや困ることも多々あるのですけれども、今回のこの法案の中で看護婦さんを確保されていない病院は推進者の設置を求めることがありますね。十二条、二十四条などに、確保できていない下回る病院というんでですか、「省令の規定によって定められた員数を著しく下回る病院」、これは医療法二十一一条第一項第一号の規定に基づくわけですねけれども、この「下回る病院」というそういうところには「看護婦等確保推進者を置かなければならぬ」というふうにしておられるんですけれども、これは病院の経営に踏み込んだことにはならないんですね。

○政府委員(古市圭治君) 直接には経営に踏み込むということには当らないかと思いますが、この看護婦確保推進者を置くという趣旨は、そういう看護職員の数が著しく足りないというようなところでは提供される医療につきまして保健衛生上のいろんな不安が起こるということから、看護婦の確保について要請をするわけございまして、これは医療サービスの向上を図るという観点からこの推進者を置きなさいということになるわけでございます。

○竹村泰子君 そして、そのことなんですけれども、十六日の答弁では、例えばとして看護婦基準定員の六割以下の病院という答弁があつたんですねけれども、この看護婦基準定員というのは四対一の設置基準だと思いますが、基準以下はどの期間間

続けるというふうな基準は示されていないんですね。この基準を下回ることをどのように把握なさるのでしょうか、実務論として。

患者四対看護婦か准看護婦一というこの基準は、これがそもそも低い基準であるということは既にもうあちこちから指摘されているところありますし、精神病院及び結核病棟については六対一でありますけれども、これらの六割以下では良質な医療の確保、看護婦の労働条件確保に関していうふうなことはこれは問題にならないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(古市圭治君) 現在具体的な水準について検討中でございますが、一つの考え方として、医療保険の支払いの方でこの基準の八割に満たない場合には診療報酬の減額措置もあり得るということになっております。そういうことから勘案いたしまして、六割ということが一つ出てくるのではないかと思うかということで申し上げたわけでございます。

しかし、何はともあれ、医療法の基準を下回る医療機関が現在まだ不幸にして二五%あるわけでございます。それを改善するということが一番早急な課題でございまして、先ほど申し上げました養成計画で数をふやすということでの基準が守られないという事態の改善を一日も早く到達をしないではいけない。しかし、現実に著しく足りないというので、一応六割程度のところはこの看護婦確保推進者を置いてほかの医療機関以上の努力をしていただこう、こういう趣旨で法案に書いたわけでございます。

○竹村泰子君 チェーン病院のような場合はどういうふうにお考えになりますでしょうか。病院ごとのことであります。開設者と創始者というふうな場合は病院の経営者ではないわけですね。開設者と

うか、それともあくまでも開設者ということなのでしょうか。

○政府委員(古市圭治君) 前段のお尋ねのいわゆる系列病院、チエーン病院と言われているものにつきましても、病院ごとの医療法の定数というこ

とでございます。

先ほどちょっと答弁漏れをいたしましたが、この担保は、現実的には医療監視員が都道府県の職員として回っておりますので、そこでチエックをされるということになつております。

それから、「病院の開設者」と申しますのは、文字どおり都道府県知事に開設届けを出したという

人でございまして、その病院を現に管理する人ということでございます。

○竹村泰子君 医療監視員というのはどのくらいいらっしゃるんですか。大体で結構です。

○政府委員(古市圭治君) 今ちょっと直接数字がございませんが、私が保健所にいましたときには、

保健所ごとに都道府県知事から医療監視の事務を命ぜられてやる人間が二、三名いたはずでございまますので、保健所の数が現在八百五十幾つでございます。本庁の衛生部にももちろんあります。そ

ういうような数じやなかろうか。今ちょっと調べて、後ほど報告させていただきます。

○竹村泰子君 保健所に二、三人おられて、都道府県レベルで衛生部に何人かおられるというこ

とで、かなりの人数がおられるわけですね。しかし、それも狭いところと北海道のような広いところとあるわけですから、それはもう画一的に何人

いるわけですか。

○政府委員(古市圭治君) ちょっとと調べさせてい

ます。今まで行くことはまず余りないと思いますが、法律の趣旨から、非常に重要な仕事でありますので、しかもこれを置くことを命ぜられますのは、現在決めております医療法の基準を著しく下回るというふうなことです

○政府委員(古市圭治君) そこまで行くことはまず余りないと思いますが、法律の趣旨から、非常に重要な仕事でありますので、しかもこれを置くことを命ぜられますのは、現在決めております医療法の基準を著しく下回るというふうなことです

○竹村泰子君 みんなで努力しましようじゃない

○竹村泰子君 みんなで努力しましようじゃない

うものには罰則規定に結びつきますが、そのほかの一般的の病院等におきましても看護婦の待遇改善

その他の措置を講ずるよう努めなければならぬ

とされているわけでございまして、全体の中でもみんなで努力しましよう、その中で現在でも殊に著

しく不足しているというところはその責務がより一層厳しいということで、罰則規定まで結びつい

てはいるということをごぞいます。

○竹村泰子君 みんなで努力しましようじゃない

んですね。さつきから私、初めから申し上げてい

るところはみんな努力義務、

なんで努力しましよう、その中で現在でも殊に著

しく不足しているというところはその責務がより

うものには罰則規定に結びつきますが、そのほか

の一般的の病院等におきましても看護婦の待遇改善

その他の措置を講ずるよう努めなければならぬ

とされているわけでございまして、全体の中でもみんなで努力しましよう、その中で現在でも殊に著

しく不足しているというところはその責務がより

あるかというふうに考えております。事業の具体的な内容、実施方法につきまして、平成四年度におきまして検討のための経費も予算に計上いたしておりますので、その検討会を設置し検討を行なうことをとしております。その中でただいまのような問題を含めまして、事業運営の効率性あるいは安定性といった面から総合的に判断しながら検討をしていきたいというふうに考えております。

○竹村泰子君 なかなかすぐにはさつとそうはないようですが、お考えのうちに置いていただけきた」というふうに思ひます。

さいしませんで、そこは施設としての判断もあり得るというような実態になつております。

したかいまして、その施設でどういうふうに職

員を配置するかという点、これは私ども最低基準ということで最低の基準は決めておりますが、それが、いかがですか。

○国務大臣（山下徳夫君） 看護職員確保対策を進
れを上回る予算、これも予算の積算上つけており

また、採用時期の問題でござりますが、これは
何時ごとおも。

確かに御指摘のとおりでございまして、全国社会福祉協議会が一昨年六月に行なました調査により

ますと、社会福祉施設職員の募集時期が、半数が
年度後半というふうになつておりまして、残念な

がら一般企業の新卒者の定期採用が実質的に終了している時期に募集を行つてはいるのが実態

でございまして、この募集時期のおくれが必然的に採用内定時期のおくれをもたらしてはるという

「これは、施設にとりましては退職予定者数が年
　　こうなことでござります。

度後半にならないと確定しない等の事情がございまして、なかなか一朝一夕にこれを解決することは

は困難であるということをございます。私ども
いたしましては、なるべく福広く人材を確保す

るという観点から、社会福祉事業についての理解を深めるための積極的なPRを行う。また、この

法案に盛り込んでおります人材センターを活用いたしまして、学校就職部あるハは職安との連携強

化、あるいは施設側におきましても計画的な採用

いまして、できるだけ募集時期が早期化できるよう、関係団体ともいろいろ相談をして、いたい。

「竹村泰子君、ハロ、ハロ」と質問してまわります。

まだまだお聞きしたいことがたくさんあるんです
が、ちょっと時間の制約もありますので、私はこ

こで確認的な御質問を少しあせていただきたいと思います。

第七部 厚生委員会会議録第七号 平成四年四月二十一日 [参議院]

卷之三

ります。

具体的には、医療監視の際等に、医療監視員が行う指導助言及び公共職業安定所において行う指導助言によって実施することといたしております。

指導及び助言にもかかわらず、看護婦等が医療法上の配置基準に対しても著しく不足している病院においては、本法に基づく指導及び助言と合わせて、医療法に基づき医療監視等を通じて具体的な改善計画を提出させ、改善状況を追跡調査する等、その指導の徹底を図つてまいりたいと思っております。

○竹村泰子君 社会福祉施設職員の労働時間の短縮、夜勤、宿泊直の軽減など、労働条件の向上のために措置費の改善が図られるべきであると思います。週四十時間労働実現のプロセスを示していただきたいと思います。

○国務大臣(山下徳夫君) 社会福祉施設職員を確保するため、労働時間の短縮等その処遇の改善が重要であることは十分認識いたしており、従来から施設運営費である措置費等においてその改善に努力をしてきたところであります。今後とも本法案や各般の措置を通じ、その改善に努めてまいりたいと考えております。

特に、労働時間の短縮につきましては、平成二年度においては週三十分の時間短縮を行つたところであり、さらに平成四年度においては、福祉マネジメント確保対策の重点施策の一環として、週九十分の大大幅な時間短縮を内容とする措置費の改善を行つこととしております。この結果、平成四年十月以降、週四十二時間の勤務体制が確保されることとなり、週休二日制への取り組みが一層促進されるものと考えております。

今後は国家公務員の完全週休二日制への移行という状況を踏まえ、また、労働基準法に定める本則週四十時間勤務体制への移行時期及び民間企業の週休二日制の実施状況なども十分見きわめながら、福祉施設における勤務時間短縮対策について所要の措置を講じてまいりたいと考えております。

○竹村泰子君 ありがとうございました。

ちょっとと重複したところもありましたけれども、大事なところを確認的に質問をさせていただきます。

大臣、ごらんになりましたが、きのうの新聞です。

が、「救急救命士試験女性が九割」という、そして「看護婦さんあくなき向上心」というふうに大きなタイトルがついているんですね。今回の「救急

救命士になるための初の国家試験が十九日、全国八カ所の会場で実施された。「出願した約四千五百人のうち、九割近い約四千人が看護婦さんであります」が、どういうふうにお感じになりますか。

○国務大臣(山下徳夫君) 私は記事も拝見しました。

たし、テレビにおけるインタビュー等も拝見をいたしました。中には救急救命士たるもののがいかない

職業であるか、どういうことをやるのかといふ

十分の御理解がないまま受験された方も一部には

あると思うのでござりますけれども、あれを拝見しますと、看護婦さん方が人命救助に対して本当に真剣に取り組んでおられる、またその向学心、

こういうことに対する尊敬の念を持った次第でござります。

○竹村泰子君 私は、看護婦さんたちの心の迷いを見る思いがいたしました。看護婦さんになるた

めには大変な勉強も必要だし、そして許可も認可

も必要なわけですねけれども、これらが生かせない

職業なんですね。全くの新しい職業、これに挑戦

されると、看護婦さんたちは必ずから培つてきた看護婦としての従来の知識、それをさらに生かし、より高度

なものを、より広くまた自分の知識というものを生かしたいという、そういう非常に進んだお考え方

でありますし、真剣なお考え方であろう。

私は、先ほど申し上げたように、大変好ましくま

た尊敬すべきことであると思います。

○竹村泰子君 それでは、続けて、野党を代表いたしまして、確認の質問をさせていただきたいと

す。

なぜ苦労して資格を取つたのに、そのキャリアが生かせない職業に新たに挑戦しなければならないのか。看護婦という職業に絶望している方たちも多いのではないか。四五五年で半数もやめていらっしゃる。でも、少しでも医療ということでおかれることは、キャリアを生かせる職業を求めておられるのでは

ないかと思うんですね。そして同時に、さつきも私質問の中でも申し上げましたけれども、医療の現場で一人前の医療職として扱われていない、

そういう欲求不満も随分おありになるんだろうと思

います。

彼女たちの悩みを本当に本気で受けとめて、そ

れにこたえようとしていただきたいと強く要望い

たしまして、最後に大臣の御所見を伺つて終わり

たいと思います。

○政府委員(古市圭治君) 先ほどの御質問で保

させたいたきました医療監視員の数だけちょっと

と言わせていただきます。

平成三年の九月三十日現在で、全国で七千六百九十九名。地域的には、必要なところには多くとい

うことございまして、例えば北海道では二百九十一名、こうなっております。

○国務大臣(山下徳夫君) 重ねての救急救命士に

対する志願が多かつたことに對しての御質問でござります。先ほど申し上げたとおりござります

が、看護婦さんがみずから培つてきた看護婦とし

ての従来の知識、それをさらに生かし、より高度

なもの、より広くまた自分の知識というものを生

かしたいという、そういう非常に進んだお考え方

でありますし、真剣なお考え方であろう。

私は、先ほど申し上げたように、大変好ましくま

た尊敬すべきことであると思います。

○竹村泰子君 それでは、続けて、野党を代

表いたしまして、確認の質問をさせていただきました。

日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合

材確保の促進に関する法律案についての確認質疑を行います。

基本指針に定める事項のうち、「処遇の改善」は勤務時間、夜勤体制及び給与などが含まれると理解してよろしいでしょうか。どのような事項が盛り込まれるのでしょうか。

○国務大臣(山下徳夫君) 国民に適切な医療を提

供できるよう、資質の高い看護婦等の確保を進め

るために、本法においては基本指針を定めることといたしております。その基本指針の「処遇の改

善に関する事項」につきましては、関係審議会の御意見を聞いて定めることになりますが、厚生省

といたしましては、まず勤務時間の短縮、夜勤体

制の改善、あるいは看護業務の改善、福利厚生の充実、雇用管理体制の明確化などに関する事項を

盛り込んでいきたいと考えております。

○竹村泰子君 勤務時間と夜勤に関して基本指針

の中に、週四十労働時間、複数月八回以内の夜勤

という具体的な改善の目標が明記されるべきであ

ると私どもは思いますか、いかがでしょうか。

○国務大臣(山下徳夫君) 基本指針に定める内容

につきましては、関係審議会等の御意見を承つて

定めることといたしておりますが、厚生省とい

てしましては、「処遇の改善に関する事項」につい

て、複数体制も念頭に置きつつ、週四十時間、夜勤

月平均八回以内といった具体的目標を規定してい

きたいと考えております。

○木庭健太郎君 本案の審議をさせていただく前

に一問だけ大臣にお尋ねをいたします。

実は、去る四月八日の予算委員会で我が同僚議員の高桑委員が質問の中で、国際貢献の立場からボリオとかエイズ対策に積極的に取り組むべきだ

ということを提案をいたしたわけでござります。

けさテレビのニュースを見ておりました。近々山下厚生大臣がWHOに行かれる、その際にWHOへの拠出金を一・一%ふやすというようなニュ

スが流れおりました。これは、どのような目的

に對して拠出をなさろうとされているのか。そのことについてます冒頭お伺いしておきたいと思

ます。

○国務大臣(山下徳夫君) 今回増額することにいたしましたのは、WHOへの任意拠出金、今まで、任意拠出金はWHOが特に力を入れて、いために、任意拠出金はWHOが特に力を入れて、いために、任意拠出の対象となりておりますのは、お話をございましたが、より本格化、エイズ対策のほか、麻薬対策、子供ワクチン等でございます。

○木庭健太郎君 それでは、本法案の審議に入らせていただきたいと思います。

今、竹村委員の方から確認質問があつております。私もこの法案の中の実効性の問題を取り上げ、やはりその点が一番大事な点だろうということですと前回も質疑をさせていただきました。大臣もきちんと御答弁いたしましたが、この問題については真摯にぜひ取り組んでいただき上げ、やはりその点が一番大事な点だろうということですと前回も質疑をさせていただきました。

この問題についてもこの法案の中の実効性の問題を取扱い上げ、やはりその点が一番大事な点だろうとおきます。

そこで、法案の中でもまだ私たちよくわからない点もございますので、そのことで何点かお伺いをしていきたいと思います。

まず最初の問題は、私どもこの法案で非常に残念に思つた点が一点ございます。それは何かといふと、行政の縦割りの弊害が何か随所にあらわれているというような点を感じるのであります。昨年夏以降、私ども看護婦さんの問題、福祉関係の人材の問題で、マンパワーの法案については一本化調整を政府にずっとお願いしたところでござります。しかし、最終的には結局この法案、労働省が一本、厚生省が二本という二本となつたわけでござります。

私どもは本当ならばきょう議題になつていているものと労働省所管の介護労働者の雇用管理改善法案は一緒に審議したかったという思いもございまして、法規の中身を見てもそういう点を感じます。法規の中身を見てもそういう点を感じます。法規についても本来同じ機能を持つ福祉人材センターと福祉重点ハローワークが並立している

とかさまざまあるわけございます。

○政府委員(末次彬君) ただいま御審議をいたしております厚生省提出の社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案につきましては、これはゴールドプラン等の円滑な実施を図るために、社会福祉事業を適正に実施する。こういう観点から社会福祉事務従事者の確保のための所要の措置を講じようとするものでございます。

一方、労働省の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案は、介護労働者につきましてその業務の特殊性にかんがみ、労働者の福祉の推進という観点から雇用管理の改善等に関する措置を講じようとするものでございます。

このように、目的が異なりますところから、厚生省の法案では、指導職員や保母等の介護に従事していない者を含めまして、社会福祉事業に從事する者全般を対象にいたしておりますが、労働省の法案は家政婦等を含みます介護労働者を対象に従事する者全般を対象にいたしておりますが、労働省の法案は家政婦等を含みます介護労働者を対象に従事しているものでございます。まずそれとの対象範囲を異にしておるわけでございます。

また、厚生省の法案は社会福祉事業従事者の待遇改善等に関する基本指針を定めまして、措置費等と相まって実効ある人材確保のための措置を推進しようというものがございますが、労働省の法規も異なつておるわけでございます。

以上申し上げましたように、両法案は目的、対象範囲を異にいたしておりますので、それぞれの趣旨に即応した法規を現在御提出申し上げております。しかしながらそれぞれ人材確保の促進を図ることにいたしたいといふふうに考へておるところでございまして、他の点につき

す。

○木庭健太郎君 同じような法案で差ができるという問題について、次は看護婦や社会福祉事業従事者の待遇の改善等について、ほかに国家公務員法や地方公務員法、人事院勧告や条例があるということで、今回の場合は国家公務員や地方公務員は対象となつていいわけございませんけれども、この点についても今国立病院においてさえいわゆる月八回以内の夜勤が達成されていないというは皆さん御存じのとおりのことございません。また、ヘルパーの問題を考えたとしても、特に非常勤のホームヘルパーの着手当、福利厚生面、不十分であるという問題があるわけでございません。

公務員であるかどうかということを問わずに、全体として一貫したマンパワー対策をとる必要があると思いますが、この法案についての御説明と、これも今後どう取り組むつもりなのかをあわせて御答弁いただきたいと思います。

○政府委員(古市圭治君) 看護婦等の人材確保の方についてお答えいたします。

御指摘のように、国家公務員、地方公務員の待遇につきましては、人事院勧告等によりまして関係当局が責任を持って適切に対処するということにされているところでございます。関係当局とも御相談しました結果、公務員の待遇につきましては、この法律による基本指針の対象とはせずに、従来の体系による取り組みによってゆだねるということになつたわけでございます。

しかし、待遇の改善以外の資質の向上等につきましては、国家公務員、地方公務員である看護婦等につきましても基本指針の適用の範囲内になると、このように整理をさせていただいた次第でござります。

私どもは本当に南北きょう議題になつているものと労働省所管の介護労働者の雇用管理改善法案は一緒に審議したかったという思いもございまして、法規の中身を見てもそういう点を感じます。法規についても本来同じ機能を持つ福祉人材センターと福祉重点ハローワークが並立している

までは同様に取り扱いをする予定でございます。

○木庭健太郎君 納得しているわけではないんです。また、今後そこがないようにその点を確認の意味でお尋ねしておきます。

○政府委員(末次彬君) ただいま御審議をいたしております厚生省提出の社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案につきましては、これはゴールドプラン等の円滑な実施を図るために、社会福祉事業を適正に実施する。こういう観点から社会福祉事業従事者の確保のための所要の措置を講じようとするものでございます。

この二つの法案は同じような趣旨で組み立てられていけるわけござりますけれども、これは局が違うためなのかどうなのかわかりませんが、規定の場合は第四条で国及び自治体の責務として規定されているものが、福祉マンパワー確保法案に至りましては単にこれは国、自治体の措置と言つているにすぎないでございます。どうして福祉マンパワーに関しては国、自治体の責務というふうに明確に言えないのか、この理由もお聞きしたいと思います。

○政府委員(末次彬君) 御指摘のとおり、社会福祉事業法の改正案の第七十条の五におきまして、「国及び地方公共団体の措置」という見出しを規定いたしております。これは社会福祉事業法におけるに基本理念等が規定をされておりまして、社会福祉事業全体を通ずる責務が定められているということから、今回の改正案では社会福祉事業従事者の確保を推進するためのより具体的な措置を規定するという意味で、立法技術上第七章の二の第七十条の五につきましては、その見出しとして「国及び地方公共団体の措置」という見出しをつけたわけでございます。

なお、この規定は社会福祉事業従事者の確保等を促進するために国が必要な財政、金融上の措置等を講すべきこと、及び地方公共団体が必要な措置を講すべきことを規定しておるところでございまして、規定の内容は実質的に看護婦等の人事確保の促進のための法律案と同様の国の責務を定めたものであるというふうに御理解をいただきたいと思っております。これはまさに立法技術上こういう取り扱いになつたということで、実質的には責務であると私ども考えております。

○木庭健太郎君 法律ですから難しいところもある

るんでしょうねけれども、國民の目から見た場合に、本当にそういう差異があるようなことを感じざるを得ない面もあるわけでござります。法律上の問題とおつしやいましたけれども、そういうところもできれば配慮をしていただく部分、それならばもう少しきちんと國民に向かって説明していただいく部分が私はあつてかかるべきというふうに思うのであります。

は、介護職員、同じ介護職員であつても医療施設における介護職員は対象となつていなかつてございまして、老人保健施設の介護職員さえ対象から抜け落ちてゐるわけござります。老人保健施設の介護従事者の確保というのは、これは緊急性が叫ばれていたと思いますけれども、一体この点についてどんな認識を持っていらっしゃるのか、

○政府委員(古市圭治君) 法についてでございますが、これは先生御承知のように、医療の中核を担う看護業務、その中のしかも有資格の看護婦さんと申しますのは、ある程度の法的な関与のもとに数年間の養成を経て職場に出てくるということでございます。そういうことから現在の不足状況を解消するためには総合的な施策を緊急に打ついかなかつたらいけないということで、今回の法律では看護婦に限ってその対象としたわけでございますが、先生御指摘のように、医療機関で看護に携わるそのほかの看護補助者という方々の仕事の重要性というものを私どもは十分認識しているわけでございます。

○政府委員(岡光序治君) 老人保健施設で介護に携わる方々の関係でございますが、老人保健施設は施設の概念といたしましては、医療を提供する施設ということになるわけでございまして、そういう意味ではただいま答弁がありましたように、医療機関において介護に携わる方々と同じような位置づけになるというふうに法律の上では整理をしているところでございます。

現状は、老人保健施設の介護職員、例えば入所

生のおつしやるよう、将来にわたって繩張り争いということにならないよう、我々常に心がけていかなければなりません。したがつて、関係省庁、常に緊密な連絡をとりながら物事を進めていく必要があります。

私もしましても、閣議等の場において政府部内で十分連携をとつていくように常に心がけてまいりたいと思つております。

○木庭健太郎君 それでは次に、看護職員の新需給見通しの点で何点かお尋ねをいたします。

この需給見通し、平成十二年に均衡ということでお見直しきなされたわけでござります。そこで第一にお尋ねしたいのは、見通しの上でも大変な不足が予想されるここ数年の問題でござりますけれども、これをどのように乗り越えていくおつもりなのか。また、看護職員の圧倒的な不足の中でも優先課題である労働条件の改善、特に週四十時間労働の問題、夜勤の軽減などを具体的にどのようにお図りになつていくお考えなのかということ。

あわせてお聞きしておきたいのは、地域的な問題も残つてゐるわけでございます。看護婦さも宮城、神奈川、広島など、十四道府県でなお足が見込まれてゐるわけでございます。看護婦さんの場合は地域に急に飛んでいけと言つても、これはなかなか難しい問題もござります。この辺について具体的にどのような対策を持っていらつしゃるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○政府委員(古市圭治君) 勤務条件の改善ということで、当面問題になつておりますのが週四十時間労働、それから夜勤の月平均八回、ここに到達するということで、今回の需要の見込みの中にはそれを入れたわけでございますが、数を入れたからといって供給数が追いつくわけじやございません。そういうことで御承知のように、ここ二年間にわたりましてこれらの対策、育児の事項を踏まえて院内保育所への助成、それからまた夜勤体制への助成ということで、予算の大幅な確保をやってきました。これはやはり数をふやしていかなかつたらいけないということであらゆる努力がいることにならぬないように、我々常に心がけていかなければなりません。したがつて、関係省庁、常に緊密な連絡をとりながら物事を進めていく必要があります。

力をしなかつたらいけないと思っております。
それからまた、地域的に都道府県で偏在がある
という御指摘でございますが、そのとおりでござ
いまして、また県の中でも僻地に行くほど得られ
ないという地域偏在もございます。そういうこと
で県の計画はこのようになつておりますが、それ
が非常に不足が激しいというところでは私どもも
また協議させていただきまして、ナースセンター
の活躍、それからまた業務の改善、見直しといふ
ものにつきまして個々の県ともまた相談をさせ
ていただきたいと、このように思つております。
○木庭 健太郎君 この見通しの中では今おっしゃ
いましたように、週四十時間制に伴う需要、月八
回以内の夜勤等の勤務条件の改善によって、百床
当たりの看護職員数は現在の三十五・九人から四
十八・二人になるというふうに見込まれているわ
けでございます。しかし、百床当たりの看護職員
数がそういう状況であれば、医療法における人員
配置基準の見直しを行うことも可能ではないかと
いうふうに思うわけでございます。
ですから、私が言いたいのは、週四十時間労働、
月八回以内の夜勤の実施を口にしながら、その実
現が不可能な人員配置基準をそのままにしている
のは何か矛盾があるのでないかと思うんですけれ
ども、遅くともこの需給見直し期間中に医療法
における人員配置基準の見直しを行なうべきではな
いかと思うんですが、いかがでしょうか。
○政府委員(古市圭治君) 現在、御指摘のよう
に看護婦について言ひますと、医療法の人員配置基
準の遵守率というのは七六・四%ということですま
だ改善が急がれているわけでございます。そうい
う中で今回看護職員等の人材確保法案を提案させ
ていただいて、この改善に総合的な努力を行なう
としているところでございます。
また、御指摘のように、これが改善された暁に
は医療法の配置基準の見直しというものはあるの
ではなかろうか、こういう御指摘でございますが、
現在医療法の改正案も本国会に提案をさせていた
だいておりまして、看護婦の状況がふえてきたと

いう晩にはそういう配置基準の見直しも可能になつてくると、このように思つております。とにかく看護婦さんの絶対数の増加を急速に行つていただきたい、こう思つている次第でございます。

○木庭健太郎君 この需給見通しの中でお聞きしておきたかったのは、例えば現在看護職員の中でも最も不足が求められているのはいわゆる正看護婦さんであると思うんです。この需給見通しの中ににおいては看護婦の内訳というのが出ていないわけでもございますけれども、厚生省として需給見通しにおける保健婦さん、助産婦さん、看護婦さん、准看護婦さんの内訳をどのように掌握されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(古市圭治君) この需給見通しのときにはそれぞれの職種別に区分けして見通しをしてくれと、こうは言いませんでした。と申しますのは、看護婦の職を取つてその上に一年コースで保健婦、助産婦と行くわけでございまして、また助産婦さん、それから保健婦さんの需給の状態というのを見たところは、看護婦さんの現在の緊急な問題の状況とはやや違いますので、まとめて看護婦さんの数でこの中で含ませていただきまして需給見通しを出しましたということでございます。

○木庭健太郎君 看護婦さんと准看護婦さんだけの内訳というのがあるんですか。

○政府委員(古市圭治君) それも、これをとりましたときには積算を区分けしてやっておりません。ただ、考え方といたしましては、現在私どもの方に看護婦養成学校の申請が出来ていますのはほとんど正看護婦でございまして、准看護婦学校といふのは現在数はございますが、これからふえていく要素ではないということで、私どもは養成課程の高度化を願っておりますので、大体申請の方もそのようになってきておりますので、そこはあえて分けずに看護婦の資格者ということで数字を計上させていただいているわけでございます。

○木庭健太郎君 できれば、本当はわかりやすくするためにはそういう区分けも私は必要じやなかつたかなと思うんです。

ただ、局長今おっしゃったみたいに、今出しているのは准看護婦の養成よりも看護婦の養成についてどうでしようか。これが從来の傾向を示していくと、あるいは准看護婦数が従来どおりの比率で推移するということならば計画も必要かと思いますが、現在のところは地域におきましてもひとつ教育期間の長い学校の方をつくろう、さらには大学コースをつくろうということに向かっておりまして、あえて計画を立てるまでもなく、私どもへこの申請が出たときにそのような御指導をさせていただくことで対応できるということで、計画を立てるまでもない、こう認識しているわけでございます。

○木庭健太郎君 看護婦養成施設の問題ではさまざまお聞きしたいこともありますけれども、厚生省にいつものこの点を聞きますと、今年度においても国庫経費の大幅増を図つたというふうにおっしゃるわけでございますが、大幅増額したという

平成四年度を見ますと、看護婦養成所における一人当たりの年間経費は残念ながら五万円台だったと思います。一人当たり年間の五万円の補助額、これが本当に適切なのかどうかというのは私は疑問だと思いますし、抜本的な増額というのをやるべきではないかと思います。

またもう一つ、看護婦さんの地位とか質の向上を考えるならば、高校卒業者を前提としている看護婦養成施設の場合は、一番いいのは本当は学校教育法の第一条における学校として位置づけるべきだと思えますが、この点についての見解を伺います。

○政府委員(古市圭治君) あわせて、先ほど少し御論議になつておきましたけれども、大学、看護大学ももちろんなんですが、新設の医科大学の問題でちょっとお尋ねしたいんです。せめて新設の医科大学については看護婦養成施設を設置するということを今進めなければいけないと思っておるんですが、たしか新設医科大学というのは十六校だと思います。この十六校ぐらいについては文部省としてきちんとといつまでにどうしていくんだという具体的なめどをまず示すべきだと思います。これについての見解をまず伺いたい。

あわせて、国立の准看護婦養成施設の問題でございます。これもやはり看護婦養成施設に切りかえるべきであると思うし、また看護学校についても大学病院の附属看護学校から順次短大に切りかえていくべきだらうと思います。特に最後の大学病院の附属看護学校から順次短大に切りかえていくべきだらうと思います。昭和五十年にまだ東京大学につきましては、従来から医学部に保健学科がございましたが、今年度から名前を健康科学・看護学科に改めまして、看護系講座の充実を図りますとともに、三年に編入学定員二十人の増

と考えておるところでございます。その設置につきましては、国立、公立、私立等を通じ積極的に対応してまいりたいというふうに思つておるところでございます。

○政府委員(古市圭治君) 御指摘の新設医科大学でございますが、いわゆる新設医科大学は十六大学ございまして、そのうち十四大学につきましては目前の看護婦の養成機関はございません。大学設置の際に、看護婦の養成確保というのは地元でやつていただきたいことではあります。これももそろいの指導をしていきたいと思っております。

○木庭健太郎君 あわせて、先ほど少し御論議になつておきましたけれども、大学、看護大学ももちろんなんですが、新設の医科大学の問題でちょっとお尋ねしたいんです。せめて新設の医科大学については看護婦養成施設を設置するということを今進めなければいけないと思っておるんですが、たしか新設医科大学というのは十六校だと思います。この十六校ぐらいについては文部省としてきちんとといつまでにどうしていくんだという具体的なめどをまず示すべきだと思います。これについての見解をまず伺いたい。

あわせて、国立の准看護婦養成施設の問題でございます。これもやはり看護婦養成施設に切りかえるべきであると思うし、また看護学校についても大学病院の附属看護学校から順次短大に切りかえていくべきだらうと思います。特に最後の大学病院の附属看護学校から順次短大に切りかえていくべきだらうと思います。昭和五十年にまだ東京大学につきましては、従来から医学部に保健学科がございましたが、今年度から名前を健康科学・看護学科に改めまして、看護系講座の充実を図りますとともに、三年に編入学定員二十人の増

と考えておるところでございます。

○説明員(喜多洋旁君) 文部省といたしましては、看護教育の充実と看護教員の養成を図るという観点から、大学レベルでの養成が極めて重要である

○政府委員(寺松尚君) 国立病院・療養所の准看護婦養成施設につきましては、これまで年々看護婦養成施設に切りかえておるところでございますが、現在残っておりますのは十三施設でございます。看護婦の養成課程としての必要な実習施設や、あるいは講師の確保が非常に困難でございまして、なかなか難しい状況にはございます。しかしながら、厚生省としましては看護職員の質的向上を図る等の観点から、今後とも施設や地方自治体等関係者の意向を踏まえ、地域の他の医療機関の協力を得ながら、可能なところから順次看護婦養成施設へ切りかえを図つてまいりたい、このようと思つております。

○木庭健太郎君 以上、看護職員の需給見通しとその養成の問題を少しお尋ねしたわけですがとも、この需給見通しの問題で、最後の締めくくりとしてお聞きしたいのは、一つはこの見通しといふのは各都道府県の積み上げの数字であるという点でございます。私どもとしては、もちろんそういう積み上げの数字を一つの参考としつつも、国が責任を持つて看護職員の確保計画を策定するという立場から需給計画というのをきちんと示すべきではないかと感じております。

現時点でできていませんが、先ほど局長もおっしゃっておりましたように、医療法どうなるかわかりませんが、医療法改正後の話で状況を見てといふお話をございました。そのときに、前回の勝木委員の質問のときに、たしか局長が、もし医療法が改正されてそういう動向がわかつてくれれば、見通しでなくして計画をきちんとしたいと答弁されたような頭の片隅に記憶があるんです。そうなると、これから厚生省としてきちんと見通しを踏まえた上ででの計画をお出しになると、いうことかなと理解したんですけど、そういうのをきちんとして國でやるべきだと思うんです。それが、その点についての御見解を伺つておきたいと思います。

○政府委員(古市圭治君) 先ほど大臣からも御答弁がありました、この需給通しというのは昨年の十二月に出たわけでございまして、これをあらゆる努力によりましてこの数をふやしていくたまにいたすんではありますけれども、決意を本当にいくのか、机上の数字だけではいけませんので、これを適宜必要な見直しを行いまして、それからまた医療法の改正案というものがどのような推移になるかということござります。

そういうことで、毎年三万人ずつの増員を図つていかなかつたらいけないという容易ならない計画でござりますので、その必要な時点にその努力の結果も見直して、また全国的だけでなく都道府県ごとにも見直していただいて、また全国の積み上げというものをやってみると、そういうことでプランを現実性のあるものにしていきたいと思っておるわけでございます。そのときには医療法の配装置などいうものをどういう状態になつたら見直せるかというのも当然議論になつてこようかと思つております。

○木庭健太郎君 それともう一つ、これは政府の新経済五ヵ年計画に絡んで我が党の書記長が総理に、この新五ヵ年計画においてもこういった保健医療・福祉マンパワーの問題、きちんと入れていいべきだというような質問をした際に、総理はできるだけその方向で盛り込みたいというような答弁をいたしております。

医療・福祉マンパワーの問題、きちんと入れていいべきだというような質問をした際に、総理はできるだけその方向で盛り込みたいというような答弁をいたしておられます。

そこで、新経済計画におきまして保健医療・福祉マンパワー対策が政府として取り組むべき最重要課題としてこれは位置づけられておること、御承知のとおりであります。ヒアリング等において事務当局より積極的に働きかけを行つてあるところでございます。

いずれにいたしましても、保健医療・福祉マンパワー対策につきましては、これは中長期的な対応が必要だと思っておりますし、各般にわたつて息の長い取り組みをやっていくことが一番大切だ、このように理解をいたしております。

○木庭健太郎君 ありがとうございます。

次に、少し今度は福祉部門のことでお尋ねをいたします。

先般、平成三年度版の厚生白書で「広かりゆく福祉の担い手たち」と題して、民間サービスと個人、企業の社会貢献活動を中心取り上げた一文がございました。読ませていただきました。その中に、私たちが少し危惧をいたしますのは、そういう文章をもと読みますと、公的責任とともにもう一つ自立、民間サービスということを強調な

うに思つたりなのが、厚生大臣の決意を伺つておきたいと思います。

○国務大臣(山下徳夫君) 今までの御説明申し上げたと思うんですけど、とにかくこれはもう非常に大切な問題でござりますので、私としても、できるだけひとつ働きかけて、こたしましても、できるだけひとつ働きかけて、この問題については積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○木庭健太郎君 大臣の答弁は非常に簡潔ですけれども、何かもう一つどうなのかなというふうな思いもすぐいたすんではありますけれども、決意を本当に込められているならば、たまには声が大きくなつても結構でございますし、御自分の意見を交えながらおっしゃつても結構ですし、何かそういう姿勢をぜひ見せていただかないとわかりにくくころがあるんですね。淡淡としていらっしゃるから、どちらがどうなのかなと。もう一回ちょっと聞いてみましょうか。

○国務大臣(山下徳夫君) 御質問のとおり、保健医療の福祉サービスは、その役割というのは、だれもが安心して日常生活を送れるということを主眼としておりまして、これは国民一人一人が豊かさとゆとりを実感できる生活大国を実現する極めて基礎的な条件であると私も理解をいたしております。

それで、新経済計画におきまして保健医療・福祉マンパワー対策が政府として取り組むべき最重要課題としてこれは位置づけられておること、御承知のとおりであります。ヒアリング等において事務当局より積極的に働きかけを行つてあるところでございます。

いずれにいたしましても、保健医療・福祉マンパワー対策につきましては、これは中長期的な対応が必要だと思っておりますし、各般にわたつて息の長い取り組みをやっていくことが一番大切だ、このように理解をいたしております。

○木庭健太郎君 ありがとうございます。

次に、少し今度は福祉部門のことでお尋ねをいたします。

先般、平成三年度版の厚生白書で「広かりゆく福祉の担い手たち」と題して、民間サービスと個人、企業の社会貢献活動を中心取り上げた一文がございました。読ませていただきました。その中に、私たちが少し危惧をいたしますのは、そういう文章をもと読みますと、公的責任とともにもう一つ自立、民間サービスということを強調な

うに思つたりなのが、厚生大臣の決意を伺つておきたいと思います。

○国務大臣(山下徳夫君) 今までの御説明申し上げたと思うんですけど、とにかくこれはもう非常に大切な問題でござりますので、私としても、できるだけひとつ働きかけて、こたしましても、できるだけひとつ働きかけて、この問題については積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○政府委員(大西孝夫君) 基礎的ニーズという言葉の内容は、正直言いますと、国民の生活水準でありますとか価値観の変化など、時代によつて具体的な内容といふのは変わり得るというふうに考えられるわけでありまして、そういう意味ではなくかその具体的な内容の説明というのは難しいと思つています。

○政府委員(大西孝夫君) 基礎的ニーズという言葉の内容は、正直言いますと、国民の生活水準でありますとか価値観の変化など、時代によつて具体的な内容といふのは変わり得るというふうに考えられるわけでありまして、そういう意味ではなくかその具体的な内容の説明というのは難しいと思つています。

もう少し基礎的ニーズというものを敷衍した考え方を示したものとして、例えて申しますと、昭和六十二年十二月の福祉関係三審議会の合同企画分科会の意見具申では、シルバーサービスというものを一つ例にとりながら、公的部門の対応すべくニーズ、言うならば基礎的ニーズに当たるものとしまして、一つには「国民の切実なニードに対応するサービスであつて、対象者が低所得者であるなどの理由により、基本的に民間によるサービスの提供が期待し難いもの」、もう一つは「国民の切実なニードに対応するサービスであつて、広い意味における市場機関を通じての民間サービスの供給が十分でないもの」という二つに類型化しておるわけでございます。

そういうことを踏まえて私ども基礎的ニーズと云ふことを言つて、そういう国民の基礎的ニーズについては公的施策をもつて対応するという考え方を昭和六十三年の福祉ビジョンでもお示しをさせ

ただ、今後二十一世紀の高齢化社会を考えます場合に、当然公的施策の一層の拡充が求められることとは言うまでもありませんし、それが当面私どもの最も省としての大きな課題の一つであると認識しておりますけれども、今後の二十一世紀を考えますと、それと同時にやはり国民の生活ニーズの多様化、高度化という要素は否定しきれないわけでありますし、それに対応するものとして、民間のサービスでありますとか、ボランティア活動でありますとか、あるいはさらには企業の社会貢献活動などのいろんな形をとって、国民がそれぞれの立場、いろんな形の社会参加をしながら高齢社会を全体で支えていくという環境ができるくることは非常に望ましいんではないかと考えております。

そういう意味で今回の白書は、そういう民間の活動が、これは本当にまだ搖籃期といいましょうか幼児期といいましょうか、極めて芽が出たばかりの状態ではございますが、これが健全に成長してくれるならば、将来的高齢社会において非常に貴重な存在になってくれるのではないかという期待を込めて実は紹介をさせていただいたわけでありまして、決して公と私という観点から公の責任を押しつけるような発想があつたりということではございません。

私どもは、公的責任の充実というものはあくまで第一義的に私どもがやるべき責任でありますて、これは繰り返し繰り返し白書でも述べたつもりでございますが、若干新聞論調等でもそういう危惧が批判としてあらわれております点は、もう一度十分かみしめながら、今後施策の推進に当たりたいと思っております。

○木庭健太郎君 今おっしゃったみたいに、確かに国民の社会参加を促進することは大事なんですがれども、その辺の区分けをきちんとしておかなくちや非常に誤解を与えると思うんです。

そういう社会参加の促進の一つの方法として、よく地方自治体で取り組んでいるところもござい

ますけれども、いわゆる介護切符というのがあるんです。また介護貯蓄制度というのも今考えて実行しているところもございます。せつかく今それこそ芽が吹き出したところですし、こういった問題に国としても何らかの、調整をどうしていくとか、援助をどうしていくかということをそろそろ検討しなくちやいけない時期に来ていると思うんですけど、この点についてお伺いしたい。
もう一つは、学校教育の現場でございますけれども、今学校教育によって実践的な社会参加活動を随分積極的に取り入れるところもありますし、より進めなくちゃいけないと思うんですけども、もう一つ、こういって社会参加活動というのを、例えば大学なんかにおいて卒業単位に算入するというようなこともそろそろ検討し始めるべきだと思います。

○政府委員(岡光序治君) ホランティア活動に關します介護切符とか介護貯蓄というのは、御指摘のございましたように地方で相当採用されているわけでございます。そもそも、今後ますます要介護の御老人がふえるということが見込まれるわけでございまして、介護に広く国民の参加を求めていくということが必要であるというふうに考えております。

今回の福祉関係の改正法案の中でも、基本指針におきまして、「国民の社会福祉事業に対する理解を深め、国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置」を基本指針の中で定めるといふふうなことも考えておるわけでございまして、そういうたシステムの問題であるとか、あるいは具体的な施策の中でも国民皆参加の促進ということを重要な柱にしていこうでございまます。

御指摘のありました介護切符なり介護貯蓄のシステムは、いろんなやり方があるものですから、私どもこれを長期的に安定的なものとして考えていくかどうか、それからそれぞれの団体で行っている仕組みが、当然住居が移つていくという

ことが考えられますので、相互に流通が可能かどうかとか、いろいろ今後普及定着をしていくためには問題があろうかと思つておりますので、そういうことを踏まえた上で、国としてもどうするかとで、今年度は調査研究をぜひともいたしたいとうふうに考えておる次第でございます。

それから、学校教育の場での問題は、現在のところはボランティア協力校という格好でいろんなボランティア活動に御協力をもらはう、そういうことを国としても応援をしておるわけでござります。御指摘のありましたように、欧米諸国では、特にアメリカあたりでは大学の入学審査資格の中にボランティア活動をどのくらいやつていたかということなんかが一つの審査要件にも入つておるようでございますが、そんなふうなことも参考にしながら、大学の教育の中でのボランティア活動との絡みにつきましてもいろいろ研究をし、そして文部省にもいろいろお願いを申し上げたいと考えておる次第でござります。

○木庭健太郎君 賃金職員の皆さんのお話をぜひ指摘したかったんですけど、時間が余りないので、少し取りまとめた形で聞くよくなるかもしれません。

国立病院や療養所の賃金職員の皆さんのお話と、いうのは、同じ仕事をしていながらあらゆることで格差が出てくるという問題、私もお聞きして、納得できない部分が随分ございましたし、こういう問題も国としても真剣に取り組まなくちゃいけないと強く感じたんです。

昨年の十一月、我が党の大野由利子代議士が、衆議院で賃金職員の看護婦さんのことを伺った際には、保健医療局長の答弁がございました。「給与の決定に当たりましては、定員内職員との均衡を踏まえまして、予算の範囲内で施設長が決定し、」これはそのとおりです。その後なんですかね、「おおむね定員内の職員並みに処遇している」と答弁されているんですね。私は、それは少し実態と違うんじゃないかと思います。格差があるところはあるということできちんと認めるべきだと私は思うんですけども、これについて何かつけ加えることはないですか、答弁を。

○政府委員(寺松尚君) 今、先生の御質問の件でございますが、大野先生から御質問いただいたときにお答えしたわけでございますが、少し補足させていただきたいと存じます。

賃金職員につきましては、その勤務形態というものは日々雇用であるということから、一つは実勤務日数に応じまして日給により給与を支給している。それから勤務時間や報酬日額については、採用時に定めたものとする。それから三番目といしまして、国家公務員共済組合ではなく社会保険に加入してもらう、こういうふうなことにつきまして追加をさせていただきたいと思いますが、この辺を除きまして定員内職員との均衡を踏まえ予算の範囲内で任命権者たる施設長が処遇を決定

なお、このような勤務条件につきましては、採用時に本人に対しまして明確に説明し確認をとっているところであります。

○木庭健太郎君 いっぽいやりたかったんですが、例えば人事院勧告の問題で、賃金職員の場合は人事院勧告というのが即座に反映されないような問題もあるし、昇給の問題でも、普通の人は一年に一号俸ずつ行くのに、賃金職員の場合は二年によろ俸とかいろんな問題があるし、育児休業をとる問題もあるし、さまざま問題があります。

きょうは私、もう時間がなくなりましたので、

○杏脱タケ子君 看護婦等の人材確保法の主な目的というのは、看護婦の待遇の改善と人材確保が目的であります。
前回も私質問の中で申し上げましたけれども、今日の緊急需要に対応してどのようにこの法律では対処されるのかということが看護婦さんたちや販賣守っている国民の皆さんに見えるようにしてもらいたいということを強く御要望申し上げました。先ほど竹村議員から野党各党を代表しての確認の質問の中へ申し上げたように、勤務時間、夜勤体制及び給与などが含まれると理解してよろしいかという質問に対しまして、大臣の御答弁では勤務時間の短縮、夜勤体制の改善、看護業務の改善等々は出でるんですが、給与の改善についてはお答えがなかつたんですね。
これははまたまお答えを持つておるのでわかつたわけですが、待遇の中で給与というのが非常に大きなウエートを占めることはもう既に論議の中で明らかなのでございますが、その点はどうです。

○國務大臣(山下徳夫君) 私の答弁に給与の問題がございましたが、なかなかたというお話をござりますが、具体的には私申さなかつたかもしませんが、おおよそ一〇%ぐらいは看護料としては給与のアップに入っているわけでございます。あるいは夜勤体制の問題もござります。いろいろございまして、私どもこのウエートも、診療報酬もそのために今度は改正したようなことでございましたから、二・六%、先ほど申し上げたとおりでございます。

ただ、その二・六%が直ちにそれを全部給与という形で出しなさいということではないのでございまして、給与の問題につきましてはこれは労使間で本来は解決されるべき問題である、このように理解をいたしております。

○者脱タケ子君 いや、私は今回の診療報酬の改定でどうこうと言つているんじゃないんです。基本指針に勤務時間の短縮の問題、夜勤体制の改善の問題、給与の改善というこの三つがきちんと位置づけられているかどうかと、それが看護婦さんたちや国民に目に見える形の改善がいよいよやられるなどということが確認できるので、そういうことで確認質問がやられたわけですが、今の御答弁でそういうことを確認しておいてよろしいか、その三つということが基本指針の中に書き込まれるんだと、論議の対象になるんだということを確認してよろしくございますが。

○國務大臣(山下徳夫君) 先ほどの確認質問にお答えしたとおりといたことで御了解いただきたい

一日から診療報酬の改定が御承知のようにやられております。この機会に看護婦すべての皆さん方に待遇の改善、給与の改善、勤務時間等の改善がやられるということが一番望まれているわけですが、診療報酬を見ていてちょっと思ったんですが、あの二・六、二・六とよく言われるお金の配分が、病棟勤務の看護婦さんたちにだけ配分される。

これは外来とか手術場勤務とか、その他病棟以外のところで働く看護婦さんも同じように待遇が必要であるのに、どうしてそれが診療報酬の中では出ていないのか、私は大変不思議だと思うんです。診療報酬の側は局が違うから、またいろいろあるのでしょうかけれども、看護婦さんたちを本当に待遇を引き上げていいこうというのであれば、この際にはきちんと位置づけるべきではないのかと、いう点を一つ聞いておきたいんです。

○政府委員(黒木武弘君) 今回の診療報酬改定におきましては、先ほど大臣からお答えいたしましたように、看護関連に特段の配慮をいたしまして、大幅な改定に結びついているわけでございます。

そこで、私どもは説明として端的に看護料の引き上げを例示し出しておりますけれども、その他手術料についても相當看護婦さんがかかるる分野であるということで大幅な引き上げを行っておりますし、外来等については初診、再診料の引き上げというような形でそれぞれ看護関連経費にかかる点数といいますか、分野についてはそれなりに相当の引き上げを行っていいるところであります。

そういう形によつて、大臣からお答えいたしましたように、今回の診療報酬改定がそういう配分等を通じまして、あるいは今回の改定の趣旨をそれぞれの病院で受けとめていただいて待遇改善につながっていくものと、かように考へておきたい次第でございます。

○杏脱タケ子君 だから、保険局はああいう言ひ方をするんです。私は大臣に御理解をしていただきたいたいのは、診療報酬ではいろいろ言つけれども、

それなら何で病棟の看護婦の看護料だけはアップしたんだと。こつちは手術料をアップしたんやからさわってないんやと、そんなものの理屈にならぬのです。看護婦全体の待遇を改善するというんなら、どうして看護婦全体の待遇にプラスになるように対応しないのか。これはぜひやってもらいたいと思うんです。私はこれはなまさん言おうと思つてなかつたんだけれども、保険局長があんなことを言い出すといろいろまた言わんならぬのですけど、時間がないからきようはやめます。

るではないかということは決して私は思つております。やはり足りないには足りないだけ、勤務条件にもどつかに考え直さなきやならぬところがあるといふことは十分承知をいたしております、しかし給与もその中で一番重要な問題でございましょうから、今お話をございましたように、一回、三回直さなきやならぬということは、私どもどんと追いついて一回で一気にということは無理でござりますけれども、さらにこの次にはもつと他の給与よりも上となるようについてことで、三回ぐら

いは適正な病棟運営と、いう観点から集約を図る必要があることとか、あるいは現在別途国立病院・療養所の再編成を進めておるというようなこともあります。ございまして、先生のいつごろ達成できるんだと、こういう御質問についてなかなか答えにくいわけでございます。

いずれにいたしましても、厚生省としましては、国家公務員全体の厳しい定員の枠の中で努力をしてまいりたい、このように思っております。

○査脱タケ子君 せつかく法律決めるんですから、

しかし一体いつまでこんなことをやつてはいるのか。三年や五年と違いますがな。これはどうなんですか。
○政府委員(寺松尚君) 先ほどお答えいたしましたように、なかなかいろいろな要件がございまして、今までにやるということについては今お答えすることができないわけでございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように、非常に國家公務員の定員状況は厳しいわけでございまして、その中でもできるだけ確保するよう努めます。

いやつたらもう決して恥ずかしくない賃金になる
という趣意のことをおっしゃつたと私は思うんで
ござります。

基本指針も決めてそれを実行しようというんだから、国の機関が率先して範を垂れるということがあ
一番大事だと思う。

おどるということで御理解をいただきたい、この
よう思います。

は甚だ遺憾であるという声明まで出している。午前中の参考人の方もおつしやつていました。三回ぐらい治療報酬改定をやらぬと看護婦さんの処遇の改善はできないいうのはつきり言つてある。これでは困るんです、せつかく法律つくても、一二二、法律の冒頭一項によれば、十分この旨を

負つていただく、ということが大事だと思います。
次にいきますが、国公立病院について聞いておきたいんですが、国公立は法律体系が別だからと
いうことでこの法律には除外されていますよね。
しかし心配になっていますのは、例えば国立病院

正規看護職に組み込めばいいんですよ。
〔理事竹村泰子君退席、委員長着席〕

そこで、右の四条第一項では、財政上の措置を講ずるよう努めなければならないというようになつて、大臣にお願いをしたのは、病院協会の会長法律に決めてあるんですから、診療報酬でああだこうだ、こういうふうに分けたというんじゃなくて、大臣にお願いをしたのは、病院協会の会長だとか参考人でおいでになる医師会の幹部が三遍ぐらいやらぬとこれはできませんねというようなことを言うようではおほかかない。

たてて、二・八の人事院判定というのは、十七年前に出されているんだけれども、いまだに実現していないんですね。一番範を垂れるべき国立がそういうことになつておるんですが、これは新たな法律ができたら二・八は国立病院ではいつ実現なさいますか。

○政府委員(寺松尚君) 私どもの方は、国立病院、療養所等に勤務する看護婦のうち、賃金職員といつたしましては、平成三年十月一日の数字でござりますけれども、産前産後等の休暇に伴う代替要員も含めまして約五千八百人が働いているというわけでございます。

生会等の公的病院と比べましても看護婦の数が一番少ないですね。だってそうでしょう。自治体病院でも六十・八、日赤、済生会等でも五十六・四、国立病院は四十三・八人ですからね。

本当にせっかく法律をつくるんですから、看護婦さんたちの処遇が改善できるよう、これはそこを、つまり病院経営の安定というんですか、そういうふうにいたところが極めて大事だと思うんですが、その辺のことを緊急におやりになる意思があるかどうか。そこがやられないと実効が上がらないんじゃないのかという心配をいたしておりますが、大臣の御見解を伺っておきたいと思います。

○國務大臣（山下徳夫君） 先ほど申し上げましたように、今回一〇〇%のアップであつたということでも、看護婦さんが今日不足しているということは、他の職種と比較してだけ、これである程度のとこ

答えたいと思いますが、平成三年十月の調査によりますと、複数夜勤率は九八・一%、平均夜勤回数は八・八回、確かに先生がおっしゃつておるところでございますが、ちなみに十年前の昭和五十六年について見ますと、複数夜勤率は八〇・一%、平均夜勤回数九・四回でございました。したがいまして、かなりの改善を図ってきたと考えておるわけでございます。

夜間看護体制につきましては、先生も御指摘のように、非常にこれは大事なわけでございますので、私ども努力をいたしておりますが、病棟運営に応じた夜勤人数の確保が求められること、ある

資料でも全国平均一七%、私どもがあちこち調査をしたところで大体二〇%内外ですね。それが全部夜勤体制に、三交代に組み込まれておつて、なつかつ八九回の夜勤です。大体おかしいですよ。今局長おつしやったように、産休の代替が賃金職員だといつたら話はわかる。ところが、賃金職員の勤務体制をちゃんと三交代に組み込んで、同じように夜勤もやって、しかも二割近くもそういう賃金職員がおる。半年か一年だというならまだ話がわかりますよ。看護婦さんがなかなか集まらないのでといふよくなことでわかるかもしれませ

の機会に、新法ができたら大臣、国が率先して貨金職員を正職員に採用するべきだと。そのことで終定員法の矛盾がいろいろあるんやろうけれども、その辺は関係省庁ときちんと話を決めて、せっかく法律をつくるんやから実の上がるようになしてもらいたいということをひとつ大臣、ぜひやつていただきたいと思いますが、いかがですか。

○國務大臣（山下徳夫君）努力をいたしますけれども、先生おっしゃったように、終定員法といふのは国家公務員全体の枠が決まっておるわけでございまして、各省でもつてそれぞれ実情を聞いてみますと、外交官の故こで、今しぐれ日本

○沓脱タケ子君 いろいろと御苦労しておられる
というようなことでござります。ですから、そういう中においても、私どもはさらに努力は重ねで
いきたいと思います。

○政府委員(寺松尚君) 今先生の御質問で、夜間承知のように、国立病院看護婦の夜間看護手当、あれは一昨年は五千円概算要求したんですね。削られて今ちょうど三千二百円になつておるようですが、ことしは概算要求をまたもう一遍ござりますが、五千円やって、ぜひ確保してくださいよ。これはどうですか。

(了) 脱タケ子君 とにかく、一遍要求して大蔵に
けつちん食ろうたらもうあきらめるというような
ことをやつていたんじやあかん。だから、ぜひ
やつてください。

次は看護始養成制度について、これは「もともと既に質問が出ております。私も、基本的には看

さものだと思うんですね。これはけさの参考人も
うつしやつこくにござる。玉葉おおきな連れてのまご

をしなきやならぬ」という今の制度は矛盾があり過る」という御意見が出て來りましたから、言葉歸

の公共性から言つても「これはきちんとやるべきだ」といふべきだ。

心うてないですよ。去年もことしも若干の御苦勞

で申し上げているんです。

しかし、実態はどうかと言えば、一番大きな公的医療機関の看護専門学校の経費負担の内容を見ますと、大体国の補助金というものは、大宮でも、前橋でも、大阪でも六%から七%ですよ。設置者負

おとしのが大体ノリノリです。これでは報酬で看護婦を養成していると言われても、何とかせよと言われても当たり前だと思うので、抜本的にこの点は、養成制度の拡充ということが本法でもうたわれておるわけですから、ぜひやつていただきたいものだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(古市清治君) 民間の養成施設に対する補助ではなくて公的的な補助ということで努力をしているわけでござります。今御指摘のように平成二年から三年、四年と向けて総数では七割増とやったわけでござりますが、その必要性につきましては私どもも重々感じておりますので、さらに今後引き続きまして助成の強化というものに努力をしてまいりたいと思います。

○皆脱タケ子君 この際、抜本的に見直すべき重要な課題だと思います。

時間の都合がありますので次の問題に行きます。

社会福祉施設職員の退職金共済制度についてもちょっと触れておきたいんです。というのは、福祉は人なりということで、本当に福祉マンパワーを確保するためには定数をふやすことと処遇の改善だというはけさも参考の方々からもごもお述べになつておられるところです。そういう中で退職金制度というのは非常に大事な問題なんんで、今度の改正案で、常勤ヘルパーも適用対象にするというのは大変結構だと思いますよ。しかし、この制度 자체も改善の余地があるなということを御指摘申し上げたい。

というのは、厚生省の説明資料では公務員に準じてとあるんですね。もう時間がありませんからゆつくり言えないけれども、計算式はなるほど公務員に準じているんです。ところが計算の基礎が違うから退職金そのものが違つてくる。何でこんなことになるのかなと思うんですけどとも、計算基礎類の中の一一番下位をとつているんですよ。例えば十九万円から二十万五千円という幅のある場

合に健康保険や厚生年金なら真ん中となるんですよ。ところが、この場合には十九万円、一番下のランクをとっているものだから、これは金額の違いが出てくるわけです。

算の基礎額を置くかということによつて、これは二十年の方の計算をしてみたら、公務員並みに計算をした人との金額の差が随分出るんですよ。國家公務員なら三百八十二万二千円、それから福祉

職員の場合三百六十七万五千円で十四万七千円
違いが出てくる。計算基礎額の上限も抑えられて
おりますが、この上限の三十二万円を勤続三十年
ということで計算をしたら、やっぱり四百二十二
円増えて、四百二十二円。

「Pへ出るんですわ」というのは、福祉職員には定年退職の率がなんないです。国家公務員の場合には普通退職の率とそれから定年退職の率と両方あるんですね。だから福祉職員の場合は定年退職をしても千三百二十円、国家公務員の場合は定年退職をすれば同じ三十二万円であっても千七百四十二万円、その差額

は四百二十二万田です。随分違つてくるんですよね。

というなんなら思つて考えていただかなればいけないんじやないかなと思うんです。その一つは、標準報酬の刻みをもう少し小さくする、それから国家公務員と同じように最終俸給月額にするとか、あるいはせめて厚生年金のように真ん中をとるとか、計算基礎額を改善することが大事なんではないか。

それからもう一つは、上限を緩和することです、三十二万円頭打ちですからね。それ以上の方々と
いうのが五%内外おられるわけですから、この辺
はせっかくの制度だからちゃんとなさっていただ
いたらどうだろうか。

それから、いわゆる定年退職の退職金制度の率
というのがないわけですから、この制度にも公務
員並みということになるなら制度を設けること。
これらの問題は、せっかくつくつて拡充するわ

○政府委員(末次彬君) まず計算基礎額の話でござりますが、社会福祉施設職員の退職手当共済制度において、退職手当金の頂の計算の基礎となるべき事項について、この際に検討して改善を要望したいたいと思いますが、いかがですか。

月の本俸月額の平均額を基準として段階別に設定されました基礎額が適用される仕組みにいたしております。

これは、この制度の対象となります民間の社会福祉施設職員の給与が国家公務員のように一定のルールで確立されておりません。給与表あるいはその運用につきましても各施設ごとに個別に定められておりまして、大変多様であるということです。一律に国家公務員の場合のように退職時の一時点の給与というわけにはなかなかいかないということとで、退職時の本俸月額を計算基礎額として六カ月間の額を平均するという方式をとつておる次第でございます。

また、ランクのお話でございますが、この制度自身が各社会福祉施設経営者の掛金、これは実質的にいえば措置費から支出されているわけでございますが、掛け金それから国、都道府県の補助金により賄われておるということで、現実に支給されております給与の範囲内の額を基準として計算する、すなわち現実の給与以上の額を基準として退職金の算定を行うということとはなかなか困難ではないかというふうに考えております。

次に、上限の三十二万円の話でございますが、これはまさにいろんな賃金体系あるいは給与表で給与が支払われておるわけでございまして、中には例外的なケースもあり得るんではないかということで、標準的なところで加入職員の九五%をカバーする俸給月額を上限にするということで考え方で從来からやつてきておりまして、平成四年度におきましては、この上限額を三十万円から三十二万円に引き上げたところでございまして、この給与月額の全体の推移を見ながら順次改善に努めることにいたしております。

それから次に、支給率の割り増しの件でござりますが、これも、社会福祉施設職員につきましては公務員のように採用、給与、身分等について制度的に確立されているものではございませんで、各施設におきまして個々に決定されるということになつております。また、採用、給与、退職のあり方、また定年制につきましても各施設あるいは各職種によりまして区々となつてゐるということございまして、こういう多様な施設、職種を対象とするという退職手当共済制度でございますので、定年退職と普通退職の区別を設けなかつたということでございます。

○杏脱タケ子君 時間ですので、公務員並みといふんなら私が御指摘を申し上げた点は研究をして改善の方途を講じてもらいたいということをお願いしておきます。

○杏脱タケ子君 時間ですので、公務員並みといふんなら私が御指摘を申し上げた点は研究をして改善の方途を講じてもらいたいということをお願いしておきます。

もう最後ですので一つ、二つ並べて申し上げますが、人材センターについても、これは非常によういとは思うんですよ。小さな施設では産休代替とか育児休業の人の代替職員といふのはなかなか採用できないんだから、代替要員の確保のための共同雇用制度をひとつ採用してみたらどうなんだろうかと、人材センターでね。

それからもう一つは、福利厚生制度、この要望は大変強いわけで、つくるときもともと元金ないわけだから、国が一定の資金提供をやって、そして福利厚生制度を発足させる。中身は、関係職員の御意見を聞いて十分期待にこたえるものを運営するというふうに要望したいんですが、以上について若干の御意見を伺つて終わりたいと思います。

○政府委員(末次彬君) まず第一点の、福祉人材センターで産休あるいは育児休業の代替要員を雇用して社会福祉施設等へ派遣することにしてはどうかという点でございますが、一般的に申し上げ

ますと、社会福祉施設等のこれは本来業務でございまして、それぞれの施設等の人事権の及ばない者が従事することになるという労務管理上の問題が一点ございます。また、それぞれの社会福祉施設等によりまして給与に違いがあるということでございまして、同じ福祉人材センターに雇用される者との間でこういった給与の違いをどのように反映させるのかという問題がござります。

特に、御指摘のような方式につきましては、労働者派遣事業法に規定する労働者派遣に該当するのではないかというふうに考えておりまして、この労働者派遣事業法は、コンピューターの操作、放送用機器の操作等の特定の適用対象業務以外の業務については労働者派遣を行うことを禁止しているといった問題がございまして、大変難しいといふふうに考えております。

私ども実質的に申し上げますと、この福祉人材センターにおきまして福祉の職場に就業を希望する者を登録いたしまして社会福祉施設等にあつせんを行うことにしておりまして、産休あるいは育児休業の際の代替要員につきましても、登録をされている者の中から社会福祉施設等の申し込みにあつせんを行つことによりまして、御指摘の趣旨がかなえられるよう努力いたしたいというふうに考えております。

それから次に、福利厚生センターでございますが、これは趣旨はもう何度も申し上げたとおりでござりますが、まさに共同で事業をやろうということでございまして、各事業主が共同で事業をすが、この事業の具体的な内容を含めまして、またその財源負担のあり方、財源の持ち方等につきましては、今後私ども検討をしていきたいというふうに考えております。

○政府委員(末次彬君) 社会福祉施設の場合に、地方公共団体が運営する社会福祉施設と民間の運営する社会福祉施設があるわけでございます。私どもの措置費の上では両者それぞれ同じ基準で経費は支出するということになつております。ただ、当該地方公共団体に勤務する職員につきましては、地方公務員法あるいはそれぞれの地方公共団体の条例によつて待遇が決められるということになつております。したがいまして、地方公共団体の職員そのものについての待遇、これは地方公務員としての体系の中で決められるということになります。

他方、社会福祉施設の職員の方は、各施設別ごとの職種ごとに学歴、経験、勤続年数等を勘案いたしまして、また地域格差を考慮した手当でございます調整手当を算入して、国家公務員に準拠して算定をする。さらに業務の内容、その業務の

いたしております。関係団体を通じましていろいろ意見を承りながら内容を確定していくたいといふふうに考えております。

○杏脱タケ子君 終わります。

○栗森彌君 先ほどから看護婦の人材確保法案並びに社会福祉事業法のそれぞれの中で特に意見が出ておるところでございますが、人材確保法案では三条の二の三、社会福祉事業法の七十条の二の二の一、いずれも看護婦なりそれぞれ関係職員の待遇改善のところに公務員の部分を除くという項目がございます。

今までの政府の答弁を聞いてみると、これは全く別の法体系で決めるんだから除きましたという極めて平面的な回答でございます。しかし私どもは今まで同僚議員が幾つかもう質問をしているわけですが、いわゆる公務員と民間のそれぞれ関係職員の待遇にかなり較差があるという認識で私はおります。そういうときに殊さらこれを切り離すというのは、ますます待遇についての較差が拡大をしていくことにならないのか。その辺のところについてまずお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(末次彬君) 社会福祉施設の場合に、地方公共団体が運営する社会福祉施設と民間の運営する社会福祉施設があるわけでございます。私どもの措置費の上では両者それぞれ同じ基準で経費は支出するということになつております。ただ、当該地方公共団体に勤務する職員につきましては、地方公務員法あるいはそれぞれの地方公共団体の条例によつて待遇が決められるということになつております。したがいまして、地方公共団体の職員そのものについての待遇、これは地方公務員としての体系の中で決められるということになります。

○栗森彌君 改めてお尋ねしますが、官民の較差といふんですか、いわゆる公務員賃金と民間との間でかなり較差が現実にあるわけです。それで待遇の改善のときに、法律が別だから切り離したりというふうに考えております。

○杏脱タケ子君 例えこうなんでしょう。民間のそういう病院の職員の方もそう、看護職員もそう、福祉施設もそう、できるだけ人事院勧告に近づけたい。上回るという例はほとんどレアケースだ。それにもかかわらず、この待遇の改善のところで決めるところが違うから離したというだけでは基本的な問題というのではなく押さえられていないんではないか。こういう懸念を持ちます。

一方、公務員の賃金体系でもそうでしょ。これは民間の賃金の水準を勘案して人事院勧告が出されるわけです。そうすると、なぜ一体化しないかかったのか。待遇改善でございますから、特に看

護婦の待遇の改善というのは、よくするという意味です。そのときに一定のガイドライン的な水準になるものを切り離すということがますます較差を拡大することに通じないか、こういう立場で聞いているわけでございますから、そういう点の懸念について、もし説明できるのでしたら解説をしていただきたいと思います。

○政府委員(古市圭治君) これは法律を立てましたときに、先生御承知のことかと思ひますが、基本指針の中に示す条項として、病院等に勤務する看護婦等の待遇の改善というところは、既に法律的には人事院勧告という制度がございますので、各省庁協議したわけですが、それはそれで任されているということと、その職に当たる人事院が十分配慮してやつていくということなので、この法律の中で含むには及ばないということで、そのほかのところについては規定がない、現在診療報酬でやられているということから、この条項が分かれられて書かれた。較差云々ということとは直接関係がないということを思ひます。

○栗森喬君 較差が関係ないと言つけれども、較差を私は問題にしてゐるんです。結果的に切り離すことによつて較差が出ることを懸念をしていることについて、関係がないと言うのはどういうわけですか。待遇の改善だから、例え公務員の看護婦さん、看護職員であるとか、あるいは関係者の俸給表は物すごく細かく出でています。待遇の改善で水準まで出せるのかどうかという問題は、これから審議会なり基本指針の論議ですよ。全くそういうように違うだけれども、ここに入れておかないと、ということの結果として較差の拡大にながらないと、そう政府として、厚生省として、責任を持つてお答えできますか。

○政府委員(古市圭治君) 公務員及び地方公務員の具体的な給与の改善というのは、今申したような形で制度的に担保されているわけでございますが、この法律以前のときには、民間の看護婦さんの職というのは特段の立法で担保されていたわけじゃございません。そこで、非常に数の増加、勤務

条件の改善が要望されるこの法案をつくりましたときに、殊にこの基本指針の中にも「処遇の改善」、それからまたその後、國の責務の中にも「処遇の改善」ということを入れて、結果的には較差が現在あるわけでございますけれども、そういうふうな改善がされたように診療報酬その他でも配慮するというふうなことを含めて今回の法律ができるわけでございまして、私は較差の改善の足かせになるのをうながさうと、こう思つたわけですが、そういうことではながろうと、こう思つたわけでござります。

○栗森齋君 特にここはお願いをしておきたいのは、官民のといいますか、いわゆる待遇に較差がないようにするのが政府の仕事であり、そして行政の役割でないかと、こういうふうに私は考えます。ですから、本来一体化すべきものをたまたま法律が別の規定であるから別々に考えておられるということであつて、較差はこれ以上拡大をしないよう、基本的にはこれから基本指針の策定に当たつて十分留意をされるのかどうか、その辺のところについて答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(山下徳夫君) おっしゃることよくわかるんでございまして、私どもはいわゆる官民較差については是正するという方向で今後進んでいかなければならぬと思っております。

○栗森齋君 特にその上で、具体的な問題で幾つかお尋ねをしなければならぬと思いますが、私は今官民較差といいますか、特に社会福祉施設の場合は、もともと最初のころは、この種の社会福祉施設というのは公務員が原則として直接やつております。

○公務員の方もおられます。
〔委員長退席、理事竹村泰子君着席〕
もちろんたったさん人の数になるし、先ほどからのお話をもあつたように終年定法もありまして、なかなか人數をふやせない。今七十万とも八十万とも言われる人たちが公務員じゃなく勤務をしていくわけでございます。こく一部でございますが、

この処遇改善のプロセスというのを、較差は具体的な数字の上では、例えば大学出の人と福祉施設へ入ったと、この場合の措置される措置費用というのは、いわゆる行政職にも公務員の場合ですといろんな職務表がございます。そこで、こんなこと言ってなんですが、余りよくなきといふかが一番低い水準の俸給表から始まる、こういうのが現実でございます。だとすれば、この処遇改善の手直しといふのはどこからどう手がけていくのか。これをしておかないと私は幾つかの問題が出てくるんではないかと、こういうふうに思いますが、具体的にこのことについてお考えですか。

○政府委員(末次彬君) 措置費の積算の上で、一つ例を挙げて申し上げますと、特養の寮母の場合には高卒十三年で行政職(一)、いわゆる行(一)の三の四というところに格付をいたします。これは、経験年数十三年といういわば平均的なところをとったわけでございます。それで、具体的にこれを施設で給与として支給する場合には、当該施設で先ほど申し上げましたように、国家公務員の給与表あるいは地方公務員あるいは地場産業の賃金等を勘案して給与表を設けまして、そこに格付をして給与を支払いをしていくという仕組みをとつておりまして、平均的に申しますとこの水準でおむね国家公務員ベースという処遇ができるというふうに考えております。

なお、寮母について申し上げますと、このほかに特殊業務手当といったしまして、当該寮母の業務の特殊性を勘案いたしまして一六%の加算をするという仕組みをとつておりますので、こういったいろいろな加算を含めまして寮母としての処遇がなされるというふうになつております。

さらに、勤続年数がこれを上回るという施設ももちろんございます。そういう施設につきましてはこの積算では対応ができないというふうになつてくるわけでございまして、こういう施設につきましては、民間施設の給与特別改善費という経費を立てまして、当該施設の平均勤続年数の長さによりましてこれも人件費にさらき加算をしていく

という仕組みをとっておりまして、こういう仕組みを総合的に運用することによりまして国家公務員並みの処遇ができるというふうに私どもは考えております。

○栗森審査官 実態を申し上げますと、かなりそこが違うんです。地域事情と言われましたが、これも余りにも一般論でございます。独自の給与表というのが問題です。

私どもがいろんな実態を調べたときに、例え社会福祉施設の場合で中途退職される方の原因の一つは、いわゆる子供の教育費がかかるようになつたとか、その地域の賃金水準にはなかなか到達しないと。もともと社会福祉施設の職場に勤めようという人は一つの理想を持つて行つてゐるんですが、現実にはとてもじゃないがこれではやれないと言つんですね。そういうことで離職するケースが、これまた看護婦さんの離職とは別の意味で非常に大きな問題になつていて。

したがつて、そういう意味で今のようにこれでいけば較差は出ないとということでは、私は基本的に問題は解決していない、こういうふうに思いますが、ぜひともそのことについてはこれからも改善をしていただく努力をしてほしい、こういうふうに思いますが、これはよろしくうございますか。

○政府委員(末次彬君) もとより私どももこれで十分と思っているわけではございません。また施設におきます給与体系につきましても、できるだけ公平かつ合理的な体系をつくるように指導していきたいというふうに考えております。

○栗森審査官 そこで、いま一つこれから問題で非常に重要なことだと思いますが、平成五年度からだしが措置権が市町村まで全部おりるわけでございます。

〔理事竹村泰子君退席、委員長着席〕

今までには、措置費というのは具体的に一つ一つ金額が決まっておったから、多少のことはあつてもそれで大体自分たちの社会福祉施設の賃金の一つのミニマムみたいなものが決まつて、今度は

交付税方式でしょ。交付税になつたということは、福祉施設に対する措置費がどれだけ出たかといふことを明示しないわけだ、丸ごとどんぶりで来るわけだから。そのとき皆さん、これどうするんですか。

○政府委員(末次彬君) 平成五年度から老人あるいは障害者につきまして措置権を町村に移譲するということは既に法案が通つております。現在その準備に入つておるわけでございます。

平成五年度からの話でございますが、私どもは今の措置費という仕組みそのものを変える気持ちはありませんで、これは当然国、県それから市町村が分担をするということになります。その分担をする町村の分担分について当然に交付税で裏打ちをしなきやならぬということで準備をいたしておりますが、今の措置費として一人当たりの措置金額と申しますが、これを施設に交付するというこの方式自身について見える気はございません。

○栗森喬君 そこは念のためにもう一度聞いておきますが、地方交付税方式になるわけでしょ。地方交付税でないんですか。地方交付税方式じゃなく措置費というのは個別に全部出したままこれも措置権が移つても、具体的な数字として個別のケースについて措置費を明示したままこれは措置権は移譲されるんですか。地方交付税なんですか、どつちですか、そこをはつきりしてください。

○政府委員(末次彬君) 私どもは今措置単価というのを決めておりますが、個々の施設にその単価に基づいて措置費を交付するという今のやり方を変える気はございません。交付税と申し上げましたのは、補助率分についてこれは当然に裏打ちをしなきやならぬという意味で、交付税の手当でも尋ねをすることになります。

次に、今回の処遇の改善を審議する医療関係者審議会並びに中央社会福祉審議会の構成のあり方に

ついてお尋ねをいたします。

多少申し上げますと、例えは医療関係者審議会では肩書が全部わからぬから、所属とか、そのぐらいでございますのであれでございますが、まづ私が見て直観的に思つたのは、医療関係者審議会の場合は、専門的な立場を十分に持つている人、それから病院経営であるとか管理する

構成のメンバーが悪いという意味で個別に言つているんじゃないですよ。ちょっと私が見た限りでは肩書が全部わからぬから、所属とか、そのぐらいでございますのであれでございますが、まづ私が見て直観的に思つたのは、医療関係者審議会の場合は、専門的な立場を十分に持つている人、それから病院経営であるとか管理する

うようなことも検討していかなかつたらいけないと思つております。ここで扱うことになりますが、必要な先生方にはまた入つていただきこう、このようになります。

○政府委員(末次彬君) 現在中央社会福祉審議会におきまして、社会福祉事業に従事する者といったしまして社会福祉施設の業務に従事する方など社会福祉の現場に精通した方が委員または臨時委員として任命されておりまして、こういった方々の御意見も十分反映いたしまして今後の取り運びを進めていきたいというふうに考えております。

○栗森喬君 両方の方に私は念のためにもう一度論議をしたけれども処遇に関しては一度もやっていない。だとすれば、構成について変更するといふことは当然必要だと思うんですが、その辺のところについて厚生省のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(古市圭治君) 先生のお手元に届いている資料からいいますと、現在十九名の委員でございますが、その中の過半数は保健婦、助産婦、看護婦等になつてゐるわけでございます。

ただ、その肩書が、明示されていないということがあります。ですが、その中の過半数は保健婦、助産婦、看護婦等になつてゐるわけでございます。

事項といふことについてはいろいろ御意見をいただくということになつております。基本指針といふものは厚生大臣、労働大臣、文部大臣で協議して定めることになりますから、必要な連絡はとらせていただきたいと思っております。

それからなお、現在の部会のメンバーが妥当かどうかということは、さらに先ほど申しましたような線に沿つて検討させていただきたいと思っております。

○政府委員(古市圭治君) 私がお答えしましたのは、労働省の方の中央職業安定審議会というお話をしましたが、文部省の関係は特段それがあるわけじやなくて、こちらに文部省の委員が入つておられますから、そこで、この辺の厚生省の基本指針に対する機関といふのはどういう性格でどういう意味を持つてゐるのか、もうちょっととしつかりそこは答弁をしていただきたいと思います。

○政府委員(古市圭治君) 私がお答えしましたのは、労働省の方の中央職業安定審議会といふお話をしましたが、文部省の関係は特段それがあるわけじやなくて、こちらに文部省の委員が入つておられますから、そこで、この辺の厚生省の基本指針に対する機関といふのはどういう性格でどういう意味を持つてゐるのか、もうちょっととしつかりそこは答弁をしていただきたいと思います。

再度お尋ねしますが、使用者概念、管理者概念、経営者概念、それから専門家という概念以外の人たちも当然入る余地をつくるんですね。これは両方の局長さんお願ひします。

○政府委員(古市圭治君) これは私どもの厚生省の範囲内でお答えしたわけでございますが、労働省とも一緒になつて提案している法律でございまして、労働省の方では中央職業安定審議会といふことがございまして、これは全く労使で構成されているということで、こちらの方でも雇用関係の

やはり勤務条件の改善ということになりますと勤務時間、これがこの中に入っています。それから勤務条件の改善に関する事項、これはいわゆる時短等も含みますので、その辺になりますと労働省のいろんな御意見が重要なかと思つておるわけでございます。

○栗森書君 もう時間もございませんので、あえてその部分はこれ以上質問をしませんが、意見だけ申し上げます。中央職業安定審議会はちょっと私性格違うと思う。今回の医療関係者のこの審議会が当然中心になるべきだと思うし、そういうふうになつてほしいということを申し上げておきます。

そこで、そうだとすればこれは政令とかいろんなことがこれからあるわけですが、当然審議会令の所轄事務などを変えるとか改正をするというふうに理解してよろしくござりますか。

○政府委員(岡光序治君) 積算につきましては、私が当然中心になるべきだと思う

うことはあります。それで、その辺になりますと労働省のいろんな御意見が重要なかと思つておるわけでございます。

○栗森書君 もう時間もございませんので、あえてその部分はこれ以上質問をしませんが、意見だけ申し上げます。中央職業安定審議会はちょっと私性格違うと思う。今回の医療関係者のこの審議会が当然中心になるべきだと思うし、そういうふうになつてほしいということを申し上げておきます。

そこで、そうだとすればこれは政令とかいろんなことがこれからあるわけですが、当然審議会令の所轄事務などを変えるとか改正をするというふうに理解してよろしくござりますか。

○政府委員(古市圭治君) 今回提案しておりますことで、関連で設置法をそれぞれ改正するということで法案提出した中にも一応条項を出させていただいているわけでございます。

○栗森書君 時間がなくなつたので、今回のことと関係をして、社会福祉関係の人たちの処遇といふのは必ずしも万全ではない、そしてこれからゴールドプランで十万人を確保しようということでございます。ちょっと時間がないので一つ一つ聞けないので申しわけないんですが、例えばホームヘルパー十万人になつたときに、これは処遇としての問題もありますが、私が試算をしたまざまざ数字をちょっと申し上げます。

○栗森書君 時間が来ているようですから、これだけの人たちを果たしてこれだけの人数で介護するというのはどう考へても論理的に矛盾があるような気がする。これは改めてじっくりと時間をかけてやらなきやいかぬけれども、とにかく今のホームヘルパー体制についてこのまま推移すると

いうのはかなり問題があるのでないかと思いま

すが、その辺のところについていかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田淵勲二君) 御異議ないと認めます。

いうのはかなり問題があるのでないかと思いま

すが、その辺のところについていかがですか。

○政府委員(岡光序治君) 積算につきましては、

本日、田代由紀男君が委員を辞任され、その補

欠として真島一男君が選任されました。

対象に考えまして、その上でそれぞれ、お元気な

方もいらっしゃいますから、介護を要するかどうか

かという要介護率、それからまたホームヘルパー

を希望するかどうかという希望率、そういつとも

のを実績の数値にかんがみまして掛け合わせまし

てホームヘルパーの対象数というのを考えている

わけでございます。

そして、どの程度のサービス量を提供するかと

いうことございますが、寝たきりない人は痴呆

性の御老人には週四回ないし六回、それからひど

り暮らし老人等の場合には週一回から二回といふ

サービス量を念頭に置いて十万人という積算をし

ているわけでございます。そういう意味では、私

ども今のトータルの対象者数が今後もそつ変わら

ないということで推移するならば、この十万人体

制で相当のサービスが提供できると思っておりま

すし、かつまたホームヘルパーの仕事以外の在宅

福祉サービスあるいは在宅保健サービスも今後あ

わせて用意をしようとしておりますので、必要な

在宅の処遇ができるのではないかというふうに考へておられます。

○委員長(田淵勲二君) 時間が来ています。

○栗森書君 時間が来ているようですから、これ

だけの人たちを果たしてこれだけの人数で介護す

るというのはどう考へても論理的に矛盾があるよ

うな気がする。これは改めてじっくりと時間をか

けてやらなきやいかぬけれども、とにかく今の

ホームヘルパー体制についてこのまま推移すると

質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田淵勲二君) 御異議ないと認めます。

○委員長(田淵勲二君) 委員の異動について御報

告いたします。

本日、田代由紀男君が委員を辞任され、その補

欠として真島一男君が選任されました。

○委員長(田淵勲二君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。——別に御発言もないようですから、討

論は終局したものと認めます。

これまで両案の採決に入ります。

まず、看護婦等の人材確保の促進に関する法律

案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田淵勲二君) これより両案の採決に入ります。

まず、看護婦等の人材確保の促進に関する法律

○委員長(田淵勲二君) 全会一致と認めます。よつて、竹村君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山下厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山下厚生大臣。

○国務大臣(山下徳夫君) ただいま御決議にならました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、引き続き努力いたす所存でございます。

○委員長(田淵勲二君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(田淵勲二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田淵勲二君) 次に、原子爆弾被爆者等援護法案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聽取いたしております。この際、前島英三郎君並びに浜本万三君から発言を求められており、順次これを許します。前島君。

○前島英三郎君 私は、自由民主党を代表して、原子爆弾被爆者等援護法案に対し意見陳述を行います。

私は、初当選以来一貫して福祉行政に携わってまいりましたが、戦後四十七年間にわたり被爆の方々が言葉に言いあわせない御苦労をされ、また、今日においても健康障害に苦しんでおられる方々が数多くいらっしゃることは、私どもとしても胸の痛む思いであります。

政府・自由民主党といいましては、被爆者の方々の御要望を十分に伺いながら、いわゆる原爆二法を中心にして、こうした被爆の方々の実情に即して、保健、医療、福祉の全般にわたってこれまで方々とが直接お会いし、お話を伺いましたことは御承知のように、平成二年六月には、私も含めましてこの参議院社会労働委員会の理事と被爆者の方々とが直接お会いし、お話を伺いましたことは

記憶に新しいところであります。

これらを踏まえ、自由民主党原爆被爆者対策小委員会、田中正巳委員長のもとで論議を尽くしました。

上で、平成二年度におきまして被爆者の高齢化に適切に、かつきめ細かに対応するために、一、介護手当の大額な引き上げ、二、健康管理手当の認定期間の延長、三、各種手当の所得制限の大幅な引き上げとその手続の簡素化など、諸手当の思

切った改善を行い、さらに今年度においても、一、三、原爆被爆者ホームヘルパー人件費補助金の倍増、四、原爆被爆者相談員の増員など、格段の改善を図ったところであります。

こうした改善措置につきましては、被爆者の方々からも大変喜んでいただいていると聞いておりますが、空襲や艦砲射撃、さらには

より奪われた遺族の方々の心情は察するに余りありますが、私どももいたしましては、引き続き被

爆者の方々の御要望に耳を傾け、そのお心に思いをいたし、これからも一層の充実を図つていかな

ければならないという立場に立つものであります。

こうした立場から見ますと、本法案は多くの問題点があると考えており、これにつきましては、既に平成元年十二月の第百六回国会において述べたところでありますが、改めて基本的な問題点を申し上げて反対の理由を明らかにしたいと思います。

まず第一は、国家補償の考え方についてであります。

本法案は、戦争責任に基づき、被爆者に対し國家補償を行うこととしております。原爆投下はまさに非人道的な行為であり、世界のいかなる地域においても、どのような理由があろうとも今後二度と繰り返してはならないものであり、我が国と

しまして、真摯な議論の結果、私どもとしては個人的な金銭給付を行うのではなく、國が原爆で亡くなられた方々を慰靈し、永遠の平和を祈念するため、国民全体あるいは世界にも通じる事業であるといった普遍性と、後世の我々の子孫にも継承していく事業であるといった永続性の両方を兼ね備えた事業を行うことこそが国民全体の理解と共感を得られるものと考えました。

このため、平成三年度より、一、財團法人放射線影響研究所を活用して、被爆に関する調査研究啓

発事業、国際交流事業を行うとともに、二、都道府県を通じて地域や職域で行われる慰靈事業を助成するほか、三として、原爆で亡くなられた方々を

被爆者対策というものは、いたずらに国の戦争責任に基づく国家補償という政治的な議論を繰り返すのではなく、原爆放射能による特別の健康障害に苦しんでおられる方々の実情に即して政策的に必要な対策を講じていく姿勢こそが重要であると

考えます。

第二は、他の戦争犠牲者との均衡の問題であります。

さきの大戦は我が国にとって未曾有の事態であり、当時の国民すべてが戦争による何らかの犠牲を受けております。かけがえのない肉親を原爆によるものがありますが、空襲や艦砲射撃、さらには外地で親族を失われた方々もたくさんいらっしゃるものです。被爆者対策が、結局は何らかの戦争被害をこうむっている国民の租税負担によつて賄われていることを考慮するならば、被爆者の遺族のみ特別に個人的な給付を行ふことは、国民的合意が到底得られないのではないかと考えられます。

原爆で亡くなられた方々に対する国の弔意のあらわし方に関する私どもの考え方は次のとおりであります。

本法案の施行には、提案者の推計でも平年度で約二千四百五十七億円の経費が必要とされております。これは現行施策の予算の約二倍という大きなものであります。被爆者対策の財源は国民の租税負担であります。他の戦争犠牲者に比べて著しい不均衡が生じるような本法案の施行に必要な租税負担について国民の合意が得られるとは到底思えないのであります。

以上申し上げましたように、本法案は幾つかの基本的な問題があり、自由民主党としては到底贊成できないものであります。私どももいたしましては、被爆者の方々の御要望に耳を傾けながら、現行の原爆二法を中心とする施策を着実に充実していくことが被爆者の方々の実情に最も適したものであり、また一般国民のコンセンサスを得られるものであると確信しているということを申し上げます。

○委員長(田淵勲二君) 浜本万三君。

○浜本万三君 意見を述べる前に、皆様に一言お礼を申し上げます。

私は被爆地広島の出身議員でありますので、当

慰靈し、永遠の平和を祈念するための施設を広島、長崎両市に設置するための検討を行つてゐるところであります。

第三は、すべての被爆者に画一的に年金を支給することとしている点についてであります。

被爆者の方々といつても、受けた放射線の量、

被爆による健康障害の程度はさまざまであり、施

策の内容、必要性についても一人一人に大きな差

があると考えられます。被爆者の方々であれば健

康障害があつてもなくとも年金を支給するとい

うべきです。被爆者対策の必要度の高い方々に対する適切、妥当な対策を行ふことを

考えております。被爆者対策にはもとより、一般国民との間に著しい不均衡を来し、社会的公正が確保できなくなるおそれがあると考えられます。

第四は、本法案の施行に要する経費についてであります。

本法案の施行には、提案者の推計でも平年度で約二千四百五十七億円の経費が必要とされており

ます。これは現行施策の予算の約二倍という大きなものであります。被爆者対策の財源は国民の租

税負担であります。他の戦争犠牲者に比べて著し

い不均衡が生じるような本法案の施行に必要な租

税負担について国民の合意が得られるとは到底思えないのであります。

以上申し上げましたように、本法案は幾つかの

基本的な問題があり、自由民主党としては到底贊成できないものであります。私どももいたしましては、被爆者の方々の御要望に耳を傾けながら、現行の原爆二法を中心とする施策を着実に充実していくことが被爆者の方々の実情に最も適したものであり、また一般国民のコンセンサスを得られるものであると確信しているということを申し上げます。

○委員長(田淵勲二君) 浜本万三君。

私は被爆地広島の出身議員でありますので、当

選以来、皆さんの御協力をいただきながら、国家補償に基づく被爆者援護法制定のために微力を尽してまいりました。今国会におきましても、野党六会派の共同提案となつております原子爆弾被爆者等援護法案は今後どうなるのであらうかと、その結果について大変心配をしていたところであります。しかし、幸いにも、田淵委員長並びに与野党の議員の皆様の御理解と御協力によりまして、本日、本委員会においてともかく決着をつけていたことになり、大変喜んでおります。ここに皆さんに心からお札を申し上げまして、以下意見を申し述べたいと思います。

私は、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合を代表いたしまして、原子爆弾被爆者等援護法案につきまして、私の意見の一端を申し述べさせていただきます。

広島、長崎が原子爆弾投下という人類史上未曾有の大惨禍をこうむつてから、早くも四十七年が経過しようとしております。

広島、長崎の原子爆弾は、一瞬にして三十万人のとうとい命を奪い、熱線と爆風、さらには放射能の複合的な効果により、長年にわたり大量無差別に多くの生命を破壊、殺傷してきたのであります。そして、辛うじて一命を取りとめた人たちも、想像を絶する生き地獄を体験し、生涯消えることのない傷痕と原爆後遺症に苦しみながら、今日までようやく生きてきたという状況にあります。

殊に、被爆者の高齢化が進む中で、寝たきりやひとり暮らし等要介護者も年々増加しており、昭和六十二年六月に発表された原爆被爆者実態調査等によつても、被爆者が貧困、病苦、孤独という三重苦にさいなまれている現状が浮き彫りにされております。さらに、実態調査では、九割に上の被爆者が、被爆者であることから自分の健康や子供や孫の健康、老後の生活等について苦労したり心配したりしていると答えております。このことからも、被爆後半世紀近くを経た今日なお、被爆者であるがゆえに、被爆者やその遺族が、原子爆弾の

特殊性による医学的、社会的、精神的後遺症に苦しんでおり、さらに、今後も終生悩み続けなければならぬ状況にあることは明らかであります。

政府は、これまで、いわゆる原爆二法をもつて被爆者の救済に当たつてまいりました。しかし、現行の原爆二法による援護措置は、国の責任を負ふまいにしたまま、被爆の状況、疾病の状況等により生存被爆者の一部を救済するにとどまり、原爆で亡くなられた方やその遺族に対しては手段の生活援助も行っておりません。政府は、本法案提出後に行つた諸手当の所得制限の緩和、介護手当の増額等の改善措置によつて被爆者対策は万全であるかのような説明をしておりますが、今申し上げた現行二法の最大の欠陥については何らの是正もされていないことを指摘せざるを得ません。

原子爆弾の被爆は、その非人道性や放射線による後遺症など、人間として到底受忍できる被害ではないことは明らかであり、こうした特別の犠牲は、國家補償の精神に基づき我が国が償うべきものであります。そして、被爆者援護法の制定こそが、被爆者がその被害を超えて人間らしく生きる可能性を開ける唯一の道であると私は確信しております。

そもそも、この史上未會有の惨禍をもたらした太平洋戦争を開始し、また、終結することの権限と責任が日本政府にあつたことは明白であります。

さもなく、アメリカの原爆投下が、国際法で禁止された毒ガス、生物化学兵器以上の非人道的兵器による無差別爆撃であつて、国際法違反の犯罪行為であることを考えれば、サンフランシスコ講和条約で日本が対米請求権を放棄した以上、その請求権を放棄した日本国政府に対し国家補償を要求する権利が存在するのは極めて当然のことであります。また、広島、長崎に対する原爆投下が、結果的に戦争終結への直接の契機となつたことも忘れず。

第一に、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金の額の改正等に応じて、被爆者年金の額を平成四年度ベースの額に引き上げること。

第二に、法律の施行期日を、平成四年十一月一日とすること。

第三に、老人保健法の改正に伴い、一般疾病医療費の支給の対象となる負傷または疾病に関する医療等のうち老人保健施設療養費等に要する費用についての国負担割合を十二分の六とするこ

とが終わることはないであります。被爆後既に四十七周年を迎えるとしている今日、老齢化する被爆者やその遺族に残された時間はもうわずかしかありません。被爆者団体の調査によれば、援護法賛同署名は参議院議員で百七十名、衆議院でも三百三十六名に達しております。また本年四月七日現在、被爆者援護法制定促進の決議、意見書を採択した自治体数は二千団体を大きく超えております。これは、再び原爆による犠牲者を出すな

といふ原水爆禁止の全国民の熱き願いのあらわれであるとも言えるのであります。

以上であります。

○委員長(田淵勲二君) 本案並びにただいまの浜本君提出の修正案は予算を伴つものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から両案に対する意見を聴取いたします。山下厚生大臣。

○國務大臣(山下徳夫君) 原子爆弾被爆者等援護法案及び同法案に対する修正案については、政府としては反対であります。

○委員長(田淵勲二君)

討論の申し出はございま

せんので、これより原子爆弾被爆者等援護法案に

ついて採決に入ります。

まず、浜本君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田淵勲二君)

可否同数と認めます。よ

て、国会法第五十条後段の規定に基づき、委員長

において本修正案に対する可否を決します。

○委員長(田淵勲二君)

本修正案については、委員長はこれを可決すべ

きものと決定いたします。(拍手)

次に、ただいま可決されました修正部分を除い

た原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願い

ます。

○委員長(田淵勲二君)

可否同数と認めます。よ

て、国会法第五十条後段の規定に基づき、委員長

において修正部分を除いた原案に対する可否を決

します。

修正部分を除いた原案については、委員長はこ

れを可決すべきものと決定いたします。(拍手)

以上の結果、本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

号)の一部を次のよう改正する。

別表第一第六号ハ中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法」(平成四年法律第号)に改める。

この修正の結果必要となる経費は、平年度約五十九億円の見込みである。

この修正の結果必要となる経費

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月六日)

- 一、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案
- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを
掲載院小字及び(は修正)

- 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

附 則

公表の日 平成四年四月一日から施行する。(第一)

この法律は、平成四年四月一日から施行する。(第一)

この規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定、第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定及び第三条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の規定は、平成四年四月一日から適用する。

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一三六号)
- 一、公的年金制度改善に関する請願(第一一三七号)
- 一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一三八号)
- 一、国立医療機関の貢金職員の定員化に関する請願(第一一三九号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一四七号)

一、保育の充実に関する請願(第一一四八号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第一一五一号)(第一一五一号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一五三号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一五四号)(第一一五五号)(第一一五六号)

一、カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱いに関する請願(第一一五六号)

一、カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱いに関する請願(第一一八四号)

一、国立医療機関の貢金職員の定員化に関する請願(第一一八五号)(第一一八五号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一八八号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一八九号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一九〇号)

一、国立医療機関の貢金職員の定員化に関する請願(第一一九一号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一九五号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一九六号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一九九号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一九〇号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一九五号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一九六号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一九九号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一九〇号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一九五号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一九六号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一九九号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一九〇号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一九五号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一九六号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一九九号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一九〇号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一九五号)

一、カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱いに関する請願(第一一三三号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一一二四号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一五〇号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一二三号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一二四号)

一、輸入食品に対する検査・監視体制の抜本的強化に関する請願(第一一二三〇号)(第一一二三一〇号)(第一一二三一〇号)(第一一二三一一号)(第一一二三一二号)(第一一二三一三号)(第一一二三一五号)(第一一二三一六号)(第一一二三一七号)(第一一二三一八号)(第一一二三一九号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一二三二号)

一、高齢化社会に対応する柔道整復師制度の強化に関する請願(第一一二四六号)

一、福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のある福祉人材確保対策の確立に関する請願(第一一二五三号)

一、高齢化社会に対する柔道整復師制度の強化に関する請願(第一一二四六号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第一一二五三号)

一、カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱いに関する請願(第一一二三四号)(第一一二三二五号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一二五六号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一二三六号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一二六一号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一二六二号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一二六三号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一二六四号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一二六五号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一二六六号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一二六七号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一二六八号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一二六九号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一二七〇号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一二七一号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一二七二号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一二七三号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一二七四号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一二七五号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一二七六号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一二七七号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一二七八号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一二七九号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一二九〇号)

一、輸入食品に対する検査・監視体制の抜本的強化に関する請願(第一一二九一号)

一、国立医療機関の貢金職員の定員化に関する請願(第一一二九二号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一二九三号)

一、高齢化社会に対する柔道整復師制度の強化に関する請願(第一一二九四号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第一一二九五号)

一、カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱いに関する請願(第一一二九六号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一二九七号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一二九八号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一二九九号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一一二一〇号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一一二一〇号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一一二一〇号)

請願者 熊本市楠四ノ一ノ 渡辺尚美 外九百九十九名	紹介議員 三重野栄子君 外百名
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。
第一一九六号 平成四年四月六日受理 腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願 (十通)	第一一二〇七号 平成四年四月六日受理 公的年金制度改善に関する請願
請願者 熊本県荒尾市金山一、二二二ノ三 出口志津女 外二百一名	請願者 三重県志摩郡阿児町神明九九二ノ一 五山本太 外二百九十九名
紹介議員 紀平 悅子君 名 中西 珠子君	紹介議員 井上 哲夫君 名 辻千代 外三名
この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。
第一一九九号 平成四年四月六日受理 公的年金制度改善に関する請願	第一一二〇九号 平成四年四月六日受理 重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願
請願者 神奈川県小田原市国府津二、〇六 一ノ二四 長谷川貞子 外九十九名	請願者 長野県上田市中央東九ノ三一 渡谷香代子 外九百九十九名
紹介議員 中西 珠子君 名 索森 稔君	紹介議員 粟森 稔君 名 遠山隆雄 外四十九名
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第六一号と同じである。
第一一二〇一号 平成四年四月六日受理 公的年金制度改善に関する請願	第一一二一〇号 平成四年四月六日受理 重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願
請願者 福岡市南区日佐二二二ノ一三 一ノ二四 長谷川貞子 外九十九名	請願者 長野県上田市上田原一、二三四ノ一 渡辺四郎君 紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第六一号と同じである。
第一一二〇二号 平成四年四月六日受理 公的年金制度改善に関する請願	第一一二二〇号 平成四年四月六日受理 重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願
請願者 福岡県宗像郡玄海町池田 松原直人 外九十九名	請願者 長野県下益城郡小川町西小川七九 一ノ二四 朝日修 外四名
紹介議員 渡辺 貞雄君 名 中西 珠子君	紹介議員 乾 晴美君 名 遠山隆雄 外四十九名
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第六一号と同じである。
第一一二〇三号 平成四年四月六日受理 公的年金制度改善に関する請願	第一一二三号 平成四年四月六日受理 カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱いに関する請願(二通)
請願者 福岡市博多区博多駅前四ノ一七ノ 一一東領ビル二〇五 鈴木宏造	請願者 岐阜市島栄町三ノ二二社団法人岐阜県盲人協会会长 藤井成幸 外一名
紹介議員 渡辺 貞雄君 名 中西 珠子君	紹介議員 藤井 孝男君 名 田中義外百七十九名
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。
第一一二〇五号 平成四年四月六日受理 公的年金制度改善に関する請願	第一一二四号 平成四年四月六日受理 看護婦確保法の制定に関する請願(十通)
請願者 福岡市博多区博多駅前四ノ一七ノ 一一東領ビル二〇五 鈴木宏造	請願者 熊本県下益城郡小川町西小川七九 七 平岡隆雄 外四十九名
紹介議員 渡辺 貞雄君 名 中西 珠子君	紹介議員 前田 熟男君 名 前田澤次
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。
第一一二〇六号 平成四年四月六日受理 公的年金制度改善に関する請願	第一一二五号 平成四年四月六日受理 カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱いに関する請願
請願者 福岡市南区日佐二二二ノ一三 一ノ二四 朝日修 外四名	請願者 三重県志摩郡阿児町神明九九二ノ一 五山本太 外二百九十九名
紹介議員 乾 晴美君 名 遠山隆雄 外四十九名	紹介議員 井上 哲夫君 名 辻千代 外三名
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。	この請願の趣旨は、第六一号と同じである。
第一一二〇七号 平成四年四月六日受理 公的年金制度改善に関する請願	第一一二六号 平成四年四月六日受理 看護婦確保法の制定に関する請願(十通)
請願者 福岡市南区日佐二二二ノ一三 一ノ二四 朝日修 外四名	請願者 熊本県玉名市大浜町一、一〇七ノ一 二 高木虎次郎 外百九名
紹介議員 乾 晴美君 名 遠山隆雄 外四十九名	紹介議員 紀平 悅子君 名 遠山隆雄 外四十九名
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。	この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。
第一一二〇八号 平成四年四月六日受理 公的年金制度改善に関する請願	第一一二七号 平成四年四月六日受理 看護婦確保法の制定に関する請願(十通)
請願者 福岡市南区日佐二二二ノ一三 一ノ二四 朝日修 外四名	請願者 熊本県玉名市大浜町一、一〇七ノ一 二 高木虎次郎 外百九名
紹介議員 乾 晴美君 名 遠山隆雄 外四十九名	紹介議員 紀平 悅子君 名 遠山隆雄 外四十九名
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。	この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。
第一一二〇九号 平成四年四月六日受理 公的年金制度改善に関する請願	第一一二八号 平成四年四月六日受理 看護婦確保法の制定に関する請願(十通)
請願者 福岡市南区日佐二二二ノ一三 一ノ二四 朝日修 外四名	請願者 三重県志摩郡阿児町神明九九二ノ一 五山本太 外二百九十九名
紹介議員 乾 晴美君 名 遠山隆雄 外四十九名	紹介議員 井上 哲夫君 名 辻千代 外三名
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。	この請願の趣旨は、第六二九号と同じである。
第一一二一〇号 平成四年四月六日受理 公的年金制度改善に関する請願	第一一二九号 平成四年四月六日受理 看護婦確保法の制定に関する請願(五通)
請願者 福岡市南区日佐二二二ノ一三 一ノ二四 朝日修 外四名	請願者 北海道小樽市緑三ノ一五ノ四二〇 杉本富美子 外五千二百三十三名
紹介議員 乾 晴美君 名 遠山隆雄 外四十九名	紹介議員 高崎 裕子君 名 遠山隆雄 外四十九名
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。	この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。
第一一二一一号 平成四年四月六日受理 公的年金制度改善に関する請願	第一一二五号 平成四年四月六日受理 カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱いに関する請願
請願者 福岡市南区日佐二二二ノ一三 一ノ二四 朝日修 外四名	請願者 札幌市中央区南十一条西六丁目 小野俊明 外二名
紹介議員 乾 晴美君 名 遠山隆雄 外四十九名	紹介議員 高木 正明君 名 遠山隆雄 外四十九名
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。
第一一二一三号 平成四年四月六日受理 重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願	第一一二五号 平成四年四月六日受理 カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱いに関する請願
請願者 福岡市南区日佐二二二ノ一三 一ノ二四 朝日修 外四名	請願者 札幌市中央区南十一条西六丁目 小野俊明 外二名
紹介議員 乾 晴美君 名 遠山隆雄 外四十九名	紹介議員 高崎 裕子君 名 遠山隆雄 外四十九名
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。	この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。
第一一二一四号 平成四年四月六日受理 公的年金制度改善に関する請願	第一一二六号 平成四年四月六日受理 看護婦確保法の制定に関する請願(五通)
請願者 福岡市南区日佐二二二ノ一三 一ノ二四 朝日修 外四名	請願者 北海道名寄市東三条南六丁目 太田孝義 外百七十九名
紹介議員 乾 晴美君 名 遠山隆雄 外四十九名	紹介議員 高崎 裕子君 名 遠山隆雄 外四十九名
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。	この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

<p>請願者 長野県上田市材木町 大田博一 紹介議員 乾 晴美君</p> <p>この請願の趣旨は、第六一号と同じである。</p> <p>第一二五六号 平成四年四月七日受理</p> <p>重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人との介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願</p> <p>請願者 長野県小県郡丸子町平井一、三六〇ノ一 前田妙子 外七名 紹介議員 粟森 麻君</p> <p>この請願の趣旨は、第六一号と同じである。</p> <p>第一二五七号 平成四年四月七日受理</p> <p>腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願</p> <p>請願者 北海道留萌郡小平町鬼鹿港町三区 豊島恒樹 外三千百六十六名 紹介議員 竹村 泰子君</p> <p>この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。</p> <p>第一二五八号 平成四年四月七日受理</p> <p>請願者 北海道稚内市荻見三ノ七ノ二四 本間芳幸 外千六百名 紹介議員 竹村 泰子君</p> <p>この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。</p> <p>第一二六一号 平成四年四月七日受理</p> <p>請願者 東京都大和市桜ヶ丘四ノ三〇一 紹介議員 上田耕一郎君</p> <p>この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。</p> <p>第一二六三号 平成四年四月七日受理 国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願 (七通)</p> <p>請願者 東京都立川市錦町三ノ一二ノ二〇 紹介議員 外四名</p>	<p>請願者 外六千四百 紹介議員 上田耕一郎君 十名</p> <p>この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。</p> <p>第一二六四号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 札幌市豊平区福住二条五ノ八ノ八 紹介議員 風間禪 外二千九百三名 風間禪 外二千九百三名</p> <p>近年、看護職員の不足が大きな社会問題となつてゐる。厚生省は、平成四年度においては全国で約九万人、北海道においては五千五百人(平成三年)が不足していると報告しているが、実態はもつと深刻になつてゐるとも指摘されている。こうした看護職員の不足は、道民・患者に対する影響のみならず、病院・病棟の閉鎖や開業の延期を始め病院経営にも大きな影響を与えていた。また、これを放置すれば、道民の健康確保及び医療保障にも多大な支障を与えることは必至である。今後ますます高齢化し、かつ医療が高度化・専門化する中で、看護の役割は非常に大きなものがあり、これを十分に確保することが不可欠である。ついては、次の措置を探られたい。</p> <p>一、「温かく、ゆとりのある看護」の実現に向けて、看護職員の不足を早急に解消すること。 また、現在「患者四人に看護職員一人」という昭和二十三年に定められた医療法の人員基準等を改善すること。</p> <p>二、現在、月八日以上になつてゐる夜勤勤務を複数勤務・月六回程度に減らすとともに、週休二日制の早期実現を図ること。</p> <p>三、看護職員の待遇を改善するため、夜勤手当・給与等を早急に引き上げること。このため、社会保険診療報酬の看護料については、引き続き大幅な引上げを図ること。</p> <p>四、看護職員の定着を図るために、院内・夜間保育の増設、看護婦宿舎の整備並びに一定期間</p>
---	---

<p>第一二六四号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道阿寒郡阿寒町字阿寒湖畔 森田薰 外二千九百三名 紹介議員 猪熊 重二君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二六六号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道阿寒郡阿寒町字阿寒湖畔若草 次郎 外二千九百三名 紹介議員 太田 淳夫君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二六七号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道白糠郡白糠町東一条北七ノ四 古庭一則 外二千九百三名 紹介議員 高桑 栄松君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二六八号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道白糠郡白糠町西四条北一丁 柴田幸安 外二千九百三名 紹介議員 片上 公人君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二六九号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道白糠郡白糠町北町道住 堀田愛 鶴岡 洋君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二七二号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道阿寒郡阿寒町仲町 堀田愛 高砂美砂子 外二千九百三名 紹介議員 中川 嘉美君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p>	<p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道阿寒郡阿寒町阿寒湖畔泉町 細川博 外二千九百三名 紹介議員 木庭健太郎君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二七〇号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道阿寒郡阿寒町阿寒湖畔若草 町 楠屋潤一 外二千九百三名 紹介議員 白浜 一良君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二七一号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道白糠郡白糠町東一条北七ノ四 古庭一則 外二千九百三名 紹介議員 高桑 栄松君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二七二号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道白糠郡白糠町西四条北一丁 柴田幸安 外二千九百三名 紹介議員 片上 公人君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二七三号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道阿寒郡阿寒町北町道住 堀田愛 鶴岡 洋君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二七四号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道阿寒郡阿寒町仲町 堀田愛 高砂美砂子 外二千九百三名 紹介議員 中川 嘉美君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p>
---	--

<p>第一二七三号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道阿寒郡阿寒町北町道住 堀田愛 鶴岡 洋君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二七四号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道阿寒郡阿寒町仲町 堀田愛 高砂美砂子 外二千九百三名 紹介議員 中川 嘉美君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p>	<p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道阿寒郡阿寒町阿寒湖畔泉町 細川博 外二千九百三名 紹介議員 木庭健太郎君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二七五号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道阿寒郡阿寒町阿寒湖畔若草 町 楠屋潤一 外二千九百三名 紹介議員 白浜 一良君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二七六号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道白糠郡白糠町東一条北七ノ四 古庭一則 外二千九百三名 紹介議員 高桑 栄松君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二七七号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道白糠郡白糠町西四条北一丁 柴田幸安 外二千九百三名 紹介議員 片上 公人君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二七八号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道白糠郡白糠町北町道住 堀田愛 鶴岡 洋君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p> <p>第一二七九号 平成四年四月七日受理</p> <p>看護職員の確保と労働条件・待遇の改善に関する請願</p> <p>請願者 北海道阿寒郡阿寒町仲町 堀田愛 高砂美砂子 外二千九百三名 紹介議員 中川 嘉美君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。</p>
---	--

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

に策定し、実現を図られたい。

第一四〇五号 平成四年四月九日受理
国民健康カードシステムの開発・普及事業に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 桜田栄一
紹介議員 石原健太郎君

地域住民の健康の保持と向上は、地方行政における最重要課題の一つである。近年、社会環境の変化に伴い、心身疾患患者等が著しく増加する傾向にあり、地方自治体においては、地域保健医療システムの充実を図るためにも「生涯健康管理システム」を確立する必要がある。「国民健康カードシステム」は、予防医療の確立、医療事故の防止、医療行政の適正化等に極めて有効であり、その開発普及が図られるべきである。ついては、次の措置を探られたい。

- 一、個人のプライバシー保護に配慮した「国民健康カードシステム」の開発を進めること。
- 二、地方自治体や病院等においても活用できるカード、入力情報の標準化及び互換技術の開発等を行うこと。
- 三、地方自治体におけるシステムの開発・普及に対する国の補助制度を創設すること。

第一四〇九号 平成四年四月九日受理
保健・医療・福祉マンパワーの確保に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 桜田栄一
紹介議員 石原健太郎君

保健・医療・福祉マンパワーに対する需要は、高齢化社会の進展や医療の高度化等の要因によって格段に高まることが予測されているにもかかわらず、労働力不足の中で、それらを十分に確保することが困難な状況にある。看護職員、ホームヘルパーの不足は、労働条件の低下を招き、更に不足を増幅させる結果となっている。その解決に当たっては、従事しやすいように労働条件の向上を図るとともに、養成体制の充実策が緊急課題である。ついては、高齢化社会に対応する施策を早急

第一四一〇号 平成四年四月九日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会

福祉施設の設置に関する請願(百二十通)

請願者 長野県岡谷市田中町一ノ九ノ三 田中正人 外五百五十二名
紹介議員 下条進一郎君

第一四一二号 平成四年四月九日受理
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。
請願者 栃木県足利市板倉町四七七ノ五社 団法人栃木県鍼灸按摩マッサージ指圧師会会長 鈴木正一
紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。
この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

平成四年五月十一日印刷

平成四年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局